

平成20年度

戸田市の現状と課題

戸田市政策研究所・戸田市まちづくり戦略会議

平成21年3月

目次

第1章	はじめに	1
1.	研究の背景	2
2.	研究の目的	3
3.	研究の方法	4
4.	報告書の概要	5
第2章	戸田市ってどんなところ	7
1.	歴史～川の流れとともに発展した戸田～	8
2.	人口～若さあふれるまち～	10
3.	地形～坂道の少ない平坦な土地～	13
4.	交通～都心への便利な玄関口～	15
5.	自然～水と緑あふれるまち～	17
第3章	戸田市の現状と課題と対策	19
1.	保健・福祉・医療	27
2.	教育・生涯学習と文化	53
3.	環境と市民生活	64
4.	産業と労働	77
5.	都市基盤と生活基盤	85
6.	参加と交流	99
7.	行財政運営	109
資料編		123

第1章

はじめに

第1章 はじめに

1 研究の背景

地方分権改革は、1989年「臨時行政改革推進審議会（第2次行革審）」の「国と地方の関係等に関する答申」で可能な限り自治体に権限の委譲を進めることが挙げられ、本格的にスタートしたとされる。その後、行革審からの意見や答申を受け、1995年に地方分権推進法が施行された。その際に発足した「地方分権推進委員会」では、この地方分権改革を「明治維新・戦後改革に次ぐ『第三の改革』の一環であり、数多くの関係法令の改正を要する世紀転換期の大事業である」¹と位置づけ5年間にわたり5次の勧告をした。

その勧告を受け2000年には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下、地方分権一括法という）」が施行され、国と地方の関係が上下・主従の関係から、対等・協力へ、中央集権型行政システムが地方分権型システムへと変革していくことになる。

戸田市（以下、本市とする）においては、2008年4月以降、重要な行政計画などの策定が続く。例えば、「第3次総合振興計画」（2001年度～2010年度）から「第4次総合振興計画」への展開、第4次の行政改革である「経営改革プラン」（2006年度～2010年度）の検証と次期行政改革の検討を行う時期にあたっている。

視点を変えて、世の中の自治体事情に目を移すと、近年、地方分権の進展により各自治体が独自の政策を展開し、他自治体との差別化を図ることが可能となってきた。また、インターネットの普及により住民は自治体の情報について手に入れやすく、また、自治体側も情報を提供しやすくなってきております。そのような状況下、本市は他分野において、高い評価を得るようになりました。「サステナブル都市」（2007年）全国第3位、「財政健全度ランキング」（2007年）全国第2位、「行政サービス水準調査」全国第8位、「住みよさランキング」（2008年）埼玉県第1位、「e都市ランキング」（2008年）埼玉県第1位など、その他の自治体ランキングでも、近年は上位にランキングされることが多くなってきている。これは、市民の自治体に対する意識が高まってきていることと、本市の政策が着実に住民主体で実施されていることの裏付けとしてとらえることができる。そして、これらの本市の強みは、市民にとって住みよい、ずっと住みたい等の意識付けにもなる。

また、今日では、先に述べた地方分権一括法の施行や三位一体改革などの進展により、「地方にできることは地方に」という流れから、一層自治体の「らしさ」というものが求められてきている。この流れは、住民が自分の住む場所を検討する際の判断材料として、今まで以上に比重が大きくなってくると考えられる。まさに都市間競争の幕開けであり、本市としてもこの競争に勝ち続けるための行政運営を行っていかね

¹ 地方分権推進委員会 中間報告「分権型社会の創造」第1章引用 1996年3月29日

ればならない。

このような状況で、本市の現状と課題を検証し、施策・取組に活かしていくことは、重要であるとする。

2 研究の目的

(1) 目的

本研究は、本市の将来設計に寄与するため、具体的には次の3点を明らかにする。

- ①本市の現状と課題を明らかにする。
- ②本市の強みと弱みを抽出する。
- ③本市らしさを明確にする。

なお、下記の行政分野ごとに現状と課題を明らかにしていく。下記の7行政分野に限定したのは、第3次総合振興計画の体系と併せて行うことが効果的であると考えられることや本報告書を第4次総合振興計画策定の基礎資料として活かすことを視野に入れているためである。

- ①保健・医療・福祉
- ②学校教育・生涯学習と文化
- ③環境と市民生活
- ④産業と労働
- ⑤都市基盤と生活基盤
- ⑥参加と交流
- ⑦行財政運営

(2) 期待される効果

本研究による期待される効果は、下記の2点と考えられる。

- ① 庁内で四散している本市に関するデータを収集・統合し、体系的に整理できる。
- ② 本市の現状と課題を知り、強みと弱みを知ることにより、今後の本市の将来設計

に活かすことができる。

3 研究の方法

(1) 先行事例・先行研究

○横須賀市都市政策研究所

横須賀市都市政策研究所が2006年3月に、3年の期間をかけて取り組んだ「2005年度 横須賀市の現状と課題」をまとめ、2007年度に「よこすか白書」として外部に公表している。この内容は3部構成で、第Ⅰ部では「横須賀市の姿」とし、統計の面から各分野を検証している。第Ⅱ部では「横須賀市の現状とこれからの課題」とし、政策面から各分野の現状と課題を検証している。そして第Ⅲ部では「時代の視点～人口減少と定住～」とし、これから迎える人口減少時代をいかにして立ち向かうかを議論している。

○中野区政策研究機構

中野区政策研究機構は、2007年度「中野区の現状と課題の分析」を公表している。この内容は、7つのテーマ（「地域経済」「都市構造と住環境」「安全と環境」「子ども・高齢者・障害者」「区民の暮らし」「行財政運営」「人口・世帯」）についてデータの分析収集を行い、中野区の現状と課題を明らかにし、区の将来像を描くための基礎資料としている。また、毎年度内容を更新し、データベース化している。

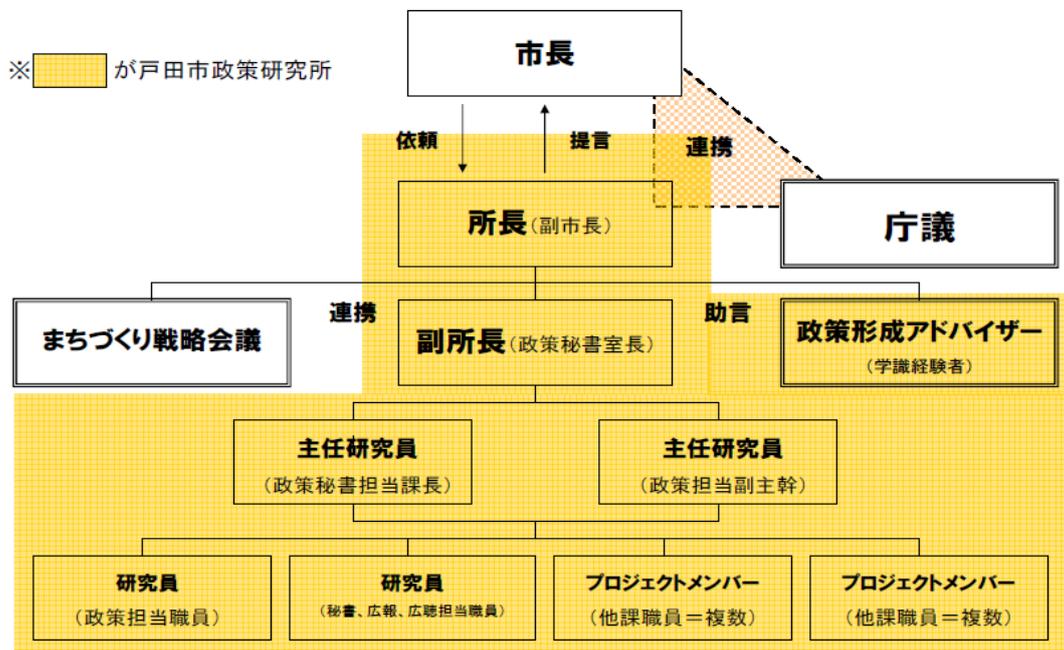
○本市の取組

また、本市ではマネジメントシステムの中で「戸田市行財政白書」（経営企画課）を2007年度より作成している。同白書は、部の方針及び課のマネジメント、経営改革プランの進行状況、本市の財政状況など現在の戸田市の行財政情報を取りまとめたものである。戸田市政策研究所においては、この白書を踏まえ、かつ先行事例を参考にし、各分野での現状と課題と対策を検証・考察している。

(2) 本研究の手法

下記の3点の方法を採用する。

- ①既存の資料（総務省「統計でみる市町村のすがた2007」等）を収集し、加工する。
- ②本市の行政資料（「戸田市経営改革プラン～第4次行政改革～」 「戸田市行財政白書2007」等）を収集し、加工する。
- ③並行して戸田市まちづくり戦略会議（以下戦略会議）では各部局ごとのSWOT分析を行い、現状と課題、強みと弱みを検証する。



※戦略会議は、各部局の次長職を委員とし「21 世紀において戸田市が、自己決定及び自己責任を基本理念とする個性豊かな自立したまちであるために、新時代にふさわしい施策や行財政システム等を調査研究し、かつ、それらの結果を市政運営にかすため」に設置された会議である。

以上 3 点の方法を用いて、研究を進め目的を達成する。

4 報告書の概要

本報告書の構成は、第 1 章から第 3 章、資料編からなり、全体で 3 章構成となっている。第 1 章は研究の概要について、第 2 章では、本市の概要について 5 つの分野の視点から説明をする。第 3 章では、戦略会議での取り組みをもとに各分野の現状と課題とその対策を検証していく。

第2章

戸田市ってどんなところ

第2章 戸田市ってどんなところ

1 歴史～川の流れとともに発展した戸田～

本市は、縄文時代前期から既に人の住んでいた形跡があり古くから集落も形成されている。また、江戸時代には徳川家康が戸田付近で鷹狩りを行い、徳川家光は笹目・早瀬付近を鷹場に指定をしている。また、戸田漕艇場では東京オリンピックのボート競技が行われるなど、ボートのまちとしての歴史もある。(図表1-1参照)

図表1-1 戸田市の歴史

年代	できごと
約 5000 年前 (縄文時代前期)	戸田市本町にて、この頃の十三菩提式深鉢形土器が発見されている。
約 4500 年前 (縄文時代中期)	戸田市美女木にて、この頃の勝坂式、阿玉台式土器破片や打製石斧、石皿の破片が発見されている。
約 3000 年前 (縄文時代後期)	戸田市美女木堤外にて、この頃の加曾利 BI 式土器破片が発見されている。
250 年頃 (弥生時代後期)	この頃の遺跡として市内に鍛冶谷・新田口遺跡 (～古墳時代前期) がある。
300 年頃 (古墳時代前期)	この頃の遺跡として市内に根木橋遺跡 (～室町時代)、南原遺跡 (～室町時代)、前谷遺跡 (～平安時代)、上戸田本村遺跡がある。
500 年頃	この頃、上戸田に集落が営まれ、かまどを持つ竪穴式住居が作られる。(南原、上戸田本村遺跡)
1875 年	戸田橋 (木橋) が完成。
1889 年	町村合併により下戸田村、上戸田村、新曾村が戸田村に、下笹目村と惣右衛門村が笹目村に、美女木村と内谷村と曲本村と松本新田村が美谷本村になる。
1910 年	荒川、利根川の大水害。両流域で洪水により美女木地区の堤防が決壊し、浸水家屋、冠水田畑多数。
1912 年	戸田橋 (木橋土橋) が完成。
1932 年	戸田橋 (鉄橋) が完成。
1940 年	戸田漕艇場 (ボートコース) が完成。
1941 年	戸田村、町制施行のため戸田町になる。
1943 年	美谷本村と笹目村が合併し美笹村になる。
1951 年	戸田橋花火大会が始まる。
1957 年	美谷本村が戸田町と合併。
1964 年	第 18 回オリンピック東京大会開催。戸田ボートコースが漕艇競技会場として使用される。

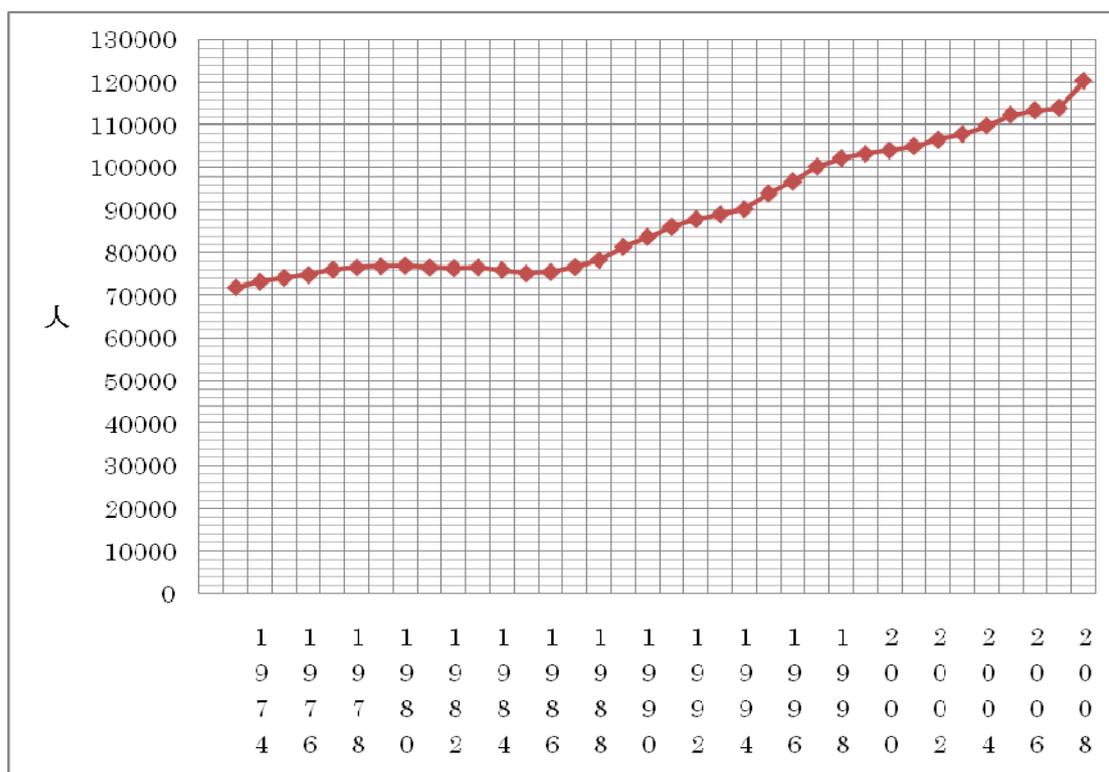
1966年	戸田町、市制施行のため戸田市になる。
1967年	戸田付近の新大宮バイパス、部分開通。
1978年	戸田橋（コンクリート橋）が完成。通勤新線（埼京線）が認可を受ける。
1984年	中国・開封市と友好都市締結調印
1985年	東北・上越新幹線、大宮～上野間開業、埼京線開業。戸田公園駅、戸田駅、北戸田駅が開設。
1986年	戸田市が平和都市宣言。
1988年	人口が8万人を突破。
1990年	首都高速道路5号線（高島平～戸田南）が開通。
1992年	オーストラリア・リバプール市と姉妹都市提携締結。埼玉県・美里町と姉妹都市提携締結。
1993年	静岡県・戸田村と姉妹都市提携締結。福島県・大信村と姉妹都市提携締結。首都高速道路5号線が開通。
1996年	人口が10万人を突破。市制30周年。
2006年	市制40周年。
2008年	人口が12万人を突破。

出典：戸田市政策研究所

2 人口～若さあふれるまち～

本市は、1966年に市制施行した際には人口およそ5万人でしたが、1985年の埼京線開通以来交通網の整備により人口は増加傾向をたどり、1996年には10万人を突破している²。また、人口減少化時代の影響を受けることなく、現在（2008年）では人口12万人を超えている。（図表1-2参照）さらに、国立社会保障・人口問題研究所の推計³によると、2035年に人口が増加している埼玉県内の市は、本市と和光市と鳩ヶ谷市の三市のみである。

図表1-2 戸田市の総人口の推移



出典：戸田市「統計とだ2008」、市民課

①人口動態（年齢別人口推移）

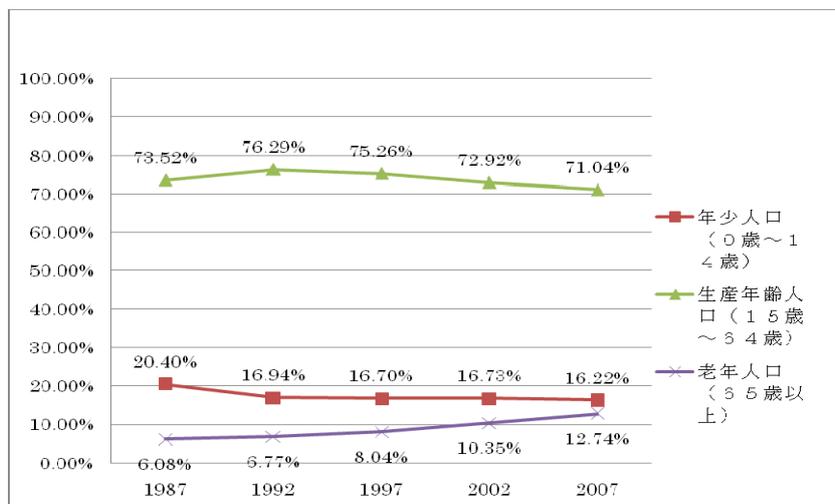
近年、首都圏では地方からの人口流入とともに高齢化が加速しているが、本市でも老年人口増加率は、全国でも上位に位置している⁴。しかし、年少人口や生産年齢人口の比率も依然として高い。（図表1-3参照）（総務省「統計でみる都道府県のすがた2008」調べ：2006年度全国平均①年少人口割合 13.6%②生産年齢人口割合 65.5%③老年人口割合 20.8%）

² 戸田市「昭和41年度版戸田市の統計」「平成8年度版統計戸田」

³ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（2008年12月推計）」2035年戸田市の将来推計人口129,943人

⁴ 東洋経済新聞社「都市データパック2008」全国第25位

図表 1-3 年少・生産年齢・老年人口増加率の推移

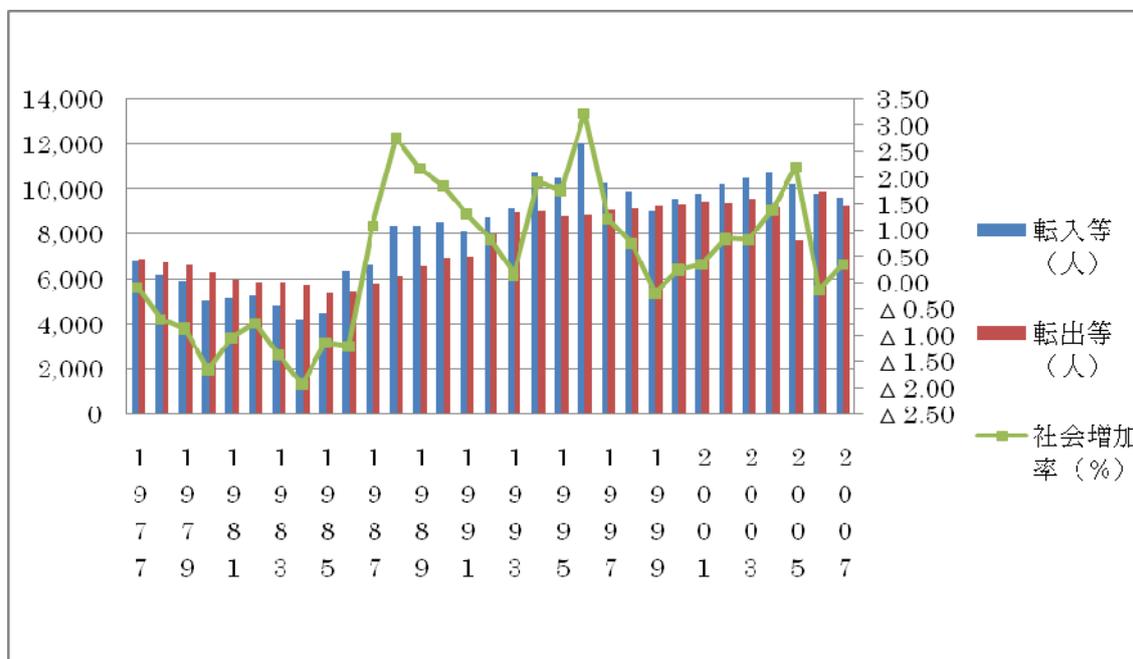


出典：戸田市「統計とだ 2007, 2002, 1997, 1992, 1987 年度版」

②人口動態（社会・自然増加率）

本市は、年間約 2 万人の転出入があり約 12 年で全人口の動きがある計算になる。（図表 1-4 参照）前述の埼京線開通（1985 年）後の人口増加以来、1986 年、1999 年、2006 年以外は社会増加率がプラスとなっている。

図表 1-4 戸田市の社会動態と社会増加率⁵の推移

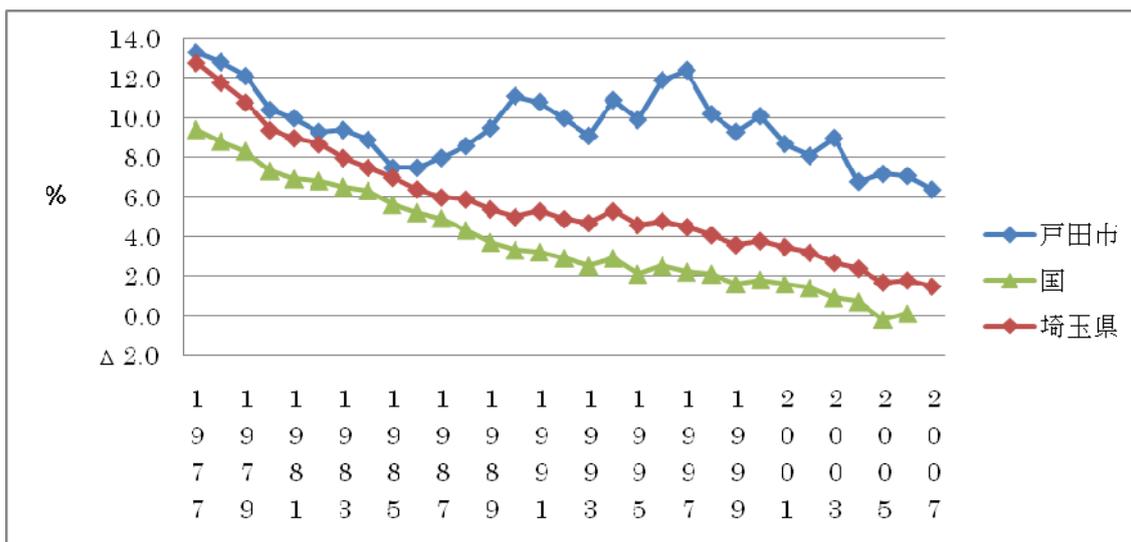


出典：戸田市「統計とだ 2007 年度版」

⁵ 社会増加率 = 社会動態 (= 転入者 - 転出者) / 人口総数

また、自然増加率は全国・埼玉県平均を常に上回り、ここ 20 年では大きく上回る結果となっている。(図表 1-5 参照) これは年間約 1,500 人近くの出生があることが要因の一つであると考える。

図表 1-5 国・埼玉県・戸田市の自然増加率の推移⁶



出典：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2008」埼玉県「埼玉県の人口動態概況平成 19, 16, 13 年」戸田市「統計とだ 2007 年度版」

今後の課題としては、人口増加の過程、または人口増加から減少へ転じた場合によるものとして、老年人口の増加に伴う財源の減少、福祉サービスの利用の増加、子育てのまちとしての方向転換など、数多く挙げられる。

⁶ 自然増加率 = 自然増加数 (= 出生数 - 死亡数) / 人口総数 × 1,000 人

3 地形～坂道の少ない平坦な土地～

本市は、埼玉県の南東部に位置し（図表 1－6）、美しい緑と豊かな荒川の流れに抱かれた面積約 18k m²のまちである。市内は海拔約 1～4 m と全体的に平坦な土地であり、沖積層地帯を母体として生まれた土地である。東西に長い市域は、東は川口市、西は朝霞市と和光市、南は荒川を隔てて東京都板橋区、北はさいたま市と蕨市に接している。（図表 1－7）



図表 1－6 戸田市の位置

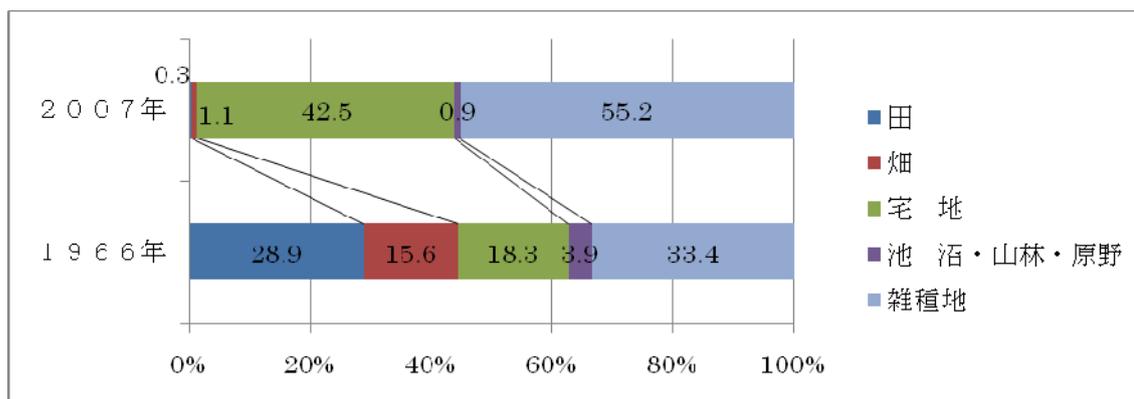


図表 1－7 埼玉県内における戸田市の位置

①地目別土地利用状況

市制施行以来 40 年間で田畑がおよそ 10 分の 1 近くに減少し宅地へと開発がされている。（図表 1－8）その結果 2007 年では、42.5%の土地が宅地として利用され、田畑は 1.4%となっている。

図表 1－8 戸田市の地目別土地面積の変化



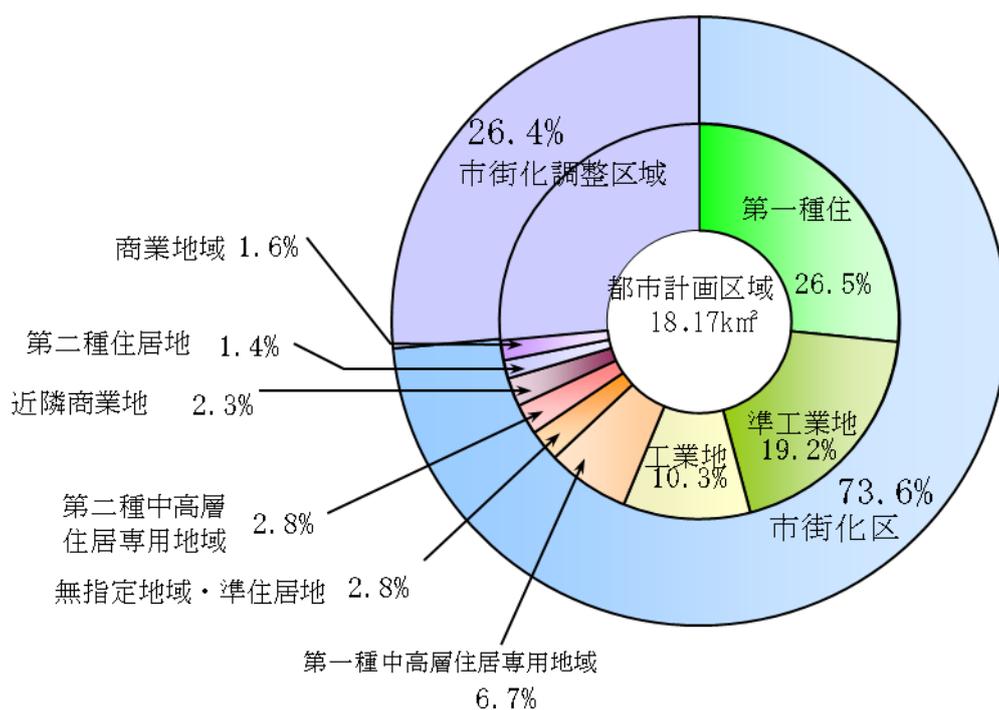
出典：統計とだ 2007, 1966 年度版

②都市計画用途地域割合

都市計画用途地域別の割合としては市街化区域が約 74%を占めている。（図表 1－9 参照）内訳としては第一種住居地域 26.5%、準工業地域 19.2%、工業地域 10.3%、

第一種中高層住居専用地域 6.7%、無指定地域・準住居地域 2.8%、第二種中高層住居専用地域 2.8%、近隣商業地域 2.3%、第二種住居地域 1.4%、商業地域 1.6%となっている。

図表 1－9 都市計画用途地域別の割合（2007 年度）



出典：統計とだ 2007 年度版

課題としては、市内の海拔が低いため、市境南西部を流れる荒川の堤防決壊時や、近年増加傾向のゲリラ豪雨発生時には、浸水被害の可能性が高いということが挙げられる。

4 交通～都内への便利な玄関口～

本市は、荒川を渡るための船場として平安時代末には「早瀬渡船場」があり、この渡しから北に伸びる道筋は、旧鎌倉街道「中道」の脇街道か枝道の役割を果たしていたのではないかとされている。また、市内を南北に貫く旧中山道は、荒川岸の「戸田渡船場」から始まっていた。

①交通基盤

現在は市内の東部に国道17号が南北に、市内の西部に新大宮バイパスが南北に、新大宮バイパスの上に首都高速道路5号線が、市内の北部に東京外かく環状道路が整備されている。また、東西の国道をつなぐ道路が整備され、市外への自動車での移動の利便性ととも、市内の移動もスムーズに行える。この交通基盤を生かし、コミュニティバス toco を市内に4循環運用している。その他に、市内の中心部に JR 埼京線が南北に走っており（図表1-10 参照）、北戸田駅・戸田駅・戸田公園駅と3駅の利用が可能である。1985年に3駅が開通した際には1日平均の乗降客数がおおよそ15,000人⁷だったが、2007年度には60,770人⁸と人口の増加や住環境の整備とともに増加傾向にある。

これらの交通基盤の整備により、都心へ電車で約20分、車で1時間未満という都心への玄関口としての役割を果たしている。

図表1-10 市内交通網概略



出典：いとだマップ

⁷ 昭和61年度版統計戸田

⁸ 東日本旅客鉄道(株)「鉄道ライブラリー各駅の乗車人員」2007年度

②道路整備

なお、2007年4月1日現在市道の舗装率は99%と県内1位であるとともに、歩道設置率も24.7%と県内2位と道路交通網の整備が進んでいる。(図表1-11参照)

図表1-11 市道の舗装率と歩道設置率(2007年4月1日現在)

	1級			2級			その他			全線合計		
	路線数	舗装率	歩道設置率	路線数	舗装率	歩道設置率	路線数	舗装率	歩道設置率	路線数	舗装率	歩道設置率
埼玉県内市道	1,965	97.2	52.1	2,367	95.9	28.8	16,2340	69.2	4.8	16,6672	72.5	9.2
戸田市	31	100.0	73.2	41	100.0	75.5	917	98.8	13.8	989	99.0	24.7

出典：「道路現況調書」埼玉県県土整備部道路環境課 平成20年4月作成

5 自然～水と緑のあふれるまち～

本市は、市境南西部を流れる荒川堤防内に豊かな緑が広がっており、西部にある彩湖（荒川第一調整池）隣には彩湖自然学習センター（写真1-1）や彩湖・道満グリーンパーク（写真1-2）がある。彩湖・道満グリーンパークは667,000㎡（東京ドーム約15個分）という広大な敷地を生かし、運動場やバーベキュー広場や釣り場を設置し、年間100万人以上の利用がある。また、南部には荒川運動公園があり運動場の隣には荒川親水公園が、堤防を挟み戸田桜つつみとして桜並木を形成している。

写真1-1 彩湖自然学習センター



写真1-2 彩湖・道満グリーンパーク



また、南西部を流れる荒川のほかに市街地内には菖蒲川、笹目川、上戸田川、さくら川など多くの河川が流れている。その河川の周りには公園を整備し、水と緑のネットワーク形成にも力を入れている。

その他には、屋上緑化「フェルトガーデン戸田」（写真1-3）の促進や、市民・企業・行政とのパートナーシップによる花のまちづくり「花ロード美女木」（写真1-4）による歩道周辺の植栽などにも取り組んでいる。

写真 1-3 屋上緑化「フェルトガーデン戸田」



写真 1-4 花ロード美女木



一方、市街地内には公園を多く整備しているが、敷地が広いものが少ないという課題や人工緑地は豊富であるが自然環境が少ないという課題もある。

第3章

戸田市の現状と課題と対策

1 保健・福祉・医療

1-1 本市の現状

- (1) 子育てのまち
 - ①合計特殊出生率
 - ②地域子育て応援タウン
 - ③児童手当
 - ④乳幼児医療費
 - ⑤ひとり親家庭への助成
 - ⑤-①児童扶養手当
 - ⑤-②ひとり親家庭等医療費
 - ⑤-③遺児手当
 - ⑤-④ひとり親家庭児童就学支度金
 - ⑥保育事業
 - ⑦学童保育事業と放課後子ども教室推進事業
- (2) 地域福祉
 - ①地域福祉計画
 - ②福祉センター
- (3) 福祉と保健の融合
- (4) 高齢者福祉
 - ①高齢化率と後期高齢化率
 - ②地域包括支援センター
 - ③介護老人保健施設
- (5) 障害福祉
 - ①障害者数
 - ②障害者相談支援事業所
 - ③障害者福祉施設（通所）
- (6) 保健医療
 - ①健康づくり事業
 - ②医療

1-2 本市の課題と対策

- (1) 保育需要の高まり
 - ①施設の確保
 - ②人材の確保
- (2) 地域医療の充実
- (3) 求められる高齢者福祉

2 教育・生涯学習と文化

2-1 本市の現状

(1) 人づくりはまちづくり

戸田市教育振興計画

①学習意欲の向上を図る取り組み

①-①わくわくティーチャー・生き生きティーチャー配置

①-②戸田市版「授業がわかり、興味・関心や意欲を持って取り組む児童生徒の割合調査」の活用

①-③大学及び民間企業との連携による魅力ある授業の創造

①-④戸田市算数・数学フェスティバル、国語漢字コンテスト

①-⑤英語活動・英語教育の推進

①-⑥教職員の情報技能向上と情報教育の推進

①-⑦読書活動の充実

①-⑧夏季休業期間短縮・2学期制

②心の教育の充実を図る取り組み

②-①道徳教育の充実

②-②人権教育の充実

②-③いじめ、不登校のない学校づくり

②-④特別支援教育の充実

③健康と体力の向上を図る取り組み

③-①戸田市中学生救急救命員制度の充実

③-②体力向上の取り組み

③-③健康教育の推進

③-④安全でおいしい給食の提供

④信頼される学校づくりを進める取り組み

④-①学校応援団推進事業

④-②安全、安心できる学校づくり

④-③開かれた学校づくり

2-2 本市の課題と対策

(1) 児童・生徒増による小中学校の教室不足

(2) 安全・安心な学校づくり

(3) 学校給食調理場の整備

(4) 不登校

3 環境と市民生活

3-1 本市の現状

- (1) サステナブル都市（環境部門）
 - ①戸田市環境基本計画
 - ②環境保全率先実行計画
 - ③フェルトガーデン戸田
 - ④フラワーセンター戸田
 - ⑤環境配慮システム等設置費補助制度
 - ⑥ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例
- (2) 安全・安心な市民生活
 - ①地域防災計画
 - ②地震・洪水ハザードマップ
 - ③戸田市防災情報メール
 - ④防犯に対する条例・計画・方針
 - ⑤防犯パトロール
 - ⑥とだピースガードメール
 - ⑦消防救急通信指令システム
 - ⑧救急出動件数

3-2 本市の課題と対策

- (1) 地球温暖化防止対策
 - ①環境モデル都市対応事業
 - ②（仮称）地球温暖化防止条例
- (2) 人口増加とゴミ対策
 - ①啓発活動
 - ②フラワーセンター戸田の利活用
- (3) 自助・共助の意識啓発
 - ①総合防災訓練と意識啓発
 - ②災害に強いまちづくり推進ワークショップ
- (4) 県内犯罪発生率ワースト10からの脱却
- (5) 救命率向上に向けて

4 産業と労働

4-1 本市の現状

(1) 産業構造

- ①市内事業所数
- ②産業振興支援制度
 - ②-①新技術研究開発支援
 - ②-② I S O 認証取得支援
 - ②-③工業環境対策支援
- ③中小企業制度融資
- ④その他の企業支援

(2) 労働環境

- ①昼夜間人口比率
- ②地域職業相談室

4-2 本市の課題と対策

(1) 産業集積と企業誘致

- ①産業立地推進事業補助制度

(2) 生き生きと働く環境づくり

5 都市基盤と生活基盤

5-1 本市の現状

- (1) 都市基盤整備
 - ①都市マスタープラン
 - ①-①都市マスタープラン推進の経緯
 - ①-②都市マスタープラン推進計画（事業進行管理）短期事業評価
 - ②住宅の耐震化率
 - ③安価な下水道使用料
 - ④道路整備
 - ⑤土地区画整理事業等
- (2) 水辺と花や緑の美しいまちづくり
 - ①良好な景観づくり
 - ②水と緑のネットワーク形成プロジェクト
 - ②-①戸田ヶ原自然再生事業
 - ③菖蒲川・笹目川清流ルネッサンスⅡ
 - ③-①水環境及び水質の目標値
 - ③-②行動計画における河川事業の取り組み
 - ③-③現況

5-2 本市の課題と対策

- (1) 戸田市都市まちづくり推進条例
- (2) 新曽中央地区まちづくり
- (3) 市民と協働した公園づくり
- (4) 安全・安心道路づくり
- (5) 新曽第一・第二土地区画整理事業
- (6) 安全で良質な水の提供と環境への配慮

6 参加と交流

6-1 本市の現状

- (1) 市民との情報の共有化、市民参加の市政運営
 - ①情報公開制度・個人情報保護制度
 - ②パブリック・コメント制度
 - ③広報活動
- (2) 市民活動の活性化
 - ①戸田市市民活動推進基本方針
 - ①-①戸田市市民活動推進基本方針策定の背景
 - ①-②戸田市市民活動推進基本方針策定以後
 - ②市民活動支援サイト
 - ②-①市民活動支援サイト構築の背景
 - ②-②市民活動支援サイトの現状と利用状況
- (3) 男女共同参画の社会づくり
 - ①第四次戸田市男女共同参画計画策定
 - ②男女共同参画に関する市民意識調査
- (4) 地域情報化と行政情報化
 - ①戸田市情報化推進計画 e-Todaプラン
 - ②戸田市ホームページアクセス状況
- (5) 国内外の姉妹都市との交流

6-2 本市の課題と対策

- (1) 地域コミュニティの希薄化
 - ①地域コミュニティ推進計画
- (2) 情報化社会への対応と市民サービス

7 行財政運営

7-1 本市の現状

- (1) マネジメントシステム
 - ①戸田市第3次総合振興計画
 - ②行政改革の実施
 - ③行政評価の実施
- (2) 市民サービスの向上
 - ①市民満足度調査（市民意識調査）
 - ②行政文書目録検索システム
- (3) 財政状況
 - ①2007年度決算状況
 - ②2008年度予算状況
 - ③予算制度構築

7-2 本市の課題と対策

- (1) マネジメントシステムの運用
- (2) 財源の確保
 - ①歳入の確保
 - ②歳出の削減
 - ③滞納整理への取り組み
- (3) 窓口サービスの充実

1 保健・福祉・医療

1-1 本市の現状

(1) 子育てのまち

わが国では1990年代後半から、共働き世帯が男性片働き世帯を上回り、女性の社会進出が増えてきましたが、それに伴い子育て支援の取り組みが多様化するようになってきている。

また、単独世帯の増加や三世帯世帯の減少により地域コミュニティが希薄化となり、親族や近隣の支援が得られにくく、親が孤立化・不安感等の中で子育てに向き合うケースが増えている。

本市では2008年度から、市民の利便性向上及び市としての支援体制を強化するため、乳幼児から青少年までを対象とした総合的子育て支援や青少年の健全育成を単一の部で対応することとし、こども青少年部を設置した。

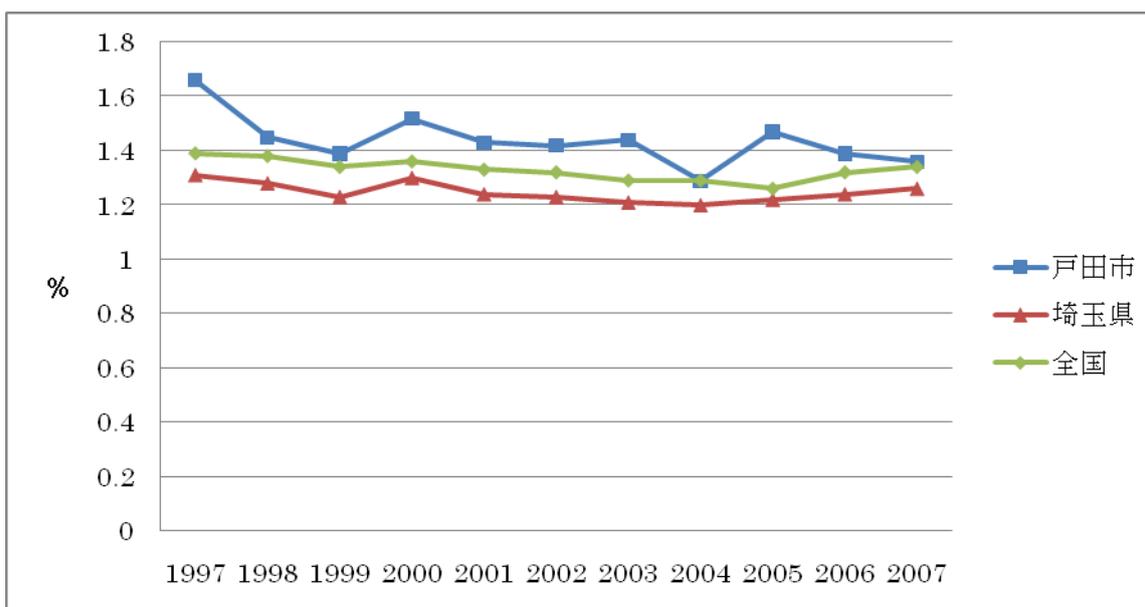
① 合計特殊出生率

合計特出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計し、1人の女子が生涯何人の子供を産むかを年次ごとに推計したものである。

2007年の合計特殊出生率は、全国が1.34、埼玉県が1.26、本市が1.36となっている。本市は、県内で6番目(市部で3番目)に高い率である。

10年前との比較を行うと、全国、埼玉県ともに0.05ポイントの減少であるのに対し、本市は1.66から0.3ポイントの減少であった。(図表1-1参照)

図表1-1 合計特殊出生率の年次推移



出典：こども青少年部

② 地域子育て応援タウン

埼玉県が、「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」の一環として、2007年度から「地域子育て応援タウン」の認定を開始した。県が、住民に適切な子育て支援サービスを提供していると認める市町村に対し、認定を行うものである。認定要件は、次の3つである。

- ア. 子育てに関する総合支援窓口を設置していること。
- イ. 地域における子育て支援拠点をおおむね中学校区に1箇所設置していること。
- ウ. 子育て支援ネットワークを設置していること。

第1回認定を受けたのは、本市、新座市、鳩山町及び宮代町であった。本市は、認定3要件のほかに、産前産後支援ヘルプサービス事業、市民の編集による子育て情報誌の発行などが特徴として認められた。

図表1-2 地域子育て応援タウン認定の概要



③ 児童手当

児童手当は、小学校修了前の子どもを養育している人に支給するものである。ただし、所得制限がある。

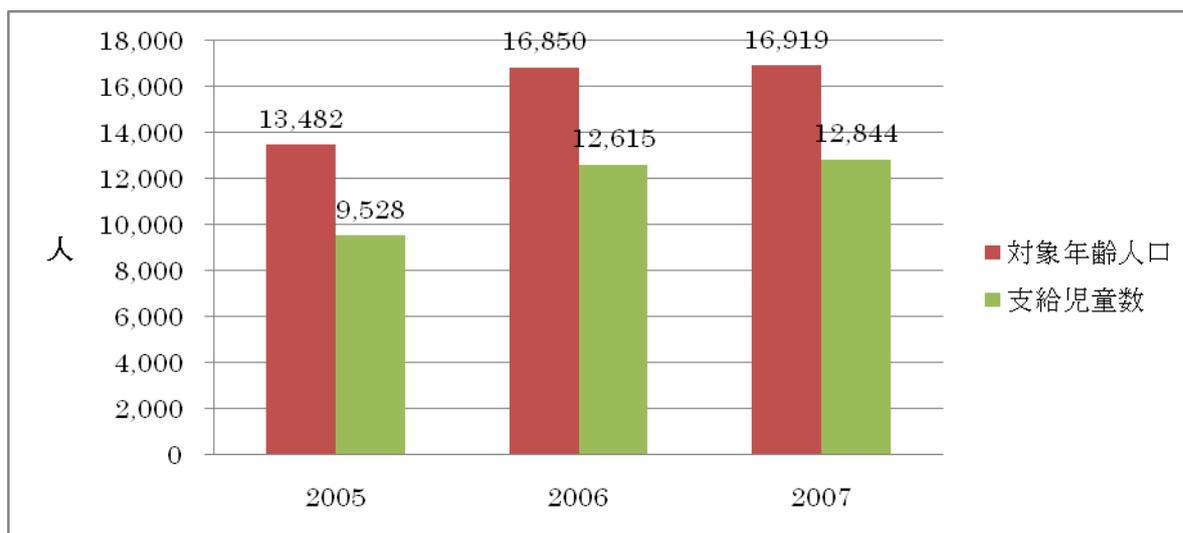
支給額は、3歳未満の子ども1人につき月額1万円である。3歳以上の第1子と第2子の子どもは、1人につき月額5千円であり、第3子以降の子どもは、1人につき月額1万円である。

支給月は毎年2・6・10月であり、それぞれ前4ヵ月分までの額を支給する。

支給対象者は、2005年度までが9歳到達後の最初の3月31日までであり、2005年度末の支給児童数は9,528人（対象児童数13,482人）であった。その後、2006年度から12歳到達後の最初の3月31日となり、2006年度末の支給児童数は12,615人（対象児童数16,850人）であった。2007年度末では12,844人（対象児童数16,919人）となり、前年度と比較して支給児童数が1.8%増加している。（図表1-3参照）

支給するためには、認定請求を受けて認定しなければ支給できないため、出生・転入届時に手続を案内している。

図表1-3 児童手当受給者数



出典：こども家庭課

④ 乳幼児医療費

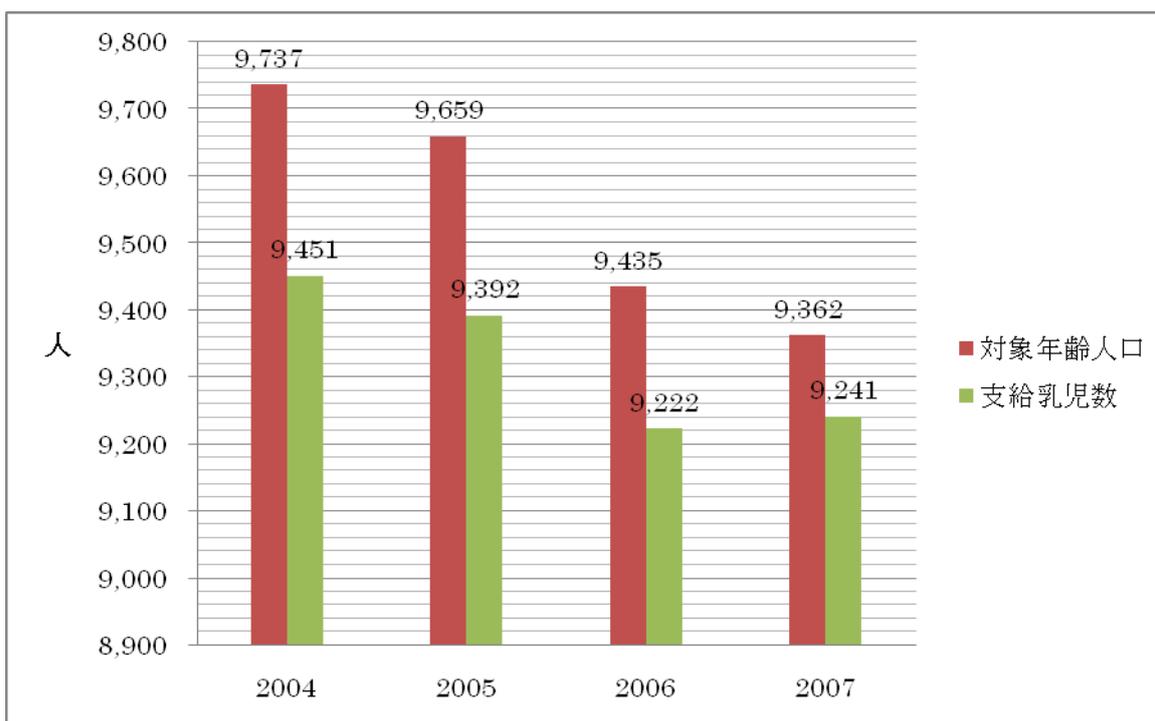
乳幼児医療費は、乳幼児を育てている保護者に、医療保険制度で受診した医療費の一部負担金等を助成するものである。なお、本市では所得制限や自己負担金を設けていない。

支給対象年齢は、入院・通院ともに1972年実施当初は0歳児としていた。その後、段階的に拡大し、2004年9月には小学校就学前（6歳到達後の最初の3月31日まで）に拡大した。

2004年度3月初日の支給乳幼児数は9,451人（対象人口9,737人）であった。その後、2005年度3月初日は9,392人（対象人口9,659人）であり、2006年度3月初日は9,222人（対象人口9,435人）であった。2007年度3月初日は9,241人（対象人口9,362人）となり、前年度と比較して支給乳幼児数が0.2%増加している。（図表1－4参照）

支給するためには、受給資格登録申請を受けて登録しなければ支給できないため、出生・転入届時に手続を案内している。

図表1－4 乳幼児医療受給者数



出典：こども家庭課

⑤ ひとり親家庭への助成

ひとり親家庭への助成としては、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費、遺児手当及びひとり親家庭児童就学支度金支給がある。

⑤－①児童扶養手当

児童扶養手当は、離婚、死亡などで父がいなかったり、父が一定の障害者で、18歳未満の児童（障害のある子どもについては20歳未満）を養育していたりする者などに支給するものである。ただし、受給者や児童が公的年金を受けているときや、児童が福祉施設（母子生活支援施設などを除く）などに入所している場合は支給できない。また、所得制限がある。

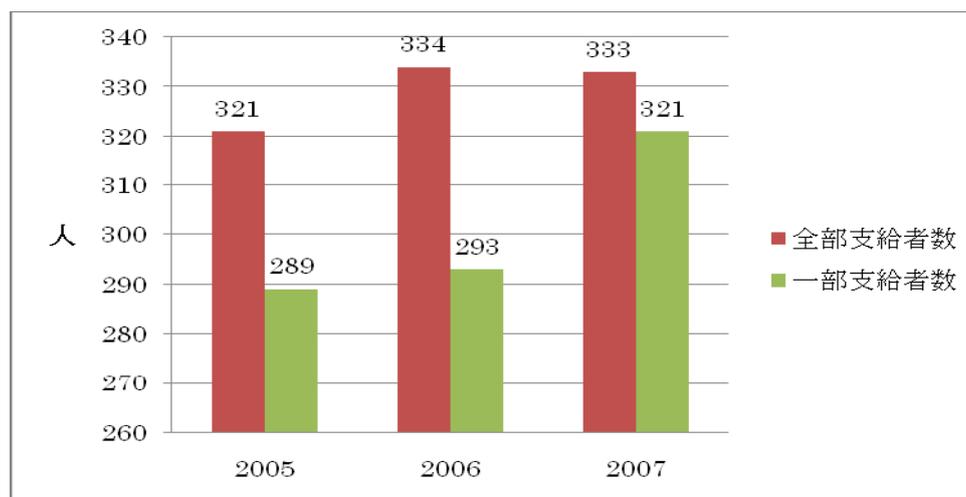
支給額は、所得額により決定され、扶養義務者の所得も確認する。

支給月は毎年4・8・12月であり、それぞれ前4ヵ月分までの額を支給する。

2005年度末は、全部支給者数 321 人、一部支給者数 289 人であった。その後、2006年度末は、全部支給者数 334 人、一部支給者数 293 人であった。2007年度末は、全部支給者数 333 人、一部支給者数 321 人となり、前年度と比較して全部支給者数がほぼ同数で一部支給者数が 9.6%増加している。(図表 1 - 5 参照)

支給するためには、認定請求を受けて認定しなければ支給できないため、市民課からの住民異動届により該当する場合は、手続を案内している。

図表 1 - 5 児童扶養手当受給者数



出典：こども家庭課

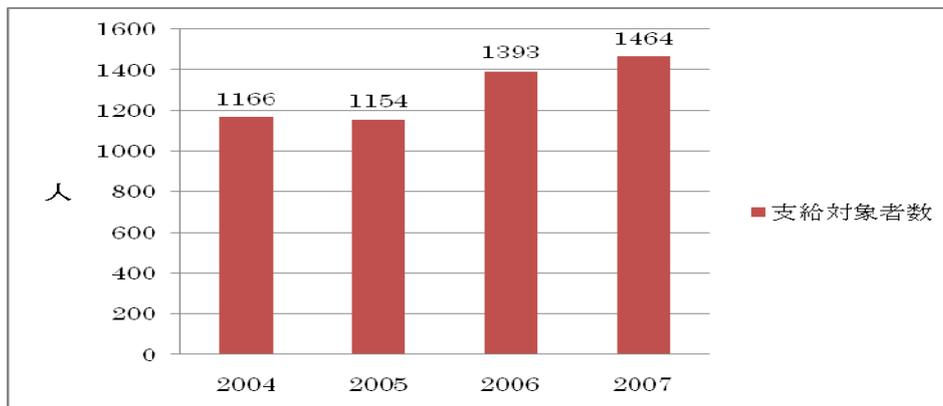
⑤-②ひとり親家庭等医療費

ひとり親家庭等医療費は、母子家庭や父子家庭または親がいないためにその子どもを育てている養育者と子が、医療保険制度で受診した場合、支払った医療費の一部を支給するものである。ただし、所得制限がある。

2004年度末の支給対象者数は 1,166 人、その後、2005年度末は 1,154 人であり、2006年度末は 1,393 人であった。2007年度末は 1,464 人となり、前年度と比較して支給対象者数が 5.1%増加している。(図表 1 - 6 参照)

支給するためには、受給者証交付申請を受けて認定しなければ支給できないため、市民課からの住民異動届により支給要件に該当する場合は手続を案内している。

図表 1-6 ひとり親家庭等医療費支給者数



出典：こども家庭課

⑤-③遺児手当

遺児手当は、18歳までの児童を養育し、生計を維持している父もしくは母または双方が死亡して、残された児童の養育者に支給するものである。ただし、1年以上本市に居住していない場合は支給できない。また、所得制限がある。

手当額は児童1人につき月額6,000円である。

2004年度末の受給者数は60人（遺児数93人）、その後、2005年度末は62人（遺児数98人）であり、2006年度末は63人（遺児数100人）であった。2007年度末は65人（遺児数102人）となり、前年度と比較して受給者数が3.1%増加している。

支給するためには、認定請求を受けて認定しなければ支給できないため、市民課からの住民異動届により手続を案内している。

⑤-④ひとり親家庭児童就学支度金

ひとり親家庭児童就学支度金は、母子家庭や父子家庭または親のいない児童が中学校に入学する場合に、その児童を養育している市町村民税非課税世帯の者に、県から支給されるものである。

支度金の額は児童1人につき1万円である。

2005年度末の申請者数は26人、その後、2006年度末は31人であった。2007年度末は14人となり、前年度と比較して申請者数が54.8%減少している。

支給するためには、入学の年の前年12月下旬までに申請を受けて県に進達し県が支給決定しなければ支給できないため、市民から相談を受けたときに手続を案内している。

⑥ 保育事業

本市の保育事業は、基本保育事業、特例保育事業、一時保育事業及び家庭保育室事業のどれをとっても、近隣の他市と比較して遜色のない内容となっている。

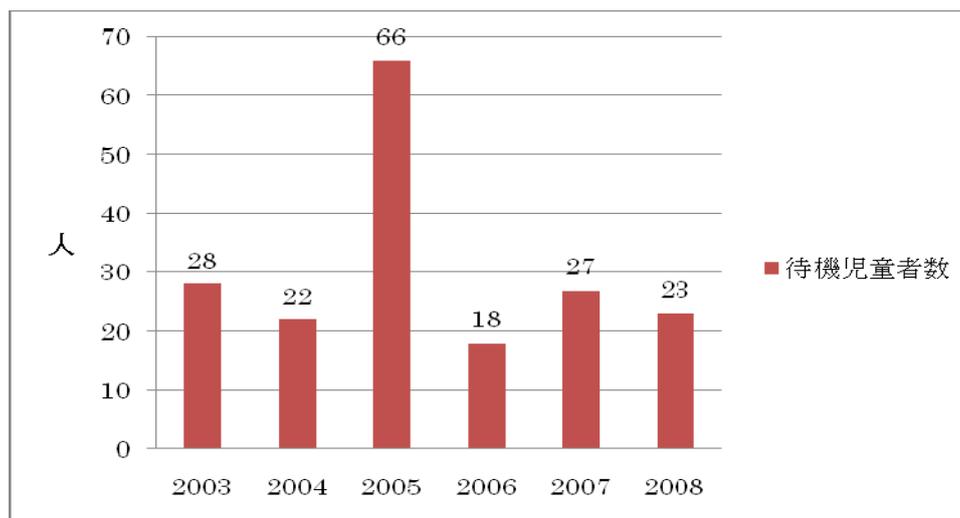
認可園を例にとると、「就学前児童」対「保育所定員数」の割合は約19%と決して低く

はない。

また、制度内容としても児童福祉法の規定及び厚生労働省の指導の内容を網羅した保育事業となっており、児童の最善の利益を最優先した事務事業の運営を行っている。

しかしながら、本市の「特殊性」故に、待機児童が存在することも否定することができない事実である。(図表 1-7 参照)

図表 1-7 待機児童者数



出典：財団法人こども未来財団 全国待機児童マップより作成

⑦ 学童保育事業と放課後子ども教室推進事業

子育て世帯が多く、共働き家庭やひとり親家庭が増加しているため、留守家庭児童対策や子どもの安全な遊び場に対するニーズが高い。

学童保育事業は 1966 年度から実施されており、現在、学童保育室を市内小学校 12 校全校に計 16 室（2009 年度から 17 室）設置しており、就労する保護者への支援に効果を上げている。入室児童数は約 730 名で、小学校によっては定員に達し、待機児童が発生している状況がある。

また、2007 年度から国によって放課後子ども教室の制度が始まり、本市では現在小学校 7 校で事業を実施している。登録の児童数は、約 700 名であり、地域のボランティアスタッフ等により運営され、児童の健全育成に対して効果を上げているところである。

(2) 地域福祉

近年、少子化への対応や中高年の介護予防、地域密着型の介護サービス、障害者の地域生活移行、大規模災害時の相互支援などの新たな課題がでてきており、子育て世代や子ども・若者、高齢者、障害者などへの新たな社会的な支援体制の整備が地域に求められている。

一方、近年、様々なグループ活動やボランティア活動、NPO法人の設立など、新たなコミュニティを形成しようとする動きが活発化しており、福祉サービスの措置から契約への動きの中で、福祉サービス産業も拡大してきている。

① 地域福祉計画

本市は人口減少化時代の影響を受けずに人口が増えており、また転出入も多く、地域のつながりを維持するために大きな努力を要する。特に若い世代が多く、従来からの地域社会の結びつきの希薄化が進んでいる本市では、子どもや若者が地域での絆を深められるよう地域福祉活動を重点的に推進するとともに、障害者の地域での生活を可能にすることや、急速な高齢化に配慮した福祉コミュニティづくりの推進を図る目的で地域福祉計画を策定した。

計画は2004年度から2007年度までの4年間の第1期の計画とし、ボランティアコーディネーターの養成、ボランティア・市民活動支援センターの開設、地域福祉活動助成金制度の創設等の成果を得て、地域において市民の福祉活動が活発に行われるようになった。

さらに、2008年度からは5年間の第2期計画が進行中であるが、「地域での支え合い」をテーマに社会福祉協議会の各支部（町会単位）を中心とした、子どもや母親、高齢者や障害者などの居場所となる福祉サロン活動や、地域スポーツクラブや趣味や文化などのクラブ活動を推進し、だれでも参加できるクラブコミュニティづくりを促進することなどが計画されている。

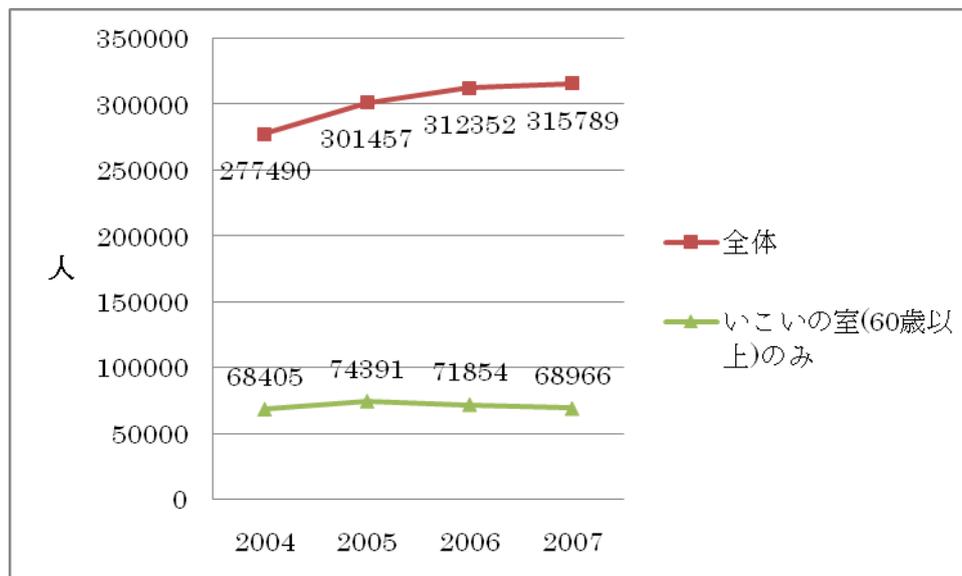
② 福祉センター

福祉センターは、市民の福祉と文化の向上を図る目的で市内の4つの地域に建設されている。この施設には、和室の「老人いこいの室」や「入浴施設」があり、60歳以上の高齢者に毎日のように利用され、地域の高齢者を中心とした交流の場となっている。また、公民館が併設されているため、会議室や講習会室等も設置しており、各種講座やサークル活動などの生涯学習活動や市民の交流活動が活発に行われている。

各センターの利用状況は、地域によっても多寡はあるが、年々増加傾向にある。逆に高齢者が利用するいこいの室の利用者は微減している状況である。（図表1-8参照）

なお、4センターとも築後30～40年が経過し、老朽化が進んでいるためメンテナンス費用が嵩んでいる。

図表 1-8 福祉センター利用状況の推移



出典：福祉部

(3) 福祉と保健の融合

市民の健康維持・増進については、出産前から誕生、小児、青年、成人、壮年、老年の全てのライフステージにおいて、的確な保健サービスを提供することが必要となる。保健部門ではこの観点に基づき、親子保健事業として妊産婦や乳幼児などの健診や相談、成人保健事業として基本健康診査やがん検診など、様々な保健事業を実施してきた。

しかし、医療制度改革により 2008 年度からは基本健康診査に代わるものとして、新たに特定健康診査・特定保健指導が開始され保険者に実施が義務付けられた。本市では、国民健康保険の保険者として福祉部門が担当課になったが、特定保健指導については執行委任された保健部門が実施するため、連絡を密にとりながら事業を進めているところである。さらに 65 歳以上の高齢者については、介護保険担当で介護予防事業の対象者を把握し、予防事業を実施することから、今まで保健部門が担ってきた高齢者の健診・指導等を介護保険担当のある福祉部門で担うことになるため、保健部門と福祉部門のより一層の協力が必要になっている。

また、現在、福祉と保健の融合を基本理念に据えた福祉保健施設の建設を健康福祉の杜第 2 期整備事業の一環として進めている。この施設は福祉部門の相談機能と保健部門の各種健診や相談、指導等の保健機能を持った施設であり、2011 年度の開設を目指している。

(4) 高齢者福祉

わが国では、人口減少を伴う急速な高齢化という欧米諸国と違う特徴があり、将来への不安が広がっている。しかし、介護保険の導入により「介護は家族がするもの」

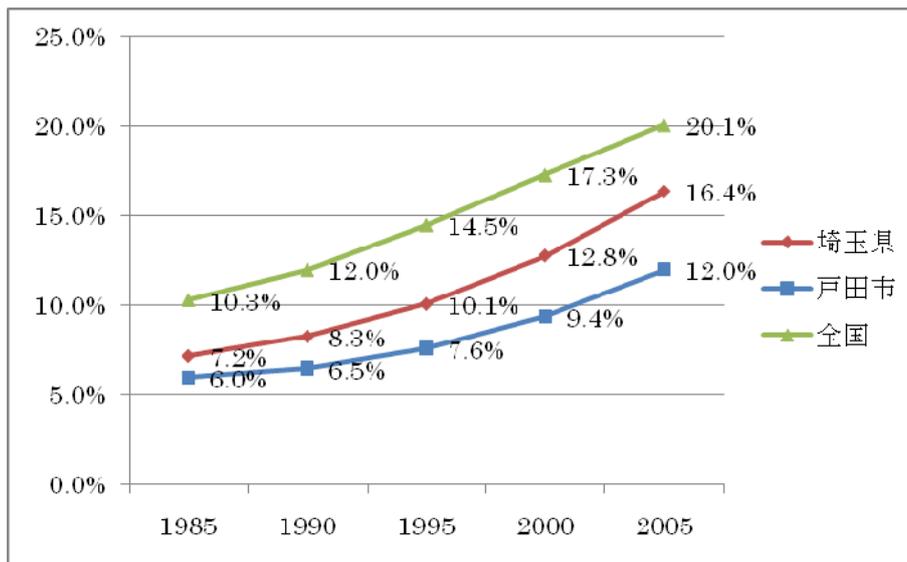
という従来の考え方から、「介護は社会として支える」という基盤が作られつつあることも現状としてある。

本市の高齢者福祉については、現在、要援護高齢者に対するサービスを主にして提供しているものであり、介護保険導入後は、介護保険のメニューに無いものを中心に、一般施策事業として提供している。今後急激な高齢社会へ転換していく中で、要援護高齢者と共に、介護予防の観点から元気高齢者に対する施策も早急に展開していく必要がある。

① 高齢化率と後期高齢化率

全国的に低い数値を示し、若い市といわれている本市でも、高齢化率を国勢調査の数値で見ると、1985年が6.0%であったものが、2005年では、12.0%と20年で2倍の伸びとなっている。(図表1-9参照)

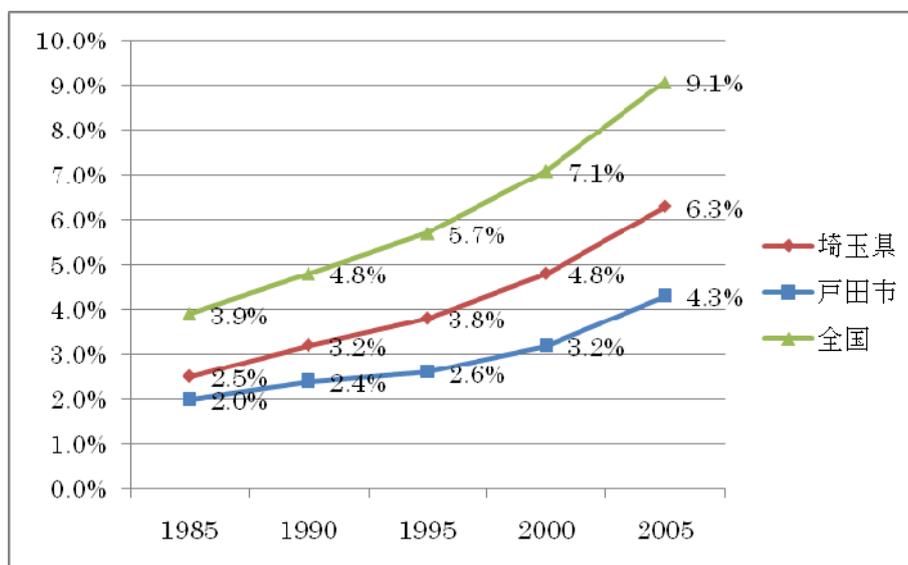
図表1-9 65歳以上高齢化率の推移



出典：長寿福祉課

後期高齢化率についても、高齢化率の推移とほぼ並行する形で、1985年に2.0%だったものが、2005年には4.3%まで伸びてきている。(図表1-10参照)

図表1-10 75歳以上高齢化率の推移



出典：長寿福祉課

どちらの数値も、全国及び埼玉県全体の数値と比較すると、低い値となっているが、上昇率のカーブはこのところ鋭くなってきており、本市も65歳以上高齢化率が7%を超えた1995年から高齢化社会の仲間入りをしている。

都市部においては、少子高齢化の中にあり、いわゆる団塊の世代が65歳を迎える2013年以降になると、急激に高齢化率が上昇することが予測されており、本市においても例外ではない状況となると予測される。

このような状況下であるが、地方分権への流れや今後の経済状況によっては、国・県からの新たな負担や一般財源の伸びは期待できない中で、義務的経費となっている扶助費の増加は確実であり、急激に変化してくる高齢社会を迎え、限られた財源をどう使っていくか、今後の高齢者施策をどのように見直していくかが喫緊の課題となっている。

② 地域包括支援センター

地域包括支援センターとは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置されたものである。主な業務は、次のとおりである。

- ア. 介護予防ケアマネジメント
- イ. 総合相談・支援
- ウ. 権利擁護

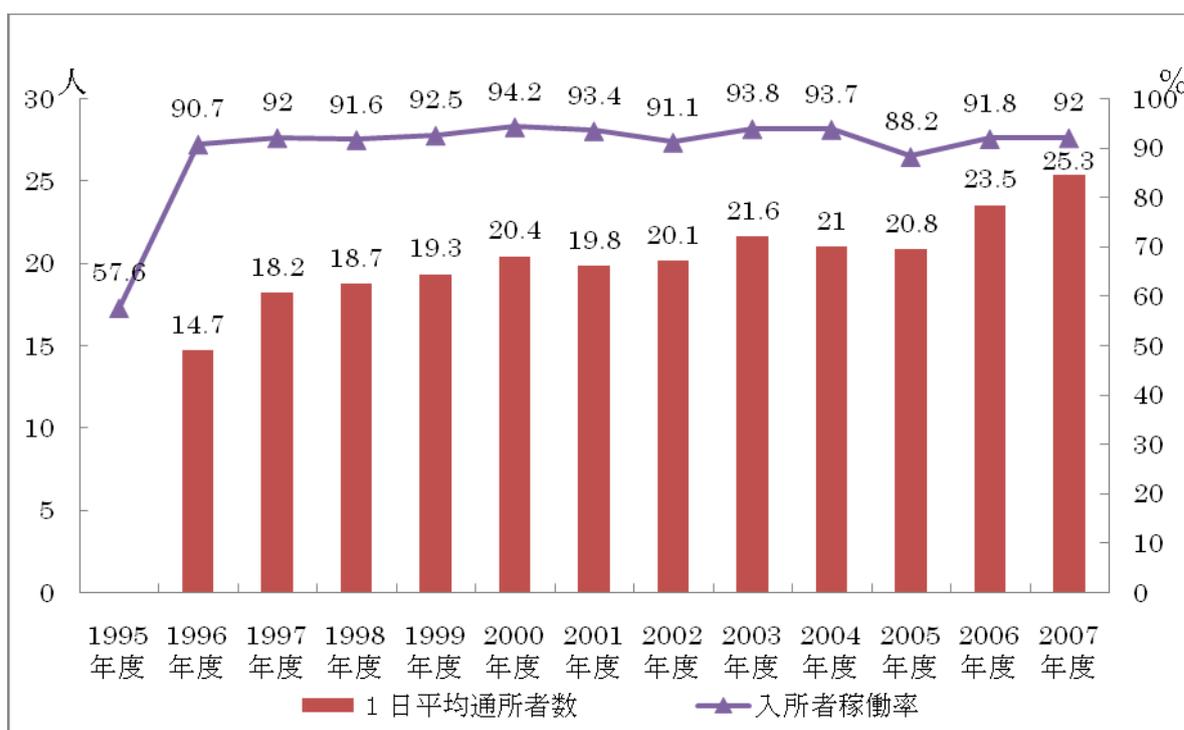
エ. 包括的・継続的ケアマネジメント

2008年現在、本市内には2か所の地域包括支援センターがある。

③ 介護老人保健施設

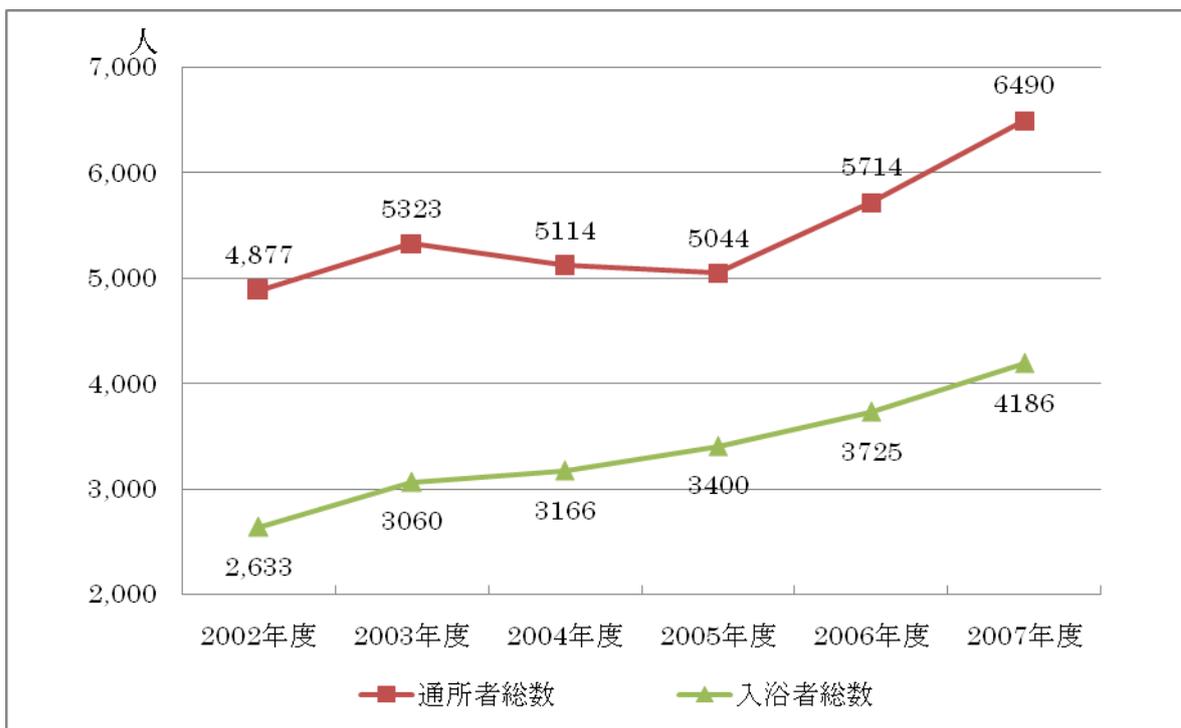
戸田市立介護老人保健施設は、施設機能を十分発揮して高齢者の自立を支援するとともに退所後の在宅介護を積極的に支援する施設として、1995年4月に開設した。現在入所者のベッド稼働率は常に90%を超え、通所者の利用率も80%以上となっており、入所について常に待機者を多数抱えている状況である。(図1-11、12参照) 近隣市町村に新たな介護老人保健施設の開設が徐々に進んでいるが、今後団塊世代の高齢化により要介護者は一層増加すると見込まれ、さらに国の療養型病床群を減少させる政策なども関係し、特に埼玉県中央地区では介護老人保健施設の需要は今後一層増加することが予想される。

図表1-11 年度別ろうけん利用状況



出典：医療保健センター

図表 1-12 年度別通所利用状況

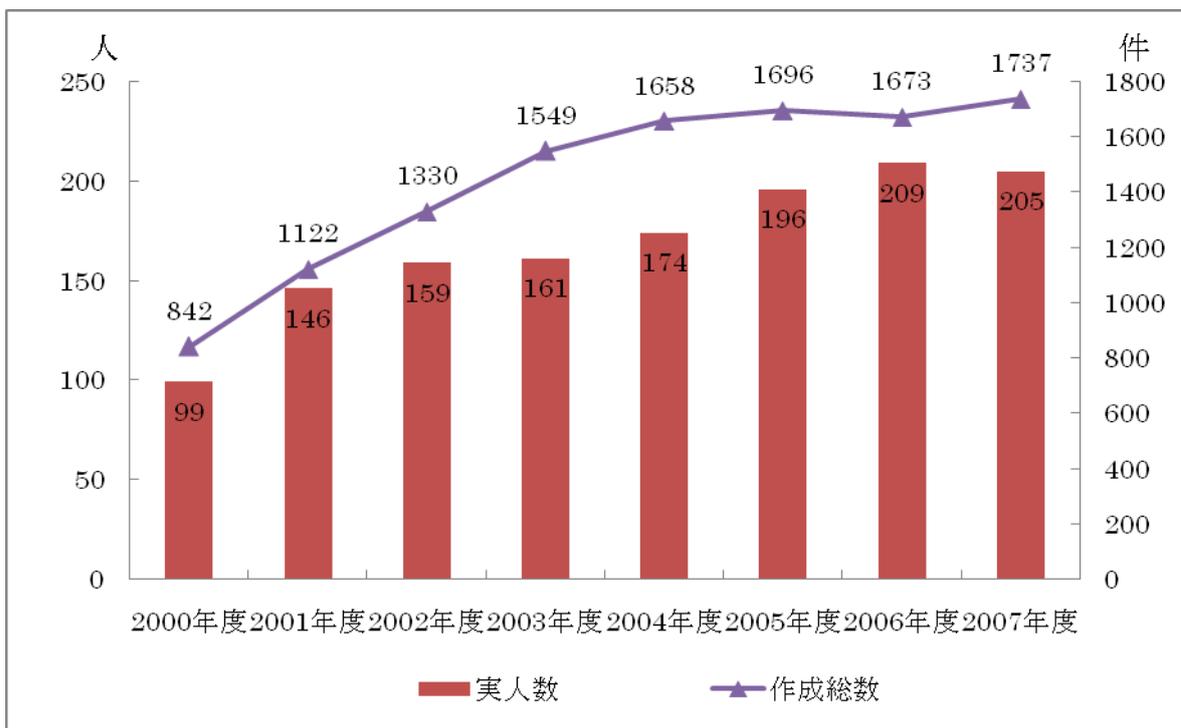


出典：医療保健センター

一方当施設は市の一般会計から繰入金が必要とする運営状況が続いており、赤字削減が大きな課題となっている。これは当施設が入所定数 60 床と規模が小さいことと無関係でなく、今後医療保健センターの建て替えのための施設整備計画を進める中で、介護老人保健施設の増床や指定管理者制度の導入も含めた管理運営体制の検討をすすめていく。

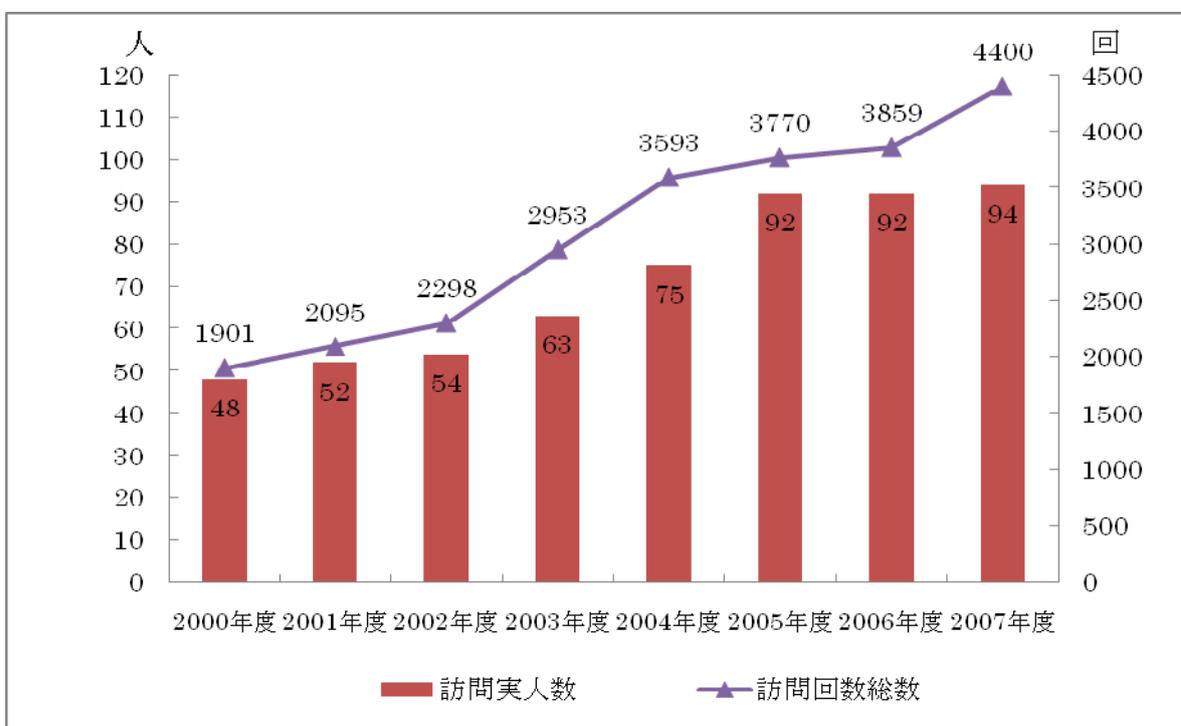
また、地域ケアサービス担当は、市内西部地区を担当する地域包括支援センター、要介護者のケアプラン作成を支援する西老人介護支援センター（居宅介護支援事業所）（図表 1-13 参照）、在宅療養を支援する訪問看護ステーション（図 1-14 参照）の 3 事業所で構成されている。高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができることを目指す地域包括ケアの拠点として、併設の介護老人保健施設、診療部門と連携してその機能を果たしていくことが重要となる。

図表 1-13 西居宅介護支援事業（居宅サービス計画作成数）



出典：医療保健センター

図表 1-14 訪問看護事業実績



出典：医療保健センター

(5) 障害福祉

2006年に施行された障害者自立支援法は、障害者基本法を上位法に、障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について一元化し、障害保健福祉の総合化や自立支援型システムへの転換を目指すものである。また、市町村及び都道府県は、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画を定めることとなった。

本市では、2007年3月に第1期戸田市障害福祉計画を策定し、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を必要とする市民が、適切にサービスを受け、安心して地域で暮らしていけるように、提供体制の確保とサービスに努めてきた。本計画は3か年計画となっており、2009年度からは第2期戸田市障がい福祉計画に基づき障害福祉施策へ取り組んでいく。

① 障害者数

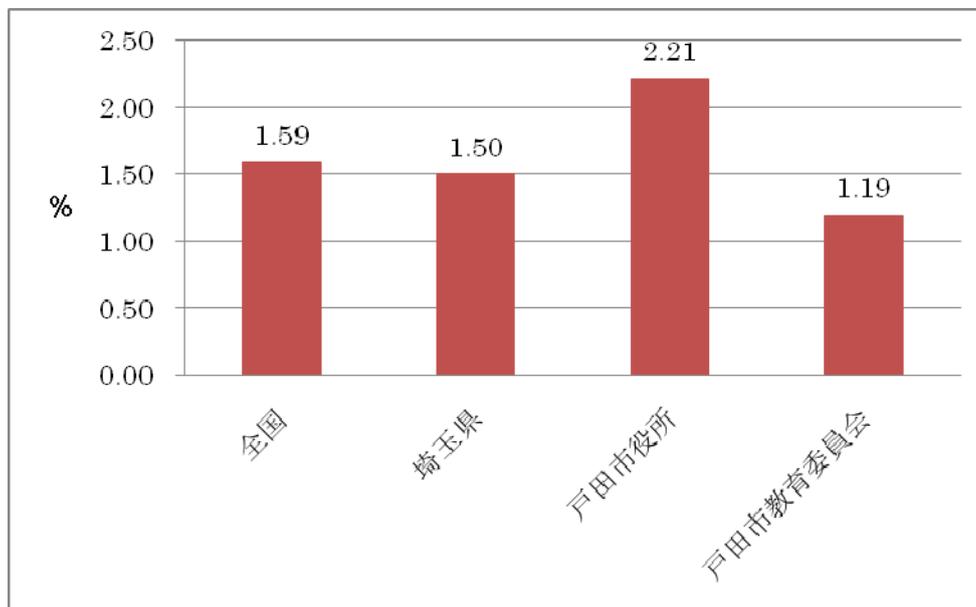
2008年10月1日現在の本市の身体障害者数（身体障害者手帳所持者）は2,427人（18歳未満は83人）、知的障害者数（療育手帳所持者）は468人（18歳未満は188人）、精神障害者数（精神障害者保健福祉手帳所持者）は332人、精神障害により通院している人数（手帳の有無に依らない）は937人であり、本市の同年同月に占める身体障害者の割合は2.01%、知的障害者の割合は0.39%、精神障害者（手帳所持者）の割合は0.28%、3障害合計では2.68%となっている。

② 障害者相談支援事業所

障害者が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業所として市内3か所の事業所と近隣の川口市の1事業所では、日常生活の中での困り事や悩み事の相談に応じたり、専門員が家庭を訪問したりするなど、関係機関と連携を取りながら障害者のための相談支援を行っている。

また、障害者の一般就労がなかなか進まない状況にあるため、障害者就労支援センターを2008年7月に設立し、障害者の就労に関する相談や支援事業を行っている。

図表 1-11 障害者雇用率の動向（2008年6月1日現在）



出典：厚生労働省、埼玉県労働局

③ 障害者福祉施設（通所）

障害者福祉施設（通所）では、地域で生活している障害者などが、安心して充実した日常生活が送れるよう、支援施設の整備を促進している。

2009年4月を目途に、障害者自立支援法に基づく施設の整備を進めている。現在の就労継続支援B型の施設は、障害者の一般就労をより強力に支援するため就労移行支援事業の機能を追加し、多機能型事業所とすることで一層の一般就労につなげることとしている。

また、現在の心身障害者地域デイケア施設の2事業所は、生活介護事業所と就労継続支援B型の事業所として、それぞれの適性に合った支援をしていく。

さらに、現在の精神障害者小規模作業所の2事業所については、地域活動支援センターへ移行する予定である。

（6）保健医療

わが国では、生活習慣やライフスタイルの変化により、がん・心臓病・脳卒中・糖尿病など生活習慣病が増加している。これは個人の健康問題はもちろんのこと、国全体の医療費の増大、さらには国民皆保険制度の危機など、社会全体に多大な影響を及ぼしつつある。本来個人の健康づくりは、一人ひとりの日常的な取り組みが必要不可欠であるが、実践や継続は容易なものではないため、行政をはじめ健康づくりに関わる関連団体等がサポートをすることが求められてきている。

また、近年医師不足等による医療体制の危機が顕在化してきているが、国民生活を支える上で生命にかかわる地域医療の充実は、重要な課題である。しかし、自治体の

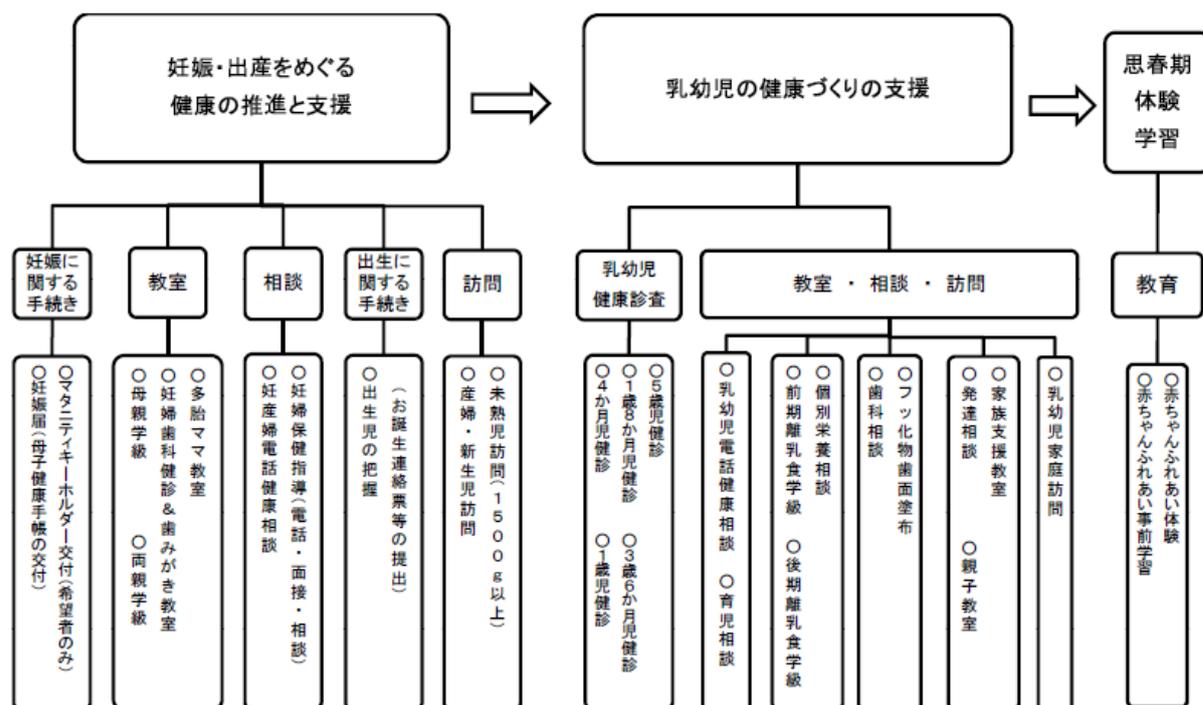
財政状況も厳しいところであり、自治体経営病院の統廃合が進むなど地域医療の確立に向けた取り組みは、迅速かつ効果的な行政改革とともに進展させなければならない状況である。

① 健康づくり事業

本市は、出生率が埼玉県内第2位で11.7%（2007年）と高く、若い世代が多く住む都市であるため、子育て支援のニーズが増大している。一方では、高齢化も緩やかに進んでいる本市の特徴を捉えて、ライフサイクルに応じた健康づくりのための様々な保健事業を実施している。

まず、親子保健事業は、安心して安全な出産を迎え、全ての子どもたちが心身ともに健康に育つように、出産準備教育や産婦・新生児訪問と5つの乳幼児健診を実施している。（図表1-11、12、13参照）あわせて、心身の発達発育や食育、歯科、養育などの専門的な相談・教育事業（図表1-14参照）も実施し、子どもだけでなく家族も含めた子育て支援事業を充実強化している。

図表1-11 親子保健事業



出典：医療保健センター 年報第34号

図表 1-12 妊産婦健康事業年次推移

事業名	対象	実施数 (単位:人、件)					事業内容	
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
妊娠届け出	妊婦	1,430	1,499	1,519	1,504	1,507	市民課、美笹支所で受付	
母子健康手帳交付	妊婦	*1480	*1548	*1577	*1546	1,545	市民課、美笹支所で交付	
マタニティキーホルダー	妊婦		1118 (7月~)	1,519	569 (希望者)	1,221 (希望者)	平成19年度から厚労省認定マタニティマークを採用し、市民課、美笹支所で交付	
ハイリスク妊婦保健指導	***ハイリスク妊婦	200	225	180	219	280	電話、面接、訪問による保健指導	
産婦・新生児訪問	原則として生後28日未満の母子(人) (出生数)	914 (**1,508)	901 (**1,328)	977 (**1,440)	1,007 (**1,488)	1,032 (**1,408)	訪問指導	
母親学級	妊婦 (実人数)	688 (201)	676 (199)	713 (200)	583 (168)	677 (189)	妊娠・出産についての講義と実習	
母親学級縮版	妊婦	51	47	52	49	57	母親学級縮版	
ワーキングプレママクラス	就労中の妊婦とパートナー	52	75	55	49	53	出産後の就労準備等についての講義、体験談	
両親学級	妊婦とパートナー	326	373	339	330	326	出産にあたっての講義と実習等	
妊婦相談	妊婦	19	16	39	41	20	妊娠及び出産についての健康相談	
妊婦歯科健診 & 歯みがき教室	妊婦	歯科健診	198	181	188	141	132	歯科健診と歯科保健相談
		歯みがき教室	198	181	188	141	132	ブラッシング指導と歯科保健指導
多胎ママ教室	多胎妊婦	—	8	14	10	11	多胎妊娠・出産・育児等の講義、体験談	
赤ちゃんふれあい体験学習	小学生	事前学習	137	123	140	138	168	4・5か月児とのふれあい体験学習
		体験学習	136	122	144	138	167	
妊婦健康診査	妊婦一般健康診査	2,588	2,495	2,592	2,585	2,595	委託医療機関により実施 (この業務は平成18年度から管理運営担当に移管)	
	HBs抗体検査	1,360	1,391	1,437	1,418	1,435		
	HIV抗体検査	1,343	1,391	1,426	1,410	1,427		
	超音波検査	150	194	193	255	296		

*再、追加交付も含む **年の数

***ハイリスク妊婦とは、妊娠、出産、産後(育児)について、身体的、精神的、社会的に支援が必要と思われるものとして、①20歳未満の妊婦②妊娠28週以降の届出妊婦③相談希望の妊婦④分娩回数6以上の妊婦⑤外国人妊婦⑥夫の氏名空欄妊婦⑦38歳以上で初産の妊婦⑧多胎妊婦⑨精神関係⑩その他医療機関から連絡があった妊婦など

出典：医療保健センター 年報第34号

図表 1-13 乳幼児健診年次推移

健診名		平成10年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備考
4か月児健診	対象者(人)	1,533	1,491	1,329	1,446	1,437	1,386	
	受診者(人)	1,351	1,393	1,248	1,328	1,324	1,296	
	受診率(%)	88.1	93.4	93.9	91.8	92.1	93.5	
1歳児健診	対象者	1,599	1,463	1,471	1,380	1,426	1,403	平成9年まで1歳児相談
	受診者	1,404	1,320	1,359	1,269	1,293	1,296	
	受診率	87.8	90.2	92.4	92.0	90.7	92.4	
1歳8か月児健診	対象者	1,457	1,431	1,490	1,388	1,389	1,381	平成9年まで1歳7か月児健診
	受診者	1,266	1,290	1,354	1,264	1,272	1,286	
	受診率	86.9	90.1	90.9	91.1	91.6	93.1	
3歳6か月児健診	対象者	1,155	1,371	1,421	1,434	1,387	1,279	平成9年まで3歳4か月児健診
	受診者	996	1,198	1,264	1,273	1,240	1,156	
	受診率	86.2	87.4	89	88.7	89.4	90.4	
5歳児健診	対象者	1,313	1,341	1,327	1,414	679	1,356	平成17年度までは4歳6か月児健診。18年10月より5歳児健診に変更
	受診者	1,068	1,079	1,103	1,193	466	1,027	
	受診率	81.3	80.5	83.1	84.4	68.6	75.7	

出典：医療保健センター 年報第34号

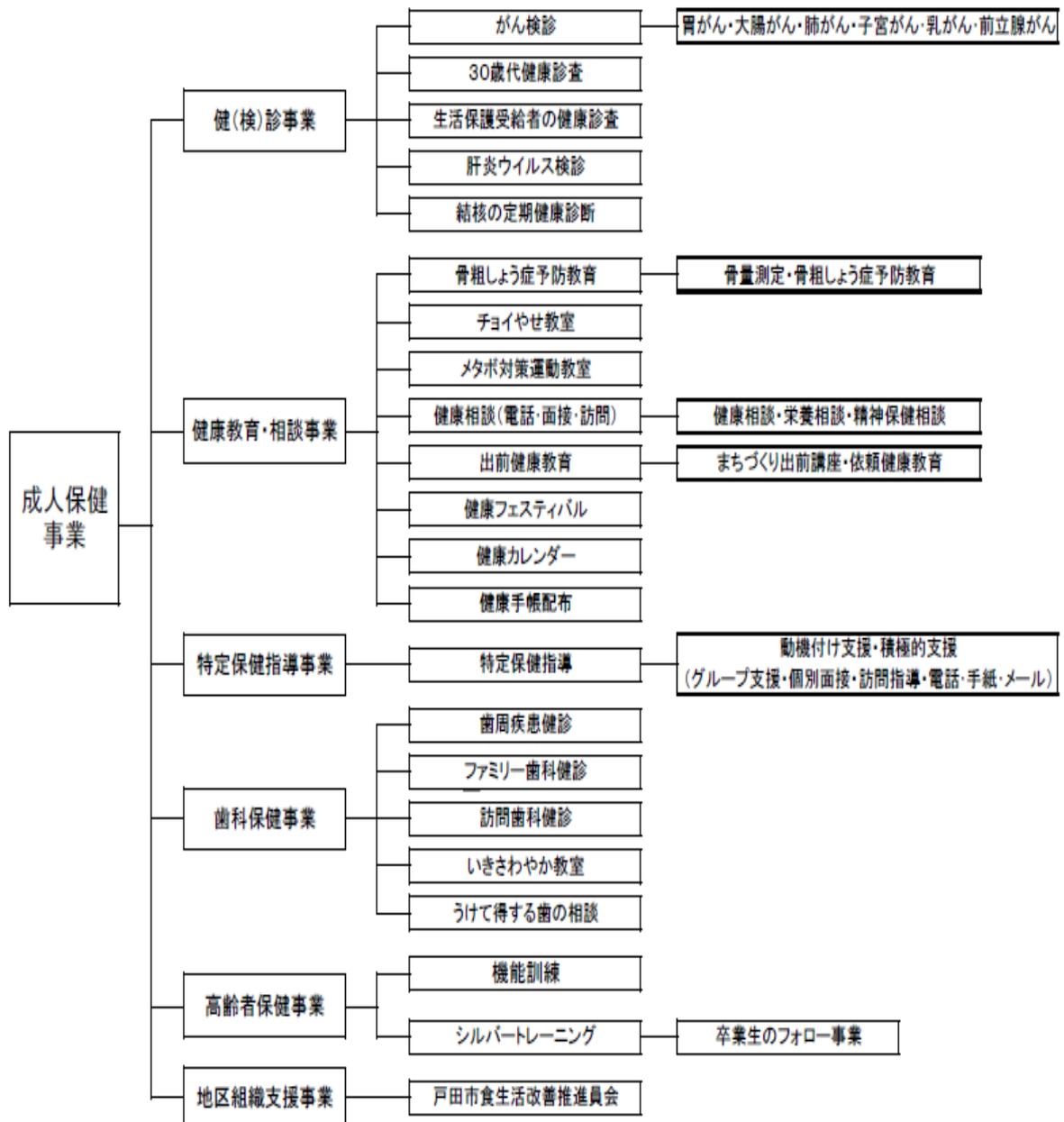
図表 1-14 乳幼児健康事業年次推移

事業名	対象	実施数 (単位:人、件)						事業内容	
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
発育発達相談	発達に障害が疑われる児	42	45	57	42	89	59	小児神経科専門医診察と療育相談	
運動発達相談	運動に障害が疑われる児	56	79	82	64	48	32	専門医診察及びリハビリ訓練	
子ども相談	発達や養育に問題がある親子	101	67	57	69	62	45	発達診断と相談	
たんぼぼ教室	言語などに問題がある児	40	41	35	39	56	19	言語の指導と相談	
親子教室	未就園児の親子	85	73	96	102	101	40	集団での親子による育児交流	
家族支援教室 (ハッピースマイル)	障害児の親子	平成16年度より開始		24	52	38	30	ダウン症児等の親子支援	
歯科相談	就学前まで (平成17年度まで3歳未満児)	682	924	1,241	1,346	1,245	1,174	歯科健診と歯科保健指導	
フッ化物歯面塗布	3歳 (お誕生日まで)	平成15年度より開始		1,313	1,968	2,079	2,055	2,005	歯科医師の指示により希望者に塗布
前期離乳食学級	5か月児	480	523	531	573	519	483	離乳食についての講義と試食	
後期離乳食学級	8~9か月児	平成17年度試行実施			14	136	190	離乳食後期から幼児食についての講義とデモ	
個別栄養相談	栄養摂取に心配のある児	31	9	0	0	6	39	健診・相談等で継続を要とする栄養指導	
家庭訪問	乳幼児の家庭	55	51	52	85	88	72	養育や発育発達に心配ある家庭への訪問	
養育相談	乳幼児の家庭						40	地区保健師による面談	
育児相談	乳幼児	2,431	2,086(計測)	2,203(計測)	1,757	1,463	1,370	乳幼児の計測・育児相談	
			427	474					
電話相談	妊産婦と乳幼児の親等	1,494	1,589	1,002	796	1,417	2,016	保健・育児等の相談	

出典：医療保健センター 年報第34号

成人期以降は、生活習慣病予防対策として、生活習慣を改善するために運動や食生活、禁煙などの健康教育や健康に関する相談事業を実施している。また、死因のトップであるがん対策のため、がん検診の充実を図り、若い時からの健康管理を推進するため、市独自の30歳代健康診査を実施をしている。(図表1-15、16参照)あわせて、2008年度に国民健康保険加入者の特定健康診査実施後の特定保健指導も開始した。また、2008年度は、市民が自ら生活習慣を見直し健康づくりに取り組むため、戸田市健康増進計画を策定している。

図表1-15 成人保健事業



出典：医療保健センター 年報第34号

図表 1-16 成人保健事業年次推移（*は、2008年度から名称変更）

事業名	項目	対象者	平成17年度		平成18年度		平成19年度		備考
			回数	人数	回数	人数	回数	人数	
健康手帳の交付		老人医療受給資格者	1	190	1	181	1	381	新規交付のみ
		保健事業参加者	15	567	21	697	26	714	
* 65歳未満基本健康診査		30～64歳	24	3,009	2か月間	3,387	2か月間	3,816	平成18年度から委託健診
* 65歳以上	病院内 基本健康診査	65歳以上	2か月間	7,598	2か月間	8,406	2か月間	8,776	
訪問		65歳以上		88		67		82	
* 骨粗しょう症健診		18歳以上			12	713	12	714	平成18年度より女性の健康担当から成人保健担当へ
* 定期結核健康診断		15歳以上	4か月38日間	10,693	4か月14日間	11,864			平成18年度より保健行政担当から成人保健担当へ
歯周疾患健診		18歳以上	15	533	12	600	12	556	平成18年度より骨・歯科健診(対象18歳以上)にて実施
* 8020歯科健診		65歳以上	3	119	3	118	3	74	
訪問歯科健診		寝たきり等通院困難者	9	9	4	4	1	1	平成16年度より健診として歯科医師会に委託
ファミリー歯科健診		市民	1	251	1	264	1	301	
肺がん検診 (医療機関委託)		18歳以上	2か月間	2,327	2か月間	2,520	2か月間	2,828	
胃がん検診 (医療機関委託)		18歳以上	3か月間	609	3か月間	1,046	4か月間	1,421	
大腸がん検診 (医療機関委託)		18歳以上	3か月間	710	3か月間	1,174	4か月間	1,733	
前立腺がん検診 (医療機関委託)		50歳以上	3か月間	125	3か月間	238	4か月間	294	
子宮がん検診 (医療機関委託)		18歳以上	3か月間	1,122	3か月間	1,417	4か月間	2,393	
子宮がん検診 (集団)		18歳以上	9	626	9	617			平成19年度から委託健診
乳がん検診 (集団)		18歳以上	9	895	12	1,249	15	1,956	
ヘルスアップ栄養教室		30歳以上			4	89	4	100	平成18年度新規事業
チョイやせ教室		30～64歳					3	17	平成19年度新規事業
シニア運動教室		65歳以上			3	43	3	43	平成19年度新規事業
禁煙チャレンジ教室		20歳以上(喫煙者)					5	45	平成19年度新規事業 うち2回禁煙講演会として実施
こつこつ教室		市民			9	103	3	59	平成18年度より女性の健康担当から成人保健担当へ
いきさわやか教室		18歳以上					3	27	平成19年度新規事業
老人会活動		市民	9	286	12	373	10	205	
口腔衛生活動		市民	5	84	4	156	2	178	
その他教育講演活動		市民	3	121	16	471	14	712	
個別健康・栄養相談		30歳以上	19	28	39	40	18	18	19年度からは個別健康相談と個別栄養相談をまとめ、すべて個別健康・相談として実施 平成18年度新規事業
ヘル歯一相談		18歳以上			10	10	5	5	
シニア健康相談		65歳以上	3	97	3	90	3	53	平成18年度より名称変更
精神保健相談		市民			28	28	22	22	平成18年度より保健行政担当から成人保健担当へ
訪問指導		40歳以上	9	9	20	20	8	8	
シルバートレーニング		65歳以上	34	226	133	825	93	621	平成18年度より保健行政担当から成人保健担当へ
機能訓練	A型	概ね40歳以上で心身機能が低下している者	98	865	99	771	100	1,003	平成18年度より委託平成19年度よりA型とB型を一体で実施
	B型		48	546	49	306			
食生活推進員会活動		食生活改善推進員会	3	73	9	255	3	69	平成19年度は市の職員も参加したものを計上
いきこの部屋健康づくり教室		60歳以上					30	470	福祉センターの依頼により実施

出典：医療保健センター 年報第34号

その他、全市民向けに、健康意識の啓発や健康づくりの情報普及のために、健康カレンダーの発行や健康フェスティバルなどを開催するとともに、市民の命を守る救急医療体制の整備や予防接種事業などに取り組んでいる。

2011年度には、福祉保健施設に保健業務の移設が予定されている。今後は、市民ニーズに対応した“市民主体の健康づくり”のための保健事業がより一層充実するよう取り組んでいく。

② 医療

市の医療機関として、「安心」「安全」「安定」を基本方針に、内科、神経内科、循環器科、消化器科、小児科、整形外科を標榜し、19床の内科入院施設を有する有床診療所として本市西部地区で中核的な役割を担っている。(図表1-17参照)

図表1-17 医療保健センター診療事業内容

●外来診療												
(1) 診療科目	内科 神経内科 循環器科 消化器科 小児科 整形外科 (休診中)											
(2) 受付時間	午前：8時30分～11時30分 (月曜日から土曜日) 午後：1時30分～4時00分 (火曜から土曜日) ※月曜日の午後は予防接種のみで一般診療は行わない。 ※早朝急患診療：午前7時30分～8時30分 (月曜日から金曜日)											
(3) 休診日	日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)											
(4) 診察日程												
	月		火		水		木		金		土	
	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
内科	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神経内科			○					○				
循環器科					○							
消化器科(胃カメラ)									○			
小児科	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
リハビリテーション			○				○		○			
予防接種		○										
●入院診療												
(1) 診療科目	内科											
(2) ベッド数	19床 (1人室：1、2人室：1、4人室：1、6人室：2)											
●総患者数 (人)												
	2005年度		2006年度		2007年度							
	内科	小児科	内科	小児科	内科	小児科						
外来	16,885	12,812	16,237	14,634	16,112	13,760						
入院	5,630	0	5,989	0	5,559	0						
合計	22,515	12,812	22,226	14,634	21,671	13,760						

出典：医療保健センター

2007年度の外来利用者数は29,872人、入院利用者数は5,559人で、各科診療の他、健診、予防接種なども行っている。

また、市内の医療の空白時間を減らす役割を果たすため、2005年度に土曜午後の診療を開始し、2006年度には午前7時30分からの早朝急患診療を開始した。

内科入院施設は、隣接する介護老人保健施設や、嘱託医を務める特別養護老人ホーム（戸田ほほえみの郷）、あるいは福祉的な問題を抱え一般の医療機関で受け入れが難しい患者の「受け入れ先」としての役割や民間の医療機関における不採算部門をあえて行うことを使命とするなど、公的医療機関としての役割を担っている。

その他、非常時における災害対策として医薬品の備蓄を行い、災害時の医療活動の拠点としての整備も行っている。

このように西部地域の医療を担う医療保健センターは、築37年を経過して老朽化が進んでおり、建物の構造上、耐震性・バリアフリー等への対応も不十分であるため施設の建て替え計画を進める一方で、赤字縮減に向けた経営改革も図るべく施設整備計画が進捗している。

1-2 本市の課題と対策

(1) 保育需要の高まり

本市においては、対象児童数に対する保育所の数、定員数そのものについては他の自治体と比較しても遜色ない(就学前児童対保育所定員数の割合は、約19%)ものであるが、特殊な事情により待機児童数が少なくないことも否定できない事実である。

特殊な事情とは、①子育て世代の転入が他の自治体に比較して格段に多い(人口対就学前児童の割合は約7%)こと、②増加する子育て世代に対応できる「戦力」キャパシティーが確保できていないこと、の二つである。

本市における保育需要は、少なくとも数年間は減少することがないと思われ、ハード面(施設整備、社会福祉法人等誘致)及びソフト面(保育を提供する保育士の確保等)双方からの改善・改革(事務事業運営の大幅な見直し)が不可欠となる。

① 施設の確保

ハード面については公立園の増設は時代背景としてはほぼ不可能で、既存園の施設整備についても費用面からの限界がある。これに代わるものとして、私立園の誘致、私立園への財務的支援が考えられる。

私立園の誘致については、社会福祉法人その他の公益法人及び営利法人が考えられるが、児童の最善の利益を確保するためには、そのための「能力」を見定めることからはじめなければならず、一朝一夕にはいかない難点もある。

② 人材の確保

ソフト面については、就学前児童の数が増加し、保育需要がますます高くなってい

くことが明らかであるにもかかわらず、保育士や事務局職員の人員が減少し、保育行政の事業実施部門と政策立案部門の明確な区分がなされるには至っていない。

このことにより、現状の事業実施力、政策力には限界があり、待機児童解消のための根本的な打開策を打ち出すことができず、保育事業の質の向上のための早期の手当て(組織再編、政策立案部門・事業実施部門の区分、資源の投入)が必要と思われる。

(2) 地域医療の充実

医療保健センターの診療事業は、本市唯一の公的医療機関で、ベット数が19床の有床診療所である。医療法に基づく基準病床数の制限があり、増床は難しい状況にある。

市内及び近隣市の医療機関の分布から見て、当センターが高度医療などを行う医療機関に変わる必要性も現実的には考えられない。

しかし、一方では公的医療機関として西部地域の市民の医療の確保は勿論のこと、医療難民や介護難民のセーフティネットの役割を維持する使命がある。

これらのことから、現在のベット数19床の有床診療所としての診療体制を維持することが不可欠である。

一方、診療事業は市の特別会計で運営しているが、毎年、一般会計からの繰入金が必要としており、赤字削減が大きな課題である。

内科入院施設を保持した施設状況での黒字転換は困難だが、赤字縮減等を目指した経営健全化の努力は必要である。民間の医療機関の経営手法を参考にすると同時に、積極的に利用者を増やして収入増を図る対策を講じる必要がある。そこで、医療保健センターの建て替えのための施設整備計画を進める中で、下記の利用者増加の具体案がある。

ア. 地域住民のニーズに合った診療科目の増設と相談機能の充実

- ・ 建て替えを機会に住民ニーズの高い耳鼻咽喉科を増設し、その他に心療内科、アレルギー科も検討する。(図表1-18参照)
- ・ 利用者の利便性を考えた診療受付時間を検討する。
- ・ 利用者が病気や健康について気軽に相談が来て、医療情報の提供を受けられる相談窓口を設置する。

イ. 診療や予防接種、健診事業の充実と利用しやすい環境の整備

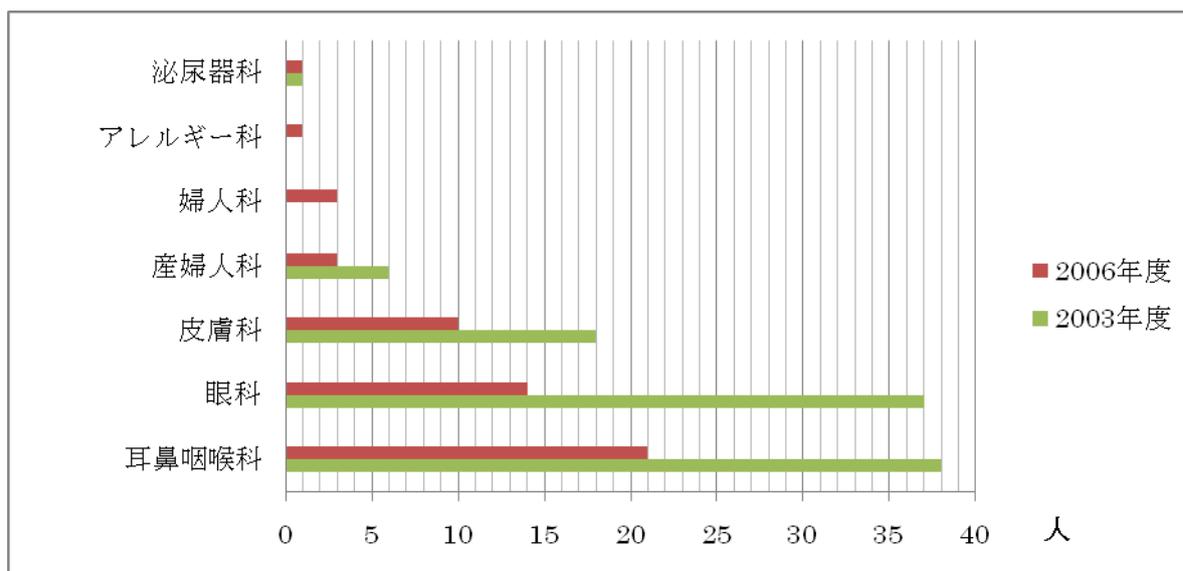
- ・ 良質な医療技術や医療設備、環境を利用者に提供することで利用者を増やし、収入増加を図るだけでなく、市民の健診等の受診率を向上させて市民の健康増進に寄与する。

ウ. 入院施設の稼働率と収益性の向上

- ・ 建て替え時の病室配置を工夫し、福祉部などの関連組織との連携を活用して稼働率、収益性を向上する(図表1-19参照)。

図表 1-18 外来患者の出口アンケート調査の結果（増設を希望する診療科目）

	耳鼻咽喉科		眼科		皮膚科		産婦人科		婦人科		アレルギー科		泌尿器科		計
	希望者	比率	希望者	比率	希望者	比率	希望者	比率	希望者	比率	希望者	比率	希望者	比率	
2003年度	38	38%	37	37%	18	18%	6	6%	0	0%	0	0%	1	1%	100
2006年度	21	40%	14	26%	10	19%	3	6%	3	6%	1	2%	1	2%	53
合計	59	39%	51	33%	28	18%	9	6%	3	2%	1	1%	2	1%	153



出典：医療保健センター

図表 1-19 入院施設利用状況

(1) 入院患者数(延べ数)

	2005年度	2006年度		2007年度	
	患者数	患者数	対前年度増減率	患者数	対前年度増減率
内科	5,630	5,989	6.4%	5,559	-7.2%

(2) 病床利用率及び平均在院日数

	2005年度	2006年度		2007年度	
	実績値	実績値	対前年度増減率	実績値	対前年度増減率
病床利用率	81.1%	86.3%	5.2%	80.1%	-6.2%
平均在院日数	49.8	54.9	10.2%	47.1	-14.2%

出典：医療保健センター

(3) 求められる高齢者福祉

前述のとおり、本市の高齢化率は2013年以降に急速に高齢化率が上昇することが予測され高齢者福祉に対するニーズが増大することになる。例えば地域包括支援センタ

一では、地域における高齢者福祉の総合相談を担っているが、その性格から広い範囲の相談が寄せられることとなり、地域包括支援センターと行政のみでは解決できないことも多くなってくる。そこで、地域包括支援センターにおいては、地域の中で高齢者福祉に関係する多くの人々・各種機関と協調関係を築き、より円滑に動くようにすることが課題の解決につながると考える。

また、介護老人保健施設では、現在入所定数 60 床と小規模で、経済効率が悪いという問題を抱えている。これらの問題点を解決するため、今後当施設を 100 床か 150 床に増床する必要性が高いと考える。

2 教育

2-1 本市の現状

(1) 人づくりはまちづくり

近年、子どもを取り巻く教育環境が、様々に変化する中、国民の教育に対する関心と期待は高まり、時代のニーズにあった教育改革が求められている。このような状況の中、国では制定から約60年経過している教育基本法が改正され、新しい時代の教育理念が示された。また、それに伴い、教育振興基本計画の策定、学習指導要領の改訂、学校教育法等関係法令の改正整備が行われた。

本市においても、「人づくりはまちづくり」を念頭に、とりわけ、将来を担う子どもたちが心身ともに健全で幅広い知識と教養を身につけ、豊かな情操と道徳心を養い、多様な個性を發揮できるような人材に育てていくことが教育の使命であると考えている。地方分権の時代にあって、地域に根ざした活力ある教育行政を展開するには、家庭・地域・学校・行政の連携のもと、知恵と実行力で課題を乗り越え、市民の期待に応えるよう取り組んでいく。ここでは主に学校教育についての現状を述べる。(図表2-1参照)

図表2-1 戸田市内の小中学校一覧

小学校 (12校)		中学校 (6校)
戸田第一小学校	戸田南小学校	戸田中学校
戸田第二小学校	喜沢小学校	戸田東中学校
新曾小学校	笹目東小学校	美笹中学校
美谷本小学校	新曾北小学校	喜沢中学校
笹目小学校	美女木小学校	新曾中学校
戸田東小学校	芦原小学校	笹目中学校

戸田市教育振興計画

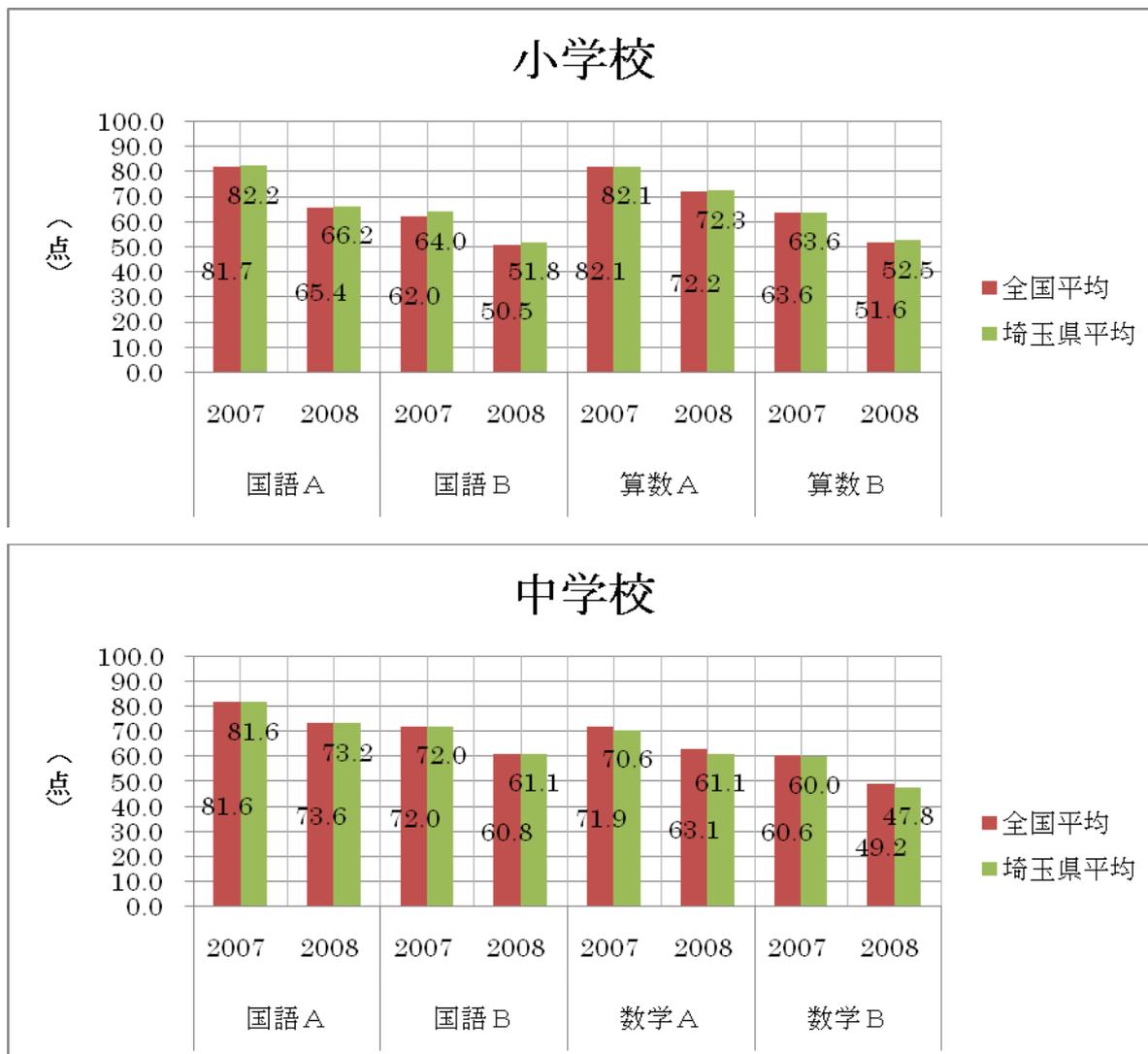
これは、子どもたちが自分の夢を育て、その実現に向けて家庭・地域・学校・行政から様々な支援を受けることができる「教育のまち戸田」の実現を目指したものである。「戸田市子ども教育ビジョン」、「戸田市小・中学校教育プラン」からなる計画で2004年度に策定し、計画期間は2005年度から2009年度までの5年間と定め、この計画に基づき、学校教育を中心に子どもの総合的な教育の充実を図る取り組みを行っている。

① 学習意欲の向上を図る取り組み

2007年度から文部科学省で実施している「全国学力・学習状況調査」の結果(図表2-2参照)を分析し、課題や指導法改善のポイントを明確にしなが、具体的な改善に取り組んでいる。また、すべての教科・領域でわかる授業、楽しい授業の展開を

目指し、評価の客観性や信頼性の向上を図り、日々の授業改善に努めている。

図表 2-2 全国学力・学習状況調査の結果の全国・埼玉県の比較



出典：国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査報告書」・埼玉県「全国学力・学習状況調査」

①-①わくわくティーチャー・生き生きティーチャーの配置

小学校 12 校にわくわくティーチャーを配置し、少人数指導の充実と個に応じた多様な指導方法や指導内容の工夫を図っている。また、わかるのばす 100 時間スペシャル事業で、放課後や夏季休業中に補習授業を行い基礎・基本の徹底を図っている。

同様に、中学校 6 校に生き生きティーチャーを配置し、数学の少人数指導の取り組み、夏季休業中の補習授業、発展的な学習、個別指導を行い、基礎・基本の徹底を図っている。

①－②戸田市版「授業がわかり、興味・関心や意欲を持って取り組む児童生徒の割合調査」の活用

6月と2月に同調査を実施し、調査結果を生かした数値目標の設定を行っている。数値目標達成に向けて、自校における現状と課題を共有し、日々の授業の充実を図っている。

①－③大学及び民間企業との連携による魅力ある授業の創造

「理科大好き特別授業」では、大学及び民間企業との連携による魅力ある理科授業の創造を図っている。(図表2－3参照)

図表 2-3 戸田市における理科教育（大学・民間企業との連携に関する取り組み）

1. 埼玉大学との連携		
2005年度から「理科大好き特別授業」の実施		
2005年度	10月18日（火）	芦原小
	11月29日（火）	喜沢中
2006年度	11月7日（火）	戸田東中
	12月5日（火）	戸田第二小
2007年度	6月26日（火）	新曽小
	2月5日（火）	美笹中
2008年度	2月17日（火）	戸田第二小
2. お茶の水女子大学サイエンス&エディケーションセンターとの連携		
2007年度から理数系教員を対象に指導力向上研修会を開催		
2007年度	10月25日（木）	生物・顕微鏡
	11月30日（金）	
	12月25日（月）	
2008年度	8月19日（火）	燃料電池
	8月20日（水）	
	12月25日（月）	
3. ジャパンエナジー戸田管理センターとの連携		
2006年度	1月16日（火）	美谷本小
2007年度	1月15日（火）	笹目小
2008年度	2月6日（金）	喜沢小
4. その他の連携		
2008年度	10月18日（土）	NPO法人センスオブワンダー 主催、戸田市教育委員会後援 ジュニアサイエンスカフェ全3回 戸田東小
	12月20日（土）	
	2月21日（土）	
	11月11日（火）	JHFCとジャパンエナジー 燃料電池自動車の試乗会 笹目東小

出典：戸田市教育委員会

①-④戸田市算数・数学フェスティバル、国語漢字コンテスト

算数・数学の思考部門（小・中学生）と計算部門（小学生）及び国語（漢字）コンテスト（小・中学校）を年1回行っている。また、思考部門の実施後「算数・数

学おもしろ教室」を開き、考える楽しさを味わわせることにより、基礎・基本を高めている。

①-⑤英語活動・英語教育の推進

国際感覚を身につけ、国際社会でたくましく生きることができる児童生徒の育成を目指し、小中学校全校にALTを通年配置している。小学校では3年生から6年生まで、年間35時間の英語活動を実施している。

①-⑥教職員の情報技能向上と情報教育の推進

全教職員へパソコンを貸与し、校務の効率化と指導技術の向上を図っている。また、ITインストラクター1名を定期的に小中学校へ派遣し、情報教育や教職員研修会の充実を図っている。さらに、教職員の情報技術向上に向け、戸田市教員ICT認定制度（パソコンを授業において効果的に活用できる技能を高めることを目的とする認定制度）を実施している。

①-⑦読書活動の充実

「朝の一斉読書」「読み聞かせ」「読書マラソン」など、読書活動の奨励により、子どもたちに本を読むことの楽しさを味わわせるように取り組んでいる。また、本好きサポーターを各校1名配置し、司書教諭と連携を図り読書活動の充実に努めている。

①-⑧夏季休業期間短縮・2学期制

小中学校全校で夏季休業期間短縮を2005年度から実施し、併せて小学校5校で2学期制を実施している。本事業は、授業時数の確保や児童生徒と教員とのふれあいの時間を増やす等の目的から実施している。これにより、25時間から30時間の授業時数が確保される。今後は、小学校全校での2学期制導入に向けて、準備が進められている。

② 心の教育の充実を図る取り組み

道徳教育を充実し、命を大切に作る心をはぐくみ、人権尊重の意識を高めるよう努めるとともに、いじめ・不登校の未然防止や、早期発見・早期対応を目指した効果的な教育相談活動を推進している。

②-①道徳教育の充実

道徳的価値の自覚を含め、心に響く魅力ある授業の実施を図り、人間としての生き方を身につけ、実践できる児童生徒の育成を目指している。

また、管理職や学年教員等との協力的な授業や地域人材を活用した道徳の授業を保護者・地域に積極的に公開して、家庭、地域と連携した開かれた道徳教育を推進

している。

②-②人権教育の充実

学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進し、児童生徒一人一人の人権意識の高揚を図り、自分の大切さとともに他者の痛みを共有できる共生の心を醸成し、豊かな人間性をはぐくむ取り組みを行っている。

②-③いじめ、不登校のない学校づくり

教育相談担当教員、さわやか相談員、主任児童委員、こども家庭課、市教委等による、不登校解消に向けた実効性の伴う方策を検討し実践している。

また、各中学校へすこやかサポーターを派遣し、生徒指導の充実といじめの根絶に向けた取り組みや、学校の要請に基づきスクールサポーターを学校へ派遣し、生徒指導支援や不登校児童生徒の学習支援を行っている。各中学校では、さわやか相談室に、さわやか相談員、ボランティア相談員、スクールカウンセラーを配置し、各中学校区の児童生徒や保護者への相談及び指導・支援を図り、不登校解消等を進めている。

その他、戸田市立教育センターでの教育相談指導員、教育心理専門員による教育相談体制の充実を図るとともに、いじめ防止リーフレットといじめ防止標語活動を推進している。

②-④特別支援教育の充実

埼玉県教育委員会が文部科学省から委嘱された「2008年度発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」の一環として、県教育委員会から「特別支援教育グランドモデル地域」に指定された。これを受けて、一人一人の子どもの発達に応じた幼児期から小中学校への一貫した支援体制の構築に向け、「戸田市特別支援教育モデル事業運営委員会」を軸に取り組んでいる。また、特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援教育研修会を実施し、各学校における特別支援教育コーディネーターの資質の向上や各学校における特別支援教育の推進を図っている。

③ 健康と体力の向上を図る取り組み

子どもたちの生活リズムの改善など健康の保持増進・体力向上を図るとともに、朝食欠食、偏食など食生活の乱れを改善するため食育の推進に努める。

③-①戸田市中学生救急救命員制度の充実

生命尊重の実践者を育成するため戸田市消防本部と連携し、中学2年生を対象に普通救命救急の講習会を実施して、普通救命救急法の技能を獲得するように努めている。

③-②体力向上の取り組み

個々の体力に応じた目標値を設定し、目標達成に向けた体育的活動の充実を図っている。また、「チャレンジとびばこ」「チャレンジてつぼう」「チャレンジなわとび」のチャレンジシリーズを小学校で実施し、子どもたちの技能、体力の向上を目指す取り組みや、市内中学校の部活動の充実を図るために外部指導者派遣制度を実施している。

③-③健康教育の推進

児童生徒が明るく健康的な生活を送れるよう指導するとともに、小児生活習慣病予防検診を小学校4年生対象に実施するなど学校保健事業の充実に努めている。

③-④安全でおいしい給食の提供

学校給食は、児童生徒に栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達、生涯を通じての健康な食生活に関する理解を深める教育活動といえる。このため、児童生徒がおいしく、満足して食べられるように魅力的な献立作成及び調理に努めているとともに、食物アレルギーへのきめ細かい対応にも配慮している。また、給食指導、衛生指導、学校給食調理場施設設備の充実に取り組んでいる。

④ 信頼される学校づくりを進める取り組み

子どもたちが一日の大半を過ごす学校が、安全で質の高い環境で学び、安心して生活できるように環境づくりに取り組んでいる。また、本市は児童生徒数の増加による教室不足の課題を抱えており、児童生徒数の変化に迅速で適切な対応をしていけるように努めている。

④-①学校応援団推進事業

市内全小学校で家庭を含む地域全体で学校教育を支援するため、学校応援コーディネーターを中心に地域ボランティアからなる学校応援団を組織し、地域との連携事業を推進する。学校応援団の活動内容は、学習活動への支援、安全・安心確保への支援、環境整備への支援等を組織的・継続的に行うものである。

④-②安全、安心できる学校づくり

子どもの安全・安心確保のため、各小学校への警備員の配置や各中学校へのすこやかサポーターの配置、新入学児童全員に防犯ブザー配布を行うとともに、各小中学校では、不審者及び防災対応訓練を計画的に実施している。また、地元警察との安全に関する協定を結び、全校に警察官の毎日の立ち寄り警戒を実施するとともに、民間企業との安全に関する協定を締結し、安全ステッカーの掲出をお願いしている。さらに、通学路に交通指導員を配置し、交通安全指導等の実施や、PTA、地域と

の連携により防犯パトロール等を実施し、子どもの安全を図っている。その他、6月8日を「子どもの安全を守る日」とし、学校、PTA連合会、警察等の代表からなる推進委員会を設け、様々な活動に取り組んでいる。

一方、安全で快適な施設整備の面では、校舎、屋内運動場の耐震化を重点的に推進しており、2008年度末までに耐震化率は75.0%となる。同じく重点施策である便所改修事業は、設計段階で子どもたちのワークショップを取り入れ、子どもたちの夢やアイデアを盛り込み、愛着のあるトイレづくりに取り組んでいる。その他、全校のエアコン設置、冷水機の設置を行い、2007年度には、今後の施設整備の基本となる小中学校維持保全改修計画を策定した。

④-③開かれた学校づくり

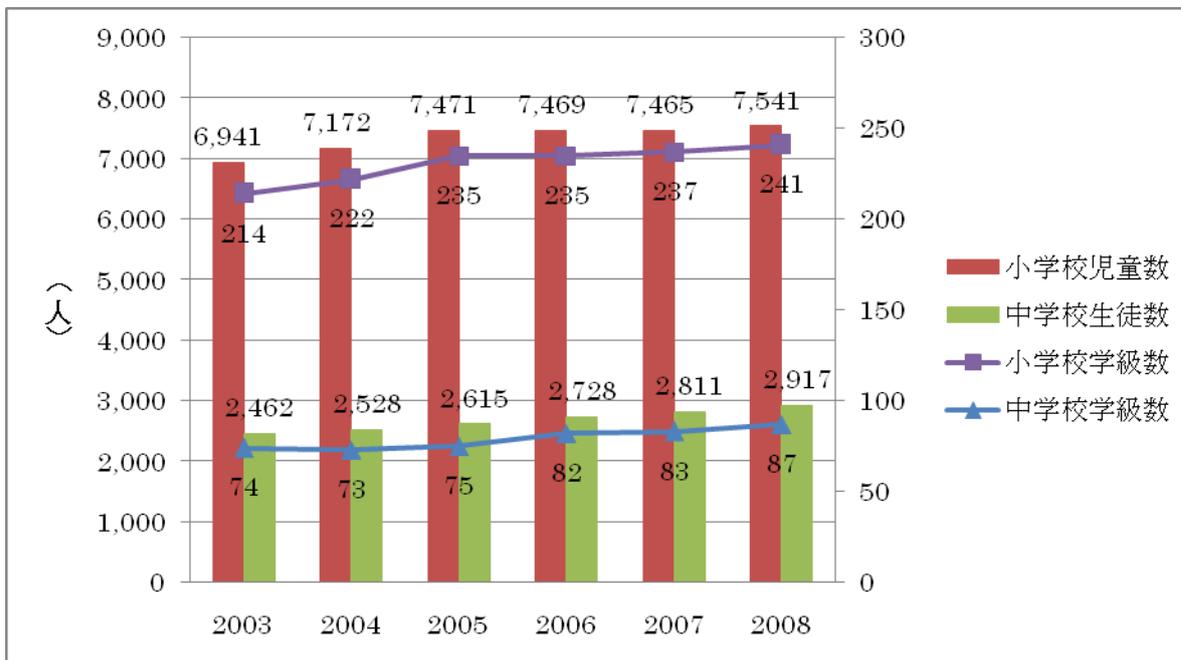
各学校のホームページや教育広報とだ等の広報紙による情報提供をはじめ、各学校ごとに授業公開や学校行事の公開、彩の国教育週間にあわせた全市民対象の学校公開を実施している。また、戸田市教育フェスティバルを開催し、教職員、保護者を集め、研究委嘱校の発表、児童生徒の発表、講演会を実施している。その他、小中学校の連携による音楽活動の充実を図るため、戸田市ふれあいコンサートの実施等、学校の様子、状況等の公開を推進している。

2-2 本市の課題と対策

(1) 児童・生徒増による小中学校の教室不足

JR埼京線開通を契機にマンション建設が続く中、児童・生徒数は着実に増加傾向を辿っている(図表2-4参照)。特に、駅周辺地区や工場跡地に大型マンションの建設が予想される地区では、小学校の教室不足の課題に直面している。戸田第二小学校は過大規模校(31学級以上)であり、戸田第一小学校、戸田南小学校はすでに仮設教室による対応を行っており、笹目東小学校も児童増が著しく、対策が迫られる状況である。また、中学校においても、新曽地区の開発が進む中、新曽中学校の教室不足が見込まれる。今後は、児童・生徒数の推移を見極めながら「児童生徒増対策検討委員会」での検討を踏まえ、通学区域の見直しや増築、仮設教室の設置等、適切な対策を講じる必要がある。

図表 2-4 小・中学校の児童・生徒数と学級数の推移



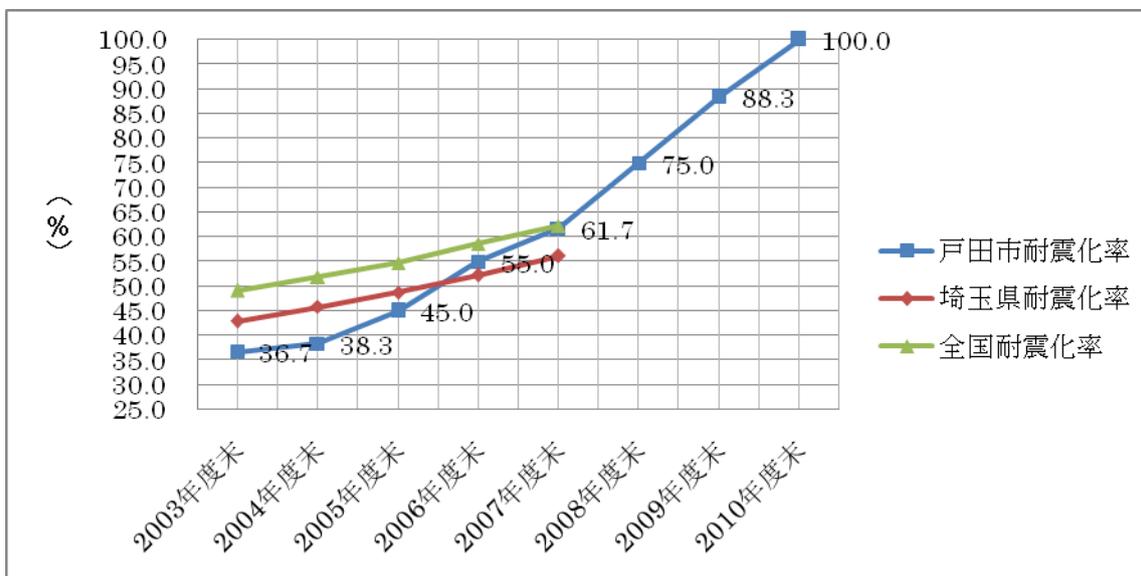
出典：教育委員会学務課

(2) 安全・安心な学校づくり

子どもたちの安全を確保し、安心して学ぶことができる教育環境の整備が必要である。学校施設の耐震化工事は2010年度までに耐震化率100%（図表2-5参照）を目指すとともに、老朽化した便所改修工事を2011年度までに全校の整備を終えるように取り組む。その他、2007年度に策定した「小中学校維持保全改修計画」に基づき、今後、効率よく効果的に改修工事を実施し、安全・安心な施設整備を計画的に推進する。

また、子どもたちの安全な環境確保のため、学校と警察等の連携を図るとともに、保護者や地域の協力を得ることも重要である。不審者等防犯対策として、機械警備、小学校の有人警備等を行っているが、抑止効果が高い防犯カメラの設置についても検討していく。

図表 2-5 全国・埼玉県・戸田市の小中学校耐震化率の推移（2008 年度末以降は計画値）



出典：教育委員会教育総務課

(3) 学校給食調理場の整備

市の方針に基づき、小学校は単独校調理場方式、中学校は給食センター方式による学校給食の提供に向け、小学校は年1校ずつ単独校調理場の建設に取り組んでいる。

現在、市内12校のうち5校が整備済みで、残る7校をコスト面、効率性を考慮しつつ計画的に推進していかなければならない。

また、既存の学校給食センターの老朽化に伴い、新学校給食センターの建設に向けて着手しており、2011年度の稼働を目指し、望ましい施設整備に取り組んでいく。

なお、学校給食調理場整備にあたっては、「学校給食調理場整備検討委員会」の検討結果を踏まえ、今後の整備を進めていく。

(4) 不登校

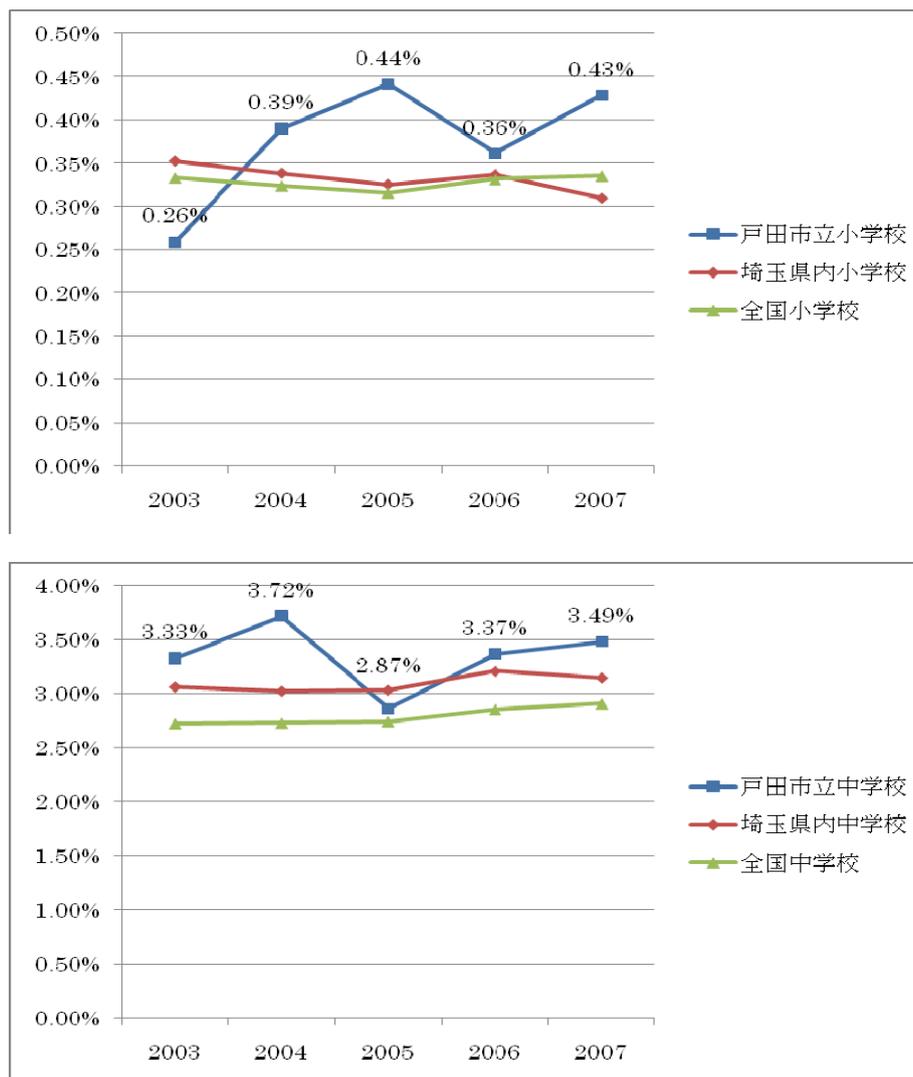
不登校者数の推移（図表2-6参照）は、全国的に増加傾向で、本市においても減少に向けたさらなる取り組みが求められている。不登校の要因・背景は様々であり、戸田市立教育センターでは、小中学校と連携を図り、「不登校問題の実態の分析」「学校と関係機関との連携のあり方」等の調査研究を行い、学校での不登校の「早期発見、早期対応」により不登校の未然防止並びに減少に努めている。

学校に登校できないが教育センターには通級できる児童生徒に対しては、教育センター内に適応指導教室（ステップ教室）を設置し、教育相談員、教育心理専門員が中心となって教育相談にあたり、不登校の児童・生徒の学校復帰のための、「基本的生活習慣」「対人関係の改善」「自主性、自発性の育成」「学力補充」等を身につけさせるよう努めている。

最近の傾向として学資障害、注意欠陥・多動性障害、自閉症、高機能自閉症などの発達障害による不登校が増えつつあり、学校や戸田市立医療保健センター、こども家庭課との連携を積極的に進めている。

また、小学校初期の段階から積極的に家庭への啓発を進めるとともに、地域全体で子どもを見守っていく体制づくりと中学校との連携強化を推進していく。

図表 2-6 不登校者数の推移



出典：教育委員会指導課

3 環境と市民生活

3-1 本市の現状

(1) サステナブル都市（環境部門）

2007年度において、日本経済新聞社が実施したサステナブル都市調査における全国第3位の内容を検討してみると、主として財政面での評価が高いが、環境保全度でも全国第5位にランクされた。しかし、項目別ランキングでは、体制作り・マネジメント：105位、大気保全：1位、地球温暖化対策：70位、水質・下水対策：127位、土壌汚染防止：50位、都市環境：54位、廃棄物対策：57位、自動車交通抑制：3位、エネルギー対策：67位、車保有率：40位、とかなりばらつきが多く、大気保全：1位と自動車交通抑制：3位が環境保全度の全体を引っ張っているのが実情である。

さらに、大気保全：1位の要因は、市域が狭い割に大気汚染常時監視局が多いことが評価されたもので、この常時監視局は、東京外かく環状道路と首都高速道路の建設に際して旧・日本道路公団と旧・首都高速道路公団が設置し、本市に無償譲渡された経過がある。これを、設置後11年目から市の負担で維持管理しており、財政的裏付けがあることにより維持管理の継続が可能となっている。また、自動車交通抑制：3位は、コミュニティバス（トコバス）の運行が評価されたもので、これも財政的裏付けがなくては継続できない事業である。

この二点からも分かるように、本市のサステナブル都市ランキングは、持続可能という観点から見れば、財政的裏付けに支えられている要素が高いと考えられる。

① 戸田市環境基本計画

かつて環境問題といえば、1960年代の四大公害のように特定の事業者が引き起こす地域を限定したものであるという解釈が主流であったが、その構図が現代では変化してきている。

たとえば、現代の代表的な環境問題である地球温暖化は、温室効果ガスを排出する者とその影響を受ける者を明確に分離することができない上に、その影響は地域を越えて広がっている。

すなわち、現代の環境問題は、その特徴として

ア．被害者と加害者の境界が不明瞭（又は被害者が加害者になりうる）

イ．影響が地球規模で広がっている

という点で、誰もが関係する問題へと変化したのである。

このような問題に対処するためには、全ての人が主体的に環境問題に取り組む必要があるといえる。また、行政活動を率先的に環境への影響を少ないものにする 것도同時に重要である。

以上の必要性に応えるべく、また、積極的に良好な環境空間を構築するため、地域における各主体の役割と具体的な取り組み及び目指すべき理想像を明記したものが、それが戸田市環境基本計画である。

この計画は、ア．自然性を回復した快適都市の形成、イ．環境負荷の低減と循環型

社会の形成、ウ．地球温暖化防止の地域からの実践、エ．環境を重視する社会の確立、という4つの大きな目標を立て、それを達成するために以下の事項が掲げられている。

ア．目標を達成するための「理想とする環境像」

イ．環境像を実現するために市民、事業者、市のそれぞれが心がけること

ウ．環境像の実現に向けて市が当面実施すべき事業

とりわけ、ウ．については、ISO14001に基づく進捗管理の徹底によりその実効性を担保しており、事業の確実な進行が約束されている。

また、刻々と変化する環境問題に対応すべく、本計画は5年に1度の抜本的な見直しを行っているが、その際には、市民懇談会を開催するなど多様な意見を汲み取り、時代とニーズに即した計画の改定を実践している。

このように、戸田市環境基本計画は、本市における環境対策の根本であるとともに、本市の事業全体の環境側面を管理する具体的計画となっている。

② 環境保全率先実行計画

本計画は、国の地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に伴い、同条20条の3に規定された実行計画として策定された。第1期は、1998年度の使用量を基準とし、2000年度から2004年度までの5ヵ年計画、第2期は、2004年度の使用量を基準とし、2005年度から2007年度までの3ヵ年計画として、市施設からの温室効果ガス排出量を基準年の5%削減することとした。

その結果、第1期では、5%の削減どころか基準年の11%増、第2期では、基準年より約2%減となったものの削減目標の5%には届かず、当初から比べれば8%強の増加となった。

主な原因としては、光熱水費の中でも特に電気使用量及び都市ガス使用量が増加したことが挙げられる。これは、様々なOA機器類の普及・大容量化とともに、年毎の変動の大きい気象要因による空調設備の運転に伴うもので、本庁舎においては照明器具の低電力化を図った結果、16%の削減となったが、全体としては大幅な削減には至らなかった。

現在は、第3期として2004年度の使用量を基準とし、2008年度から2012年度までの5ヵ年計画で削減に取り組んでいる。

今後は、光熱水費のさらなる削減が課題となってくるが、削減のみならず、太陽光や風力など自然エネルギーの活用、施設設備の高効率型・低排出型への変更、建物の高断熱化など、温室効果ガスを抜本的に削減するような取り組みが必要となる。

③ フェルトガーデン戸田

本市では、持続可能な社会の実現を目指し、地球温暖化防止対策や省エネ、CO₂削減、そして、ごみの再利用による循環型社会の構築に向けて、本市独自のオールリサイクル素材による屋上緑化システム「フェルトガーデン戸田」を設置した。

フェルトガーデン戸田は、古布をリサイクルしたフェルト、生ごみとガラスの廃材

(スーパーソル)を使用した土壌、ペットボトルのキャップを再利用した木枠を使うなど環境に配慮し、安価で軽量なのが特徴である。

2004年10月からは、市役所3階ベランダで、30㎤のトレイにフェルトと生ごみの堆肥とEM菌で芝の栽培を試験的に始めた。そして2005年3月には、市役所3階屋上の一角：33㎡に芝や多くの植物を植栽した屋上緑化がスタートした。また、同年10月には、このオールリサイクル素材の屋上緑化を「フェルトガーデン戸田」として商標登録を行った。その後2007年6月には、2005年に設置した市役所3階屋上の一角33㎡を460㎡に拡大した屋上緑化システムを設置した。

また、この屋上緑化は、環境NPO・企業・本市とパートナーシップによる協働方式での開発事業という特色もあり、さらなる普及を目指している。

④ フラワーセンター戸田

リサイクル素材を利用した花の生産基地「フラワーセンター戸田」では、花のまちづくりを進めている。

この施設は、147㎡の温室と発芽室があり、種から発芽させ、苗までを育成・管理し、年間26,000鉢の花を生産することができる。ここで育成した花は、市民と協働で植栽管理している「花ロード美女木」や小・中学校、公共施設、町会・自治会・公園などに無料配布している。

2008年10月から生ゴミの減量を視野に入れ、家庭から出た生ごみと花の苗24鉢を交換する事業を実施している。交換した生ごみを堆肥化し、花の生産に使用するなど、循環型社会を目指し、リサイクルを推進している。

また、花の生産基地としてだけでなく、環境と福祉の融合を目指した施設として障害者や高齢者の就労の場としても重要な役割を果たしており、花づくりを通じて人とふれあうコミュニケーションの場、生きがいを見つける場にもなっている。

⑤ 環境配慮システム等設置費補助制度

化石燃料の枯渇が懸念されて久しい。さらに昨今は、温室効果ガスの一つであるCO₂の排出抑制という観点からも、化石燃料主流のエネルギー使用実態からの脱却が叫ばれている。

このためには、家庭レベルでできる事を行政として積極的に後押しする事が必要であり、そのために始まったのが太陽光発電システム及び高効率給湯器の設置費補助制度（通称：環境配慮型システム等設置費補助制度）である。

本市では、住宅用太陽光発電システムについては、2005年度から、高効率給湯器については、2007年度から、一般家庭向けに補助を実施している。

本制度への市民の関心は高く、各年度とも予算額以上の応募があり、2007年度末までに下記の補助実績を上げている。

ア. 太陽光発電システム

補助対象発電力：266.75kW 補助件数…83件

イ. 高効率給湯器

補助対象件数：CO₂冷媒ヒートポンプ…38件

ウ. 潜熱回収型給湯器 …18件

エ. ガスエンジン給湯器 …3件

2008年度からは、上記両システムの交付要綱を一本化して一元的に補助しているが、募集開始からわずか3ヶ月ほどで補助金予算を超える応募があった。

このため、当初予算と同額の補正予算を組んで対応したが、これは、市民の環境問題への関心の高さを裏付けるデータといえることができる。

同システムの設置は、CO₂排出量の削減と家計の補助という二つの役割を持つことから、今後も増加する事が期待され、国等の動向を見極めながら推進していくものとしている。

⑥ ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例

本市では、これまで年4回の戸田530（ごみゼロ）運動をはじめとする市内一斉の清掃活動を中心に市内の環境美化に努めてきた。それと並行して環境美化意識の向上とマナー啓発を目的とした「ポイ捨てマナーアップキャンペーン」を実施し、市民の意識の向上に取り組んできた。

現在、取り組んでいる意識啓発においては、一定の効果を上げているものの未だにごみのポイ捨てや犬のふん放置が見られる状況にある。また、歩行喫煙等による吸い殻の投げ捨てや、子供等へのタバコによる火傷等を防止する必要性がある。

以上の観点から、より住みやすく、愛されるきれいな戸田市を実現するため、全体的なマナー向上を図り、市内の環境美化について市民に意識していただく指針として「戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例」を制定し、2008年6月1日から施行した。

条例施行にあたり、施行前からポスターの掲示、携帯用吸い殻入れの配布、横断幕の設置及び啓発用のぼり旗の設置等の周知活動を実施してきた。

施行後も、市内三駅周辺での啓発を行うため、環境美化啓発員による啓発活動を行っている。

また、市民にも、自宅の塀やフェンス等の通り沿いにポスター等を掲示いただき、企業等へもポスター・のぼり旗等の設置にご協力をいただくなど、地道な啓発を行っている。

（2）安全・安心な市民生活

本市は、東洋経済新報社が実施した2008年住みよさランキングにおいて全国第35位、埼玉県第1位に輝いた。しかし、この住みよいという概念の基礎には、安心して生活を送ることができる安全なまちであることがあると考えるが、残念ながら本市は、同社の調査では安全なまちランキングではあまり評価できる結果ではなかった。

また、全国的にも近年都市型水害として恐れられている集中豪雨による水害や、多

発する無差別殺人事件など、市民の安心安全を脅かす事象が増加傾向にある。

このことから本市では、市民の願いとなっている「安心と安全」をさらに高め、「住みよいまち戸田」を実感していただけるよう様々な施策を展開している。

① 地域防災計画

戸田市地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づいて、戸田市防災会議が作成した計画であり、市、防災関係機関、市民及び事業所が災害予防活動、災害応急対策活動および災害復旧活動等の一連の災害対策を実施し、市域ならびに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした防災活動の計画である。

本計画は、2006年度に、都市化の進展や近年の異常気象による都市型水害の増加、荒川の氾濫による市域の浸水規模、首都圏直下型地震の切迫性などによる想定する災害の見直しを行い、これらの対策として、災害時に即応するための初動体制の強化、避難体制の強化、災害時要援護者対策の強化などを基本とした改訂を行った。

今後も、本市における社会特性や災害特性、防災上の課題を見直し、地域防災計画をより実行性の高いものにするために、随時改訂する予定である。

② 地震・洪水ハザードマップ

本市では2005年度に地震・洪水ハザードマップを作成し、2006年4月に全世帯を対象に配布した。

このハザードマップは、首都直下で発生する可能性があり切迫性が高い東京湾北部地震で想定される震度6強の揺れによる建物被害や、200年に1回程度の確率で発生する規模の大雨（荒川流域で3日間に総雨量548ミリの降雨）で想定される荒川の氾濫による浸水想定などを取りまとめたものである。

このことにより、市民に災害時の備えや避難時の心得などを再認識していただくこと、また、今後想定される地震や洪水に対して、自分たちでできることや地域で協力してできることを話し合ってもらって「題材」として利用していただくことなどを趣旨として作成したものである。

③ 戸田市防災情報メール

本市では、市内に災害が発生するおそれがあるような気象警報や避難に関する情報、大地震や大規模事故の情報、緊急性のある防災情報を、防災行政無線をとおしてお知らせしている。

この防災情報を、携帯電話の携帯端末やパソコンに、メールで配信する「戸田市防災情報メール」サービスを、2006年9月1日から実施している。これは、防災情報を多くの方に提供することにより、減災につながるのことから実施しているものである。

なお、2008年11月1日現在、240名がメールアドレスの登録をしている。

今後も、登録者が増えるよう、さまざまな機会を利用しPRしていきたい。

④ 防犯に対する条例・計画・方針

本市は、過去において、人口比別犯罪発生率がワースト1位という最も不名誉な状況が続き、2003年7月から県内犯罪重点市町村に指定されたため、地元警察署との連携により、市民生活部に防犯対策部署を設置した。行政としての対策は、「犯罪のない安全なまちの提供」をモットーに、同年8月、職員による市内巡回パトロールを開始した。また、同時に市議会においては、議員による生活安全条例の制定を検討し、議員提案立法の手法を用いて、安全なまちづくりの実現を目的とした行政・市民・事業所が連携し協力することを明確にした「戸田市みんなでつくる犯罪のないまちづくり条例」を2004年4月1日より施行した。さらに、コミュニティ形成、防犯意識の高揚、犯罪情報の提供、防犯リーダーの育成、事業所の防犯活動及び子どもを犯罪から守る安全な都市づくりを方策とした基本方針を打ち立て、2006年4月、条例と基本方針に基づきソフト・ハード面の事務事業を効率的に取り入れた魅力ある地域創設のための「戸田市犯罪のないまちづくり計画」による安全で安心して生涯を過ごせるやさしい戸田市を目指すものとした。

⑤ 防犯パトロール

本市は、2004年から各部長級以下の職員による市内全域を対象とした防犯パトロールを実施した。また、2005年7月「けやき安全ステーション」、同年10月「ふれあい安全ステーション」の民間交番を設置し、各町会(自治会)が行なっている自主防犯パトロール支援をするほか、市内全域を対象に委託警備員による青色パトカー・自転車・徒歩による巡回パトロールを実施している。さらに本市と警察、市内の事業所であるタクシー協会・環境整備組合・建設業協会など地域内安全協定締結団体による防犯パトロールや活動中における犯罪情報の収集など協力体制を築いている。

⑥ とだピースガードメール

当市では、防犯情報事業の一環として、本市独自のシステムにより携帯電話・パソコン利用者の市民の方々に、ITを利用して地域防犯情報を配信する「不審者情報等」を電子メールで配信している。このことより、市民が自分のまちの犯罪情報を知ることによって、より防犯意識を高め、犯罪防止につながる効果を期待している。また、本市独自のシステムである「とだピースガードメール」は、2006年12月から運用を開始し、防犯情報として

ア. 身近な犯罪情報

イ. ひったくり、子どもを狙った犯罪情報(不審者情報含む)

ウ. 詐欺などの知能犯情報

エ. 防犯対策情報

オ. その他運用管理者が必要と認めた情報など

警察本部・地元警察署・戸田市防犯協会・戸田市教育委員会、また、情報提供者か

らの犯罪情報など、被害者対策面を考慮しながら最新情報の配信に心掛けている。

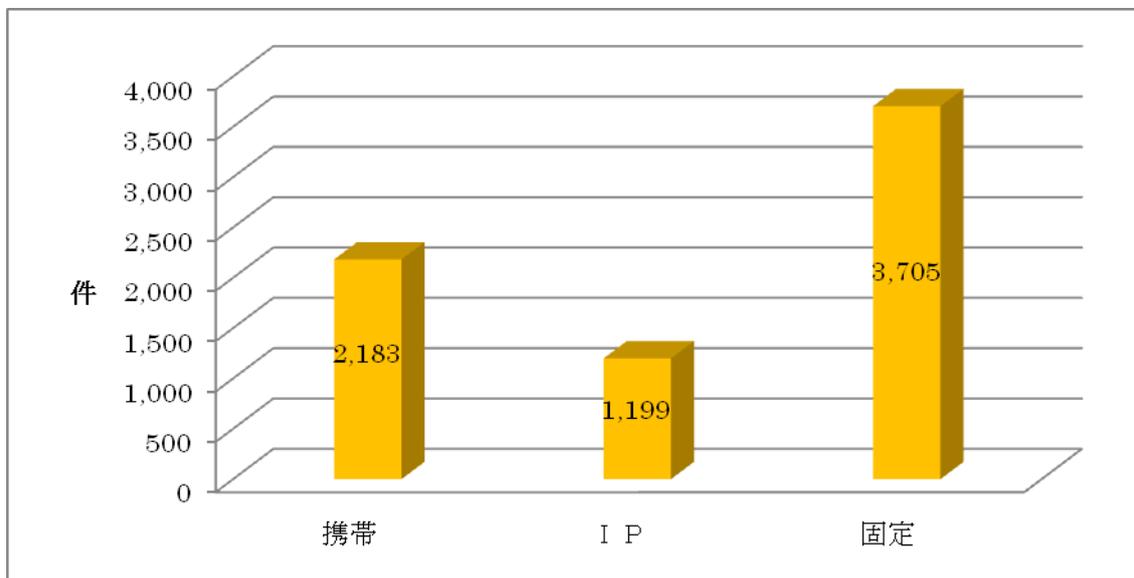
⑦ 消防緊急通信指令システム

阪神・淡路大震災や過去の大規模災害等の貴重な教訓を踏まえ、市民の生命、身体や財産を守ることができるよう、2003年2月に消防緊急通信指令装置、発信地表示システム等を整備して、119番の受信から災害地点を瞬時に決定し、通報内容により出動隊の編成から出動指令を行うまでの一連の指令業務を効率化、迅速化を図り、各種災害の発生時に迅速かつ的確に対応している。

2007年中の119番通報件数のうち、発信地表示システムで対応している固定電話等は3,705件で全体の52%である。一方、近年普及が著しい携帯電話及びI P電話は3,382件で通報件数の48%であり、その対応については通報者との通話対応により災害地点を特定している。(図表3-1参照)

このように現在、携帯電話及びI P電話の通報件数は全体の半数近くを占めており、今後もさらに普及率が高くなることが予想されることから、携帯電話及びI P電話においても瞬時に災害地点を特定するとともに迅速な出動を行い、災害現場への到着時間短縮を図ることができるよう携帯電話及びI P電話発信位置情報システムの導入を計画している。

図表3-1 2007年中119番種類別受信状況



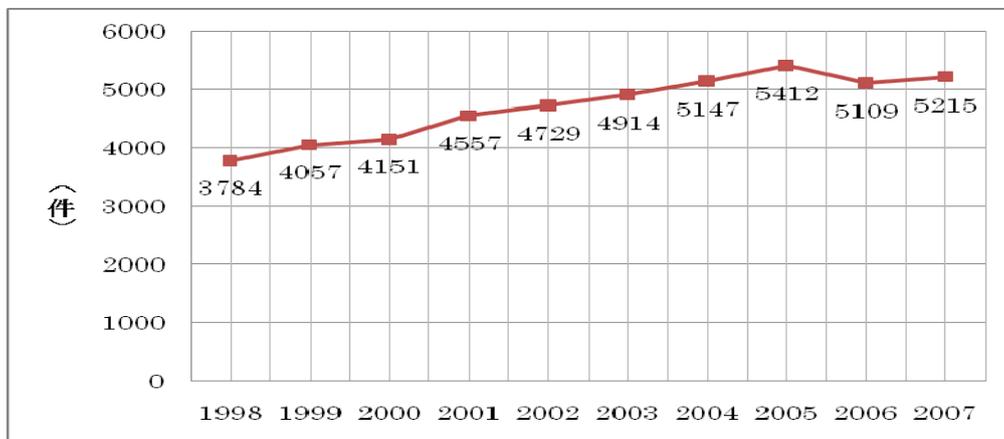
出典：消防本部

⑧ 救急出動件数

図表3-2のとおり、本市における救急出場は年々増加傾向にあり、1998年に3,784件であった出場件数は増加の一途をたどり、2004年には5,000件を突破した。(図表3-2参照) 2007年中の救急出場件数は5,215件(搬送人員4,701人)であり、人口

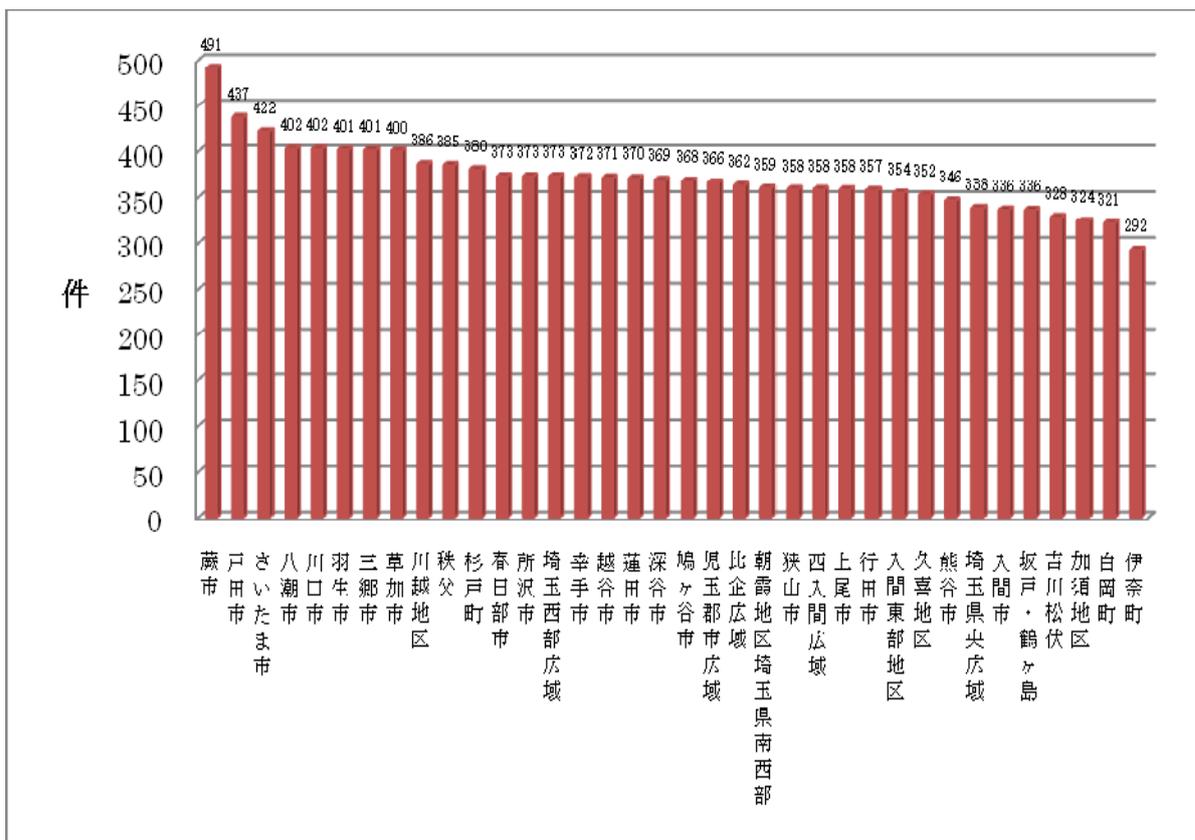
1万人当たりの救急出場件数は県内ワースト2位である。(図表3-3参照)

図表3-2 年間救急出場件数



出典：消防本部

図表3-3 2007年 県内の人口1万人当たりの救急件数



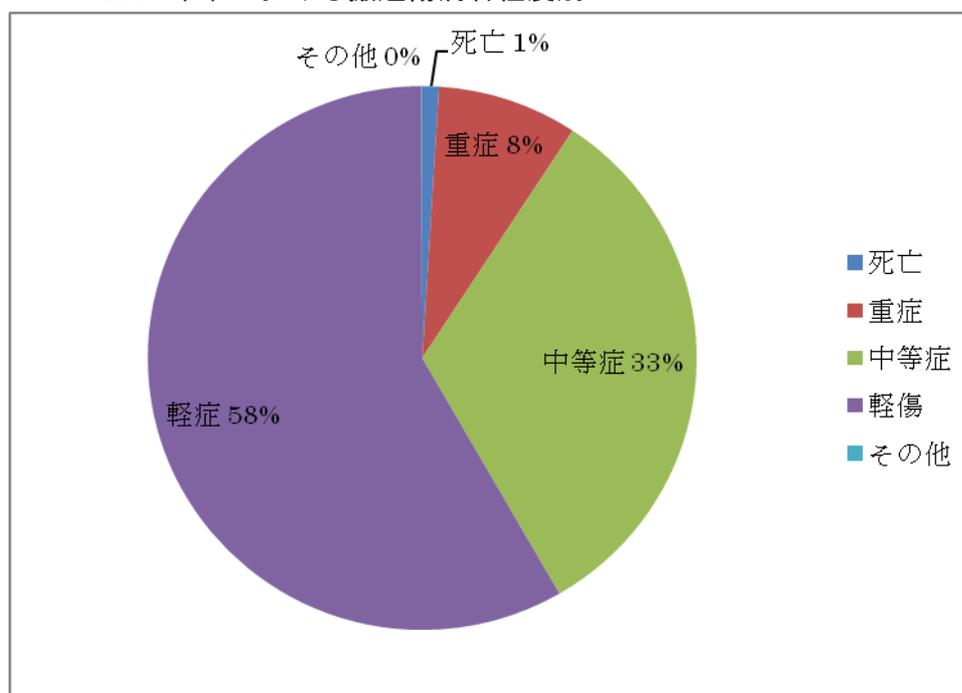
出典：消防本部

2007年中に搬送した傷病者をみると、死亡、重症、中等症の割合が全体の42%で、

入院加療を必要としない軽症の傷病者は58%であった。(図表3-4参照)

救急件数が増加している要因の一つには、救急要請に占める軽傷者の割合が高いとともに、高齢者の救急件数の増加が挙げられる。

図表3-4 2007年中における搬送傷病者程度別



出典：消防本部

3-2 本市の課題と対策

(1) 地球温暖化防止対策

地球温暖化は、全世界で現在最も懸念すべき問題の一つであるといえる。

なぜならば、それは、異常気象、疫病の蔓延、野生生物の絶滅、海面上昇による都市の水没といった環境に留まらないあらゆる問題を引き起こす元凶たりうるものだからである。

現在の地球温暖化は、人類が引き起こしているとされている。すなわち、石油・石炭等の化石燃料を中心としたエネルギー資源を大量に消費する社会構造により、大気中に排出されるCO₂などの温室効果ガスが急速に増加し、これが温暖化の主たる要因になっているとされる。

この点、数多くある温室効果ガスの中で、人類活動に由来するCO₂だけが現在の温暖化にどの程度寄与しているかについては、依然として不明瞭な点が残るが、その排出を抑制する事は確実に温室効果ガス排出を減少することを意味し、かつ枯渇の懸念される化石燃料の使用を抑制するものであり、その両面において、その方向性は肯定されるべきものであるといえる。

また、わが国は、資源小国のため石油を始めとするエネルギー資源の大部分を海外

に依存しており、エネルギー自給率は、わずか4%と先進国の中でも最低レベルである。この自給率を少しでも向上させるためには、風力発電や太陽光発電などの新エネルギー導入を促進する必要がある。

① 環境モデル都市対応事業

2008年4月に国は、「環境モデル都市提案書」を公募し、本市は、友好都市・白河市との連名で応募したが、その提案書中、新エネルギーの導入促進に関する事項では、CO₂削減の根幹を成すものとして風力発電システムの導入を第一に掲げている。

これは、1基2000kW級の大型風車を風況が良いとされる白河市の山中に設置し、その風力発電電力を導入することでCO₂削減を図るというもので、白河市と風力発電会社を訪問し、実現に向けた方策を調査検討しているところである。

また、現在の電力需給をみると、ピーク電力需要が発生する夏場の猛暑時は、火力発電所の運転もピーク（CO₂発生もピーク）となるが、これを抑制するのに太陽光発電が有効とされることから、本市内でも公共施設の新設や建替え時などの機会を捉えて太陽光発電システム等を導入し、ピーク電力のカットにより、少しでもCO₂削減に貢献していくものとする。

② (仮称) 地球温暖化防止条例

これまでも、化石燃料の使用量削減に向けた取り組みは、国・県単位で実施されてきており、一定の成果を上げている。

しかし、その対策が急務であることを考え、その効果の最大化を考えた場合には、より地域の特性に応じたものが要求されている。そこで、市単位での取り組みを実施する事が、対策を効果的に進めることにつながると考えられるが、そのための第一歩としての役割を担うものが「地球温暖化防止条例」である。

その内容として検討される項目は、以下のようなものである。

ア. 各主体の責務の明記の有無

イ. 本市域内でのCO₂等温室効果ガスの総排出量の把握及び管理の計画策定の有無

ウ. 一定量以上温室効果ガス排出者への排出削減義務の有無

これらのうち、何らかの義務を伴うものについては、その対象者の意見の吸い上げと効果の判断が高度に要求されるため、条例制定にあたっては、市民、事業者との協議・調整を密に行う必要がある。

(2) 人口増加とゴミ対策

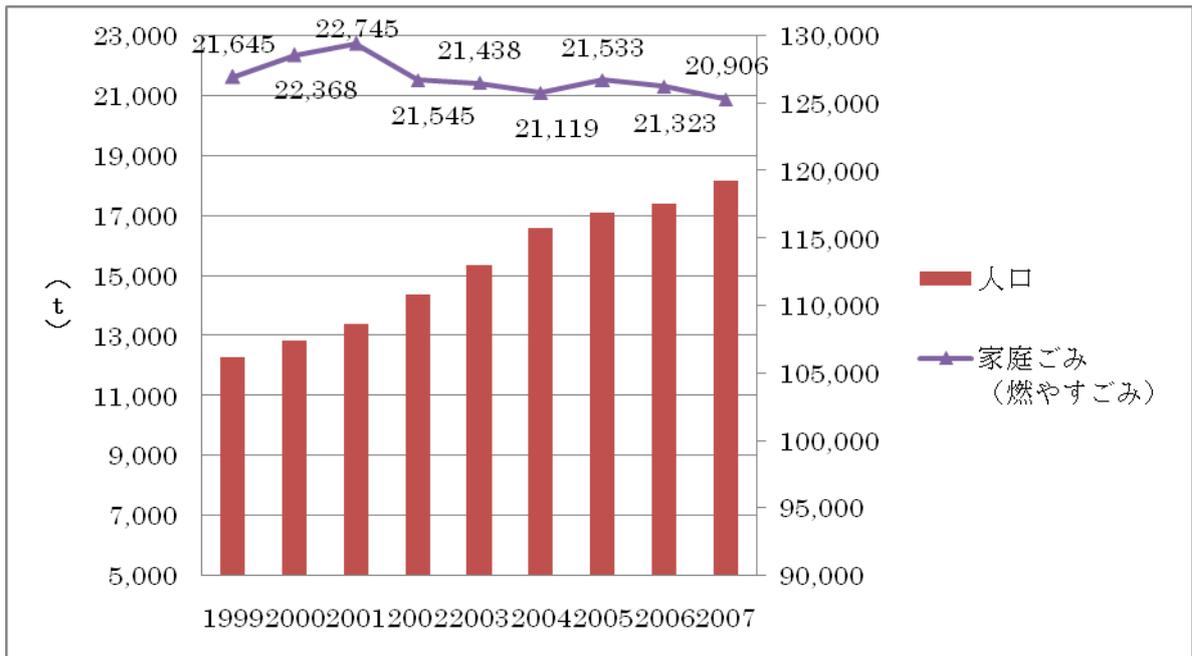
2000年に「循環型社会形成推進基本法」が策定され、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会による経済活動の仕組みを根本から見直し、持続可能な循環型社会の構築が課題となっている。全国でも、その対策として廃棄物の発生抑制（リデュース）、使用済み製品の再使用（リユース）、廃棄物の再生利用（リサイクル）、焼却熱の回収利用（サーマルリサイクル）を行い、循環利用の出来ない廃棄物のみ適正な処分を行う

こととしている。

① 啓発活動

本市では、ごみの減量化を促進するため、ごみの分別収集を行ってきており、ごみの減量化は人口の増加に関わらず横ばい傾向で推移している。(図表 3-5 参照)

図表 3-5 人口と燃やすごみの推移



出典：環境クリーン室

そのため、本市では、さらなるごみ減量化を促進するため啓発活動を行っており、活動の内容としては、マイバック、生ごみと花の交換事業、環境出前講座がある。

マイバックは、1袋 500 円で市民に広く販売しており、レジ袋削減を目的として販売している。また、福祉作業所にマイバックの製作を依頼しており、障害者の方々に仕事を任せることにより障害者の雇用促進も図っている。

生ごみと花の交換事業に関しては、2008 度 10 月から開始した事業であり、一般家庭の生ごみと花 24 鉢を交換し、フラワーセンター戸田で生ゴミを堆肥化させて使用することにより生ごみの減量化を行っており、生ごみ減量化についての市民への啓発につながっている。

また、環境出前講座を通して、市民に本市のごみの現状と問題点等について知っていただくことにより、ごみの分別等の啓発を実施している。

② フラワーセンター戸田の利活用

本市は、花のまちづくりを目指すうえで、現状のフラワーセンター戸田の活動をさ

らに押し進め、ア．花の品質の向上と花生産の拡大、イ．生ごみ堆肥化への促進（ゴミ減量化）、ウ．オープンガーデンへの取組、エ．障害者と高齢者の雇用の拡大等につなげていくこととしている。

また、このフラワーセンター戸田から、ア．交流・教室等の推進、イ．ボランティアの育成、ウ．障害者の自立の促進等の事業に展開できるよう取り組んでいく計画である。

この取り組みを今後も充実させていくことで、課題の解決へつなげたい。

（３）自助・共助の意識啓発

「自助」とは、自らの命は自らが守ること、「共助」とは地域で助け合うこと、「公助」とは自衛隊や消防、警察や自治体などに助けられることである。

大きな災害が発生した場合、初動時は、「公助」には限界があり、「自助」「共助」が大きな役割を果たすといわれている。これは、阪神・淡路大震災では、倒壊家屋などから助けられた方々の大半が、「自助」「共助」によるものであることから学んだ教訓である。

本市でも、災害による被害を最小限度に留めるためには、市民は「自助」「共助」の大切さを認識していただくことが「災害に強いまちづくり」の基本と考えているが、市民アンケート調査結果（「災害に強いまちづくり推進ワークショップ開催」町会対象に実施）を総合的に判断すると、まだまだ意識が高いとは言えない状況であると考えられる。災害は待ったなしで起こるものであり、行政の対策レベルを向上させるとともに、市民の防災意識を高めることは喫緊の課題である。

① 総合防災訓練と意識啓発

本市では、自助・共助の考え方を一人でも多くの市民へ知っていただくため、総合防災訓練を、従来の見る訓練から、発災対応型訓練へと変更し、初動期における避難や救助をはじめ、消火や救命などの訓練を実施している。

また、出前講座など市民に接する機会をとおして意識啓発をしている。

これらの訓練・啓発活動をとおして、課題の解決へつなげたい。

② 災害に強いまちづくり推進ワークショップ

2006年に全世帯に配布した洪水ハザードマップで、荒川が氾濫した場合、市内全域が水没し、場所によっては4メートル以上も浸水することが想定された。このような状況においては、市内の指定避難所も浸水し、3階以上の高層部しか利用できない所や、浸水が深く全く利用できないところも生じることがわかった。また、避難所までもが浸水するために、安全な避難場所が十分に確保できない状況になることもわかった。

本市では、このような状況下におかれている市域において、水害による人的被害を最小限にするために、市民が防災に主体的に取り組もうとする姿勢を醸成しながら地

域防災力の向上を図ることを目的として、2007年度に市内5町会を対象に「災害に強いまちづくり推進ワークショップ」を実施した。

このワークショップでは、荒川の氾濫時の洪水災害時における災害犠牲者をゼロにすることを目標に掲げ、緊急避難場所や洪水時危険個所、情報伝達、災害時要援護者の避難支援等の対応について検討し、この検討結果を「地域版ハザードマップ」と「緊急避難ルール」として各町会でとりまとめた。

今後は、5町会で実施してきた取り組みを全町会へ普及させるとともに、この成果を地域防災計画に反映をさせ、地域の防災力の向上を図ることを目標とする。

(4) 県内犯罪発生率ワースト10からの脱却

防犯対策を開始してから早くも5年が経過した。明確な目標を設定してスピーディーに進めてきた防犯対策は、犯罪発生数がピーク時と比較して4割減少しており、一定の効果があらわれている。

「犯罪発生率ワースト10」から脱却するためには、警察や行政の力だけでは限界がある。地域や関係機関・団体等と連携・協力しあってこそ犯罪のないまちの実現に通じるものと考えている。今後も、各種の犯罪情勢を睨みながら防犯対策を実施し、目標である「ワースト10」からの脱却を目指したい。

(5) 救命率向上に向けて

現在本市では、各隊に3名の救急救命士を配置し、出場の際は必ず1名の救急救命士が乗車する体制を取り、増大する救急需要や救急業務の高度化推進に伴う多種多様な傷病者に対応している。しかしながら、図表3-4からもわかるように軽症者が全体の約6割を占めており、本当に救急車を必要とする傷病者を一刻も早く医療機関へ迅速に搬送することができる体制の整備が急務となっている。「人口一人当たりの救急出場件数は県内ワースト2位」から脱却するためには、救急医療機関との連携を強化するとともに、「救急車の適正な利用方法」について、応急手当指導講習会等やホームページ・市広報誌等への掲載等、工夫を凝らした積極的な広報活動を実施して市民にご理解いただくよう努めて参りたい。

一方、真に救急車を必要とする傷病者に対しては、現在、初期対応として消防への入り口である119番入電時に救急処置口頭指導を実施しているが、これと平行して、今後も救急救命士のスキルアップを図るとともに救急車が到着するまでの間、市民自ら応急処置ができるよう普通救命講習会等の応急手当普及啓発活動に積極的に取り組み救命率の向上を目指していきたい。

4 産業と労働

4-1 本市の現状

(1) 産業構造

本市は、東京に隣接しているという立地条件から、経済の高度成長に併せて工場立地が進み、また、新大宮バイパス、東京外かく環状道路など主要幹線道路の開通により運輸業が発達してきた。

市内産業の主な業種としては、食品製造業、出版・印刷業、機械・金属製造業などの製造業や、倉庫業・運送業などの物流業の比重が重いが、最近では情報産業やサービス業などの都市型産業も進出してきている。

しかし、近年、製造業が停滞、減少傾向にあることから、新しい研究・開発型産業の振興を図りながら、特徴ある産業集積を生かした産業の高度化を進めることを目指している。

① 市内事業所数

2004年の企業・事業所統計調査によると、製造業が突出して多く、次いで卸売・小売業、建設業、運輸業の順となっている。運輸業の多さが特筆される。(図表4-1参照)

図表4-1 事業所統計にみる主要5業種の事業所数

単位：件、%

業種	事業所数	構成比
全体	5,162	100.0
製造業	1,254	24.3
建設業	460	8.9
運輸業	337	6.5
うち道路旅客輸送業	15	0.3
うち道路貨物輸送業	220	4.3
うち倉庫業	67	1.3
うち附帯サービス業	34	0.7
卸売・小売業	970	18.8
医療・福祉	167	3.2

出典：企業・事業所統計調査（2004年）

図表4-2、3のとおり、1985年と2003年の製造業事業所の推移を業種別に見ると、ほとんどの業種で事業所数が半減している。中でも、金属関連及び機械関連の業種の減少が著しい。一方で、出版・印刷とパルプ・紙はほぼ横ばいであり、出版・印刷の全事業所に占める比率は14.5%から31.1%へと高まっている。このことから、本

市の製造業は、金属関連及び機械関連の製造組立型から出版・印刷等の都市型産業へと特化してきていることがわかる。また、事業所が半減した背景には、埼京線周辺部での都市化の進展に伴う集合住宅立地による工場の操業環境の悪化、金属関連及び機械関連業種その他圏域移転や海外移転、事業者の高齢化と後継者難による廃業があると考えられる。

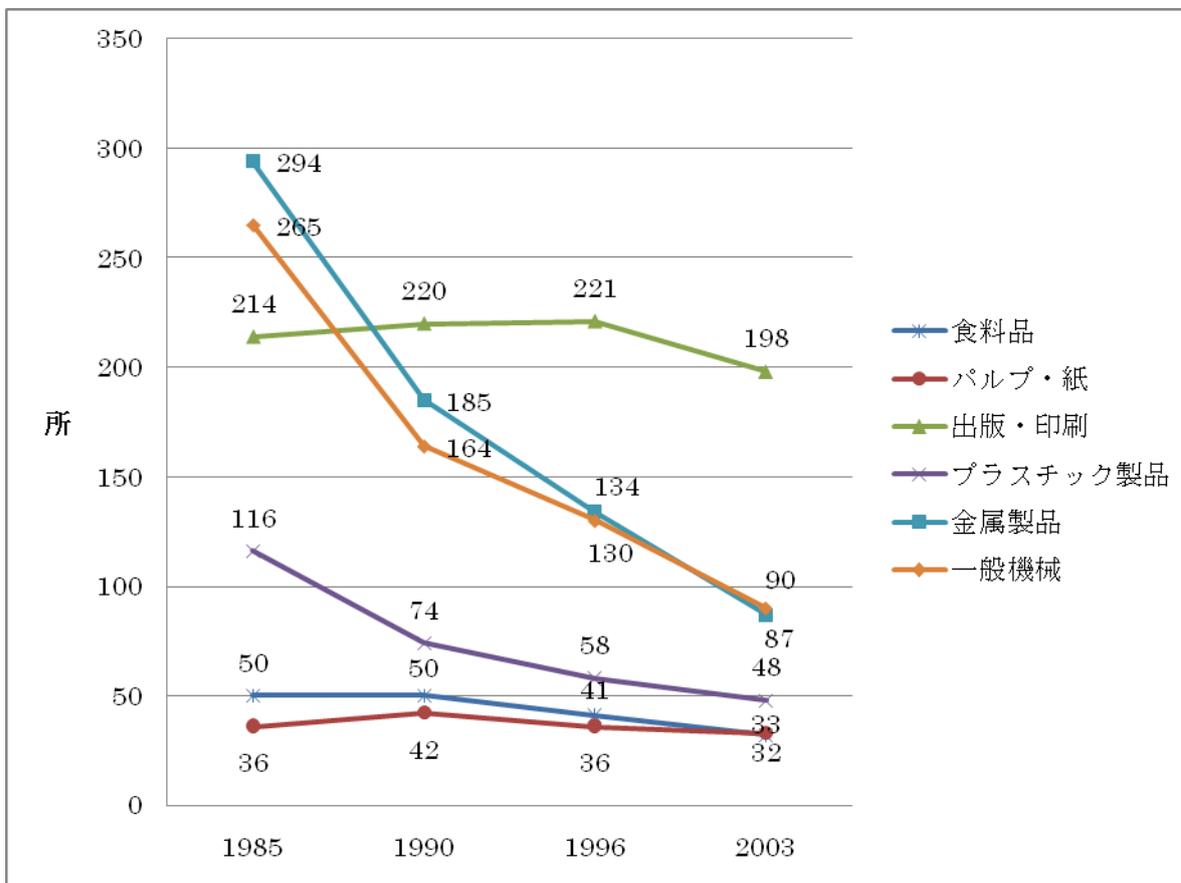
図表 4-2 製造業事業所数の推移

単位：所・%

分類	1985年		1990年		1996年		2003年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
食料品	50	3.4	50	4.8	41	5.0	32	5.0
飲料・飼料	-	-	-	-	1	0.1	1	0.2
繊維	7	0.5	6	0.6	4	0.5	1	0.2
衣服	17	1.2	11	1.0	8	1.0	5	0.8
木材・木製品	20	1.4	6	0.6	2	0.2	1	0.2
家具・装備品	64	4.3	38	3.6	28	3.4	17	2.7
パルプ・紙	36	2.4	42	4.0	36	4.4	33	5.2
出版・印刷	214	14.5	220	21.0	221	26.9	198	31.1
化学	21	1.4	13	1.2	9	1.1	9	1.4
石油・石炭	1	0.1	2	0.2	2	0.2	1	0.2
プラスチック製品	116	7.9	74	7.1	58	7.0	48	7.5
ゴム製品	10	0.7	4	0.4	5	0.6	5	0.8
なめし革	7	0.5	4	0.4	2	0.2	3	0.5
窯業・土石	21	1.4	18	1.7	13	1.6	12	1.9
鉄鋼	30	2.0	18	1.7	11	1.3	8	1.3
非鉄金属	69	4.7	46	4.4	28	3.4	19	3.0
金属製品	294	19.9	185	17.6	134	16.3	87	13.7
一般機械	265	18.0	164	15.6	130	15.8	90	14.1
電気機械	74	5.0	139	13.3	28	3.4	9	1.4
情報通信機械	-	-	-	-	-	-	1	0.2
電子部品	-	-	-	-	-	-	8	1.3
輸送機械	42	2.8	30	2.9	17	2.1	13	2.0
精密機械	70	4.7	41	3.9	23	2.8	19	3.0
その他の製品	47	3.2	38	3.6	22	2.7	17	2.7
合計	1475	100.0	1049	100.0	823	100.0	637	100.0

出典：工業統計調査

図表 4-3 主要業種にみる製造業事業所数の推移



出典：工業統計調査

② 産業振興支援制度

産業の振興を支援するために、戸田市新技術研究開発支援補助金、戸田市 I S O 認証取得支援補助金、戸田市工業環境対策支援事業補助金がある。

②-①新技術研究開発支援

2000 年度には、新技術や新製品を開発して、企業の競争力や成長を高め、自立した都市を目指すために「新技術研究開発支援補助金制度」を創設し、現在までに 19 社の支援をしている。

支援内容としては、市内で一定期間以上操業をしている製造事業者等による有用な新製品等の開発に対して経費や人件費などの費用の一部を補助するもので、1 企業 1 申請としており、補助対象経費の 3 分の 1 を補助するものとしている。補助限度額は 150 万円となっており、併せて、市の認定証も交付している。

②-② I S O 認証取得支援

同じく 2000 年度からは、「I S O 認証取得支援補助金制度」も開始し、品質管理

の向上や環境に配慮した経営をすることにより企業の信用力を増大させ、価値や評価を高めることにつながった。これまでに38社の利用実績がある。

支援内容としては、市内において一定期間以上事業を行う中小企業に対し、ISO認証審査登録にかかる費用の一部を補助することとし、1企業に対し1申請としており、補助対象経費の3分の1を補助するもので、補助限度額は50万円となっている。

②-③工業環境対策支援

近年、本市では、人口の増加や工業系企業の市外移転後の跡地にマンションが建設されることなどによる「住工混在」が問題となっており、事業者は近隣住民への公害対策問題を抱えながらの操業を余儀なくされ、操業環境が悪化している。

そこで、2007年度には、事業者の環境に配慮した操業への取り組みを促進し支援するために、騒音・振動・臭気などの公害防止対策設備を導入した場合に課税される市税の償却資産税相当分について補助する「工業環境対策支援事業補助金」を創設した。

この支援を通じて、生活と産業が共存共栄できるまちづくりへの効果を期待するものである。

③ 中小企業制度融資

市内中小企業の金融の円滑化を図ることを目的として、4つの制度融資を実施している。

まず、「小口融資」については、小規模な企業を対象として、無担保無保証人制度により、事業の振興を図るための資金として実施しており、また、「商工業近代化資金融資」については、経営の円滑化、設備の近代化をはかることに加え、公害防止資金や事業転換資金にも対応する融資となっている。これらの2つの融資については、低利な上に事業者の負担軽減をはかる利子補給支援も併せて行っている。

次に経済情勢の悪化により企業経営に重大な影響を受けている中小企業者に対する資金として、緊急かつ臨時的な特別措置となる「不況対策資金」がある。

2008年7月から原油価格や資材価格高騰の影響を受け、資金繰りに窮している市内事業者に融資枠3億円として、戸田市中小企業融資審査会を省略し、迅速に対応する制度として実施した。また、他の制度として「企業強化資金融資」があり、企業経営に必要な資金を簡易かつ迅速に行うことを目的とした制度として、中小企業信用リスク情報データベースのスコアリングシステムにより、融資の可否を決定している。

市としては、今後とも戸田市商工会と市内金融機関と連携しつつ、市内企業の金融の円滑化を図るとともに、社会情勢の変化に対応した制度融資の実施に努めてまいりたい。

④ その他の企業支援

上記の支援制度のほか、市商工会と連携し、経営の合理化・高度化を図るための経営革新計画セミナー、創業予定者・後継者を対象とした創業塾などの各種セミナーを開催している。

また、2003年12月には、市起業支援センター「オレンジキューブ」を設置し、起業を考えている人や起業間もない人を対象とした支援も進めている。同センターは、17の事務室と会議室、応接室、インターネット環境を完備するとともに、税理士、司法書士、社会保険労務士、中小企業診断士などの専門家によるアドバイザー制度や経営セミナーを実施しており、駅至近の立地にもかかわらず、低廉な使用料であることも相まって、起業家への手厚いサポートとなっている。

さらに、市商工祭では「プロダクツ戸田」と銘打ち、市内工業製品の展示を実施し、また、企業間のネットワークづくりのための産業交流会も開催している。

(2) 労働環境

本市は、首都圏の近隣市と同様に東京のベッタウン化の傾向にあるが、一方、現在においても雇用の場を提供する「産業のまち」としての性格を維持していると言える。

しかしながら、世界規模の景気の急速な冷え込みに直面し、雇用の場の確保が難しくなっている。このため、本市に集積した産業分野に重点を置きながら、国・県・関係機関との連携のもと、若年層も含めた市内全体の雇用機会の確保に向けた対応に努めている。

また、本市には中小企業が多く立地しているため、それら企業に働く者の労働条件、福祉の向上を図る必要性から、労働教育の充実や団体への支援、中退共制度の確実なる運営を進めている。

① 昼夜間人口比率

本市は、1995年の国勢調査時では、昼間人口が98,633人で、夜間人口97,467人を上回っており、昼夜間人口比率は101.2%であったが、その後の人口増加により、2005年の国勢調査時には、昼間人口が114,102人で、夜間人口116,543人を下回り、昼夜間人口比率は97.9%となった。(図表4-4参照)これはすなわち、本市がいわゆるベッタウンとして顔の方が、色濃くなりつつあると言える。しかしながら、この97.9%との数字は、近隣各市の数値と比べた場合(図表4-5参照)、本市が今もって雇用の場を提供している「産業のまち」としての性格も長く維持していることもまた事実で、言わば「産業」と「住宅」が、現在においても、両立しているまちである。この「産業」と「住宅」の両立を、バランス良く保っていくことが、これからの「戸田型」のまちづくりの課題と考えられる。

図表 4-4 昼間人口及び夜間人口

2005年10月1日現在

年	夜間人口	流入人口	流出人口	差引増減	昼間人口	昼夜間人口比率(%)
1980年	78,435	23,198	19,039	4,159	82,594	105.3
1985年	76,810	27,086	20,608	6,478	83,288	108.4
1990年	87,009	32,850	29,266	3,584	90,593	104.1
1995年	97,467	35,724	34,558	1,166	98,633	101.2
2000年	107,964	36,558	37,208	△ 650	107,314	99.6
2005年	116,543	36,575	39,016	△ 2,441	114,102	97.9

出典：国勢調査

図表 4-5 埼玉県昼夜間人口比率上位3位と本市に隣接した市の順位と事業所数

	市区町村名	昼夜間人口比率(%)	事業所数
	埼玉県	87.5	248,310
第1位	大宮区	148.6	6,937
第2位	三芳町	113.2	1,405
第3位	玉川村	108.7	合併
第20位	戸田市	97.9	5,485
第31位	さいたま市	91.9	39,555
第44位	和光市	85.7	1,624
第49位	川口市	84.8	20,518
第50位	蕨市	84.5	3,014
第60位	朝霞市	82.3	3,612

出典：総務省 2005年国勢調査、総務省 2006年事業所・企業統計調査

② 地域職業相談室

戸田市地域職業相談室は、地域に密着した職業相談、職業紹介サービスを提供し、地域住民の就職の促進及び利便性の向上を図るため、ハローワーク川口と本市が協働で運営する「ミニハローワーク」である。

従前は、「中高年齢者職業相談室」として45歳以上の中高年齢者を対象に、求人票をもとに紹介することで雇用の充実を図っていたが、求人情報の遅れや、対象に制限があったことから、かねてより年齢に拘わらない一般を対象とした相談室への移行を国に強く要望していたところ、県内5番目の地域職業相談室として2006年7月に開設されたものである。

地域職業相談室内には、タッチパネル式の求人検索機が5台設置されていて、埼玉県内、東京都内及び神奈川県の一部エリアの最新のハローワーク川口と同様の求人情

報（約 127,000 件）を、誰にでも簡単に検索できるようになっている。

また、相談室では 2 人の相談員が求職者とマン・ツー・マンで職業相談・職業紹介に応じており、その成果として、就職件数の目標が月平均 30 人とされているところ、2007 年度では 363 名の就職決定者があり、目標を達成している。

また、これに加えて、2007 年 6 月からは、独立行政法人の雇用・能力開発機構埼玉センターから専門のキャリア・カウンセラーを派遣してもらい、若年者就職相談を予約制にて月 2 回、同相談室内で実施している。

4-2 本市の課題と対策

(1) 産業集積と企業誘致

地方自治体にとって、地域における企業の経済活動は、雇用創出、税収確保、地域経済活性化の観点から大変重要である。ところが、市内の工業系用途地域では、工場とマンションの並存状態により操業環境の悪化が著しくなり、それに伴い工場などの市外転出や廃業などが相次ぎ、企業の集積力が低下するという悪循環となっている。このような中、本市が活力に満ちた自立した都市として持続的な発展を続けるためには、この悪循環を断ち切ることが求められている。

そのため、生活環境に対する負荷の少ない情報産業やサービス業などの都市型産業の創出・育成を図るとともに、市内既存企業の流出防止と新たな工場等事業所の誘致・集積を促進していくことが重要課題となっている。

① 産業立地推進事業補助制度

市内工業地域及び準工業地域の工業の集積、既存企業の市外転出の防止及び雇用の確保を図ることにより、本市の産業立地を推進するため、2008 年 4 月より「戸田市産業立地推進事業補助制度」を創設したものである。

この制度は、市内の工業地域及び準工業地域において、

ア. 100 m²以上の工場等を新設・増設した

イ. 新たに貸工場に入居し、操業を開始した

ウ. 新たに機械設備を導入した

エ. 市内在住の従業員を 1 年以上継続して雇用した

などの場合に、市が特定する業種（製造業・運輸業）の事業を営む企業に対し、費用の一部を補助するものである。

具体的な内容として、ア. については、固定資産・都市計画税課税相当額の 2 分の 1 以内の補助で限度額が 300 万円を 3 年間、イ. については、工場の年間家賃の 2 分の 1 以内の補助で限度額が 120 万円を 2 年間、ウ. については、1,000 万円以上の設備を導入した場合に課せられる固定資産税の 2 分の 1 以内の補助で、限度額は 50 万円を 3 年間、エ. については、新たに工場を立地した者が 1 年以上本市に住所を有する者を 1 年間継続して正社員として雇用した場合、1 人につき 30 万円を、それぞれ補助するとなっている。

これにより、市内既存企業が市外転出することなく、地域にしっかりと定着して事業を拡大することを促すとともに、市外の企業が本市に転入・操業してもらうという産業集積と企業誘致とにねらいを定めた制度となっている。

(2) 生き生きと働く環境づくり

企業の就労環境の悪化をもたらす大きな要因は、その時々々の経済情勢や社会状況によるところが多いと言える。現下の厳しい経済状況においては、そのことがことさら如実に現れており、市単独での雇用対策には自ずと限界があることは言うまでもない大きな課題である。

そうした中で、地域職業相談室の設置や若年者就職相談を実施するなど、国や他の行政機関と協働・連携できる事業に取り組むことにより、市民を中心とする近隣の就職希望者に多くの雇用情報を提供し、相当数の就職実績を挙げることはできたのは大きな成果である。

また、もう一方の施策としては、上記のダイレクトな職業相談・紹介と併せて、就労支援パソコン講座や技能・技術の習得を図る職業能力開発支援講座を実施するなど、早期就職への能力開発支援の取り組みを積極的に実施してきた。

さらに、労働者教育として、良好な労働環境で働けるよう労働に関する各種法律及び制度を習得するための労働法講座を県との共催により実施するとともに、市中退共制度の確実な運営と、これに加えて国の退職金共済制度に加入した事業所に対して補助金を交付する掛金補助制度を創設し、労働者の福利厚生の上昇に努めている。

5 都市基盤と生活基盤

5-1 本市の現状

(1) 都市基盤整備

埼玉県では「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（通称：都市計画区域マスタープラン）を策定し、都市計画の目標や土地利用、主要な都市計画の決定の方針等を体系的、総合的に定めている。また、後述するが「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（通称：都市マスタープラン）との整合性を配慮するため、まちづくりの主体である市町村と十分調整し策定を行っている。

本市においては、着実な都市基盤整備を進めてきた結果、道路舗装率県内第1位、下水道使用料金全国第1位（20 m³/月）、下水道普及率は85%、上水道普及率は100%など高い都市基盤整備を行っている。

① 都市マスタープラン

1992年の都市計画法の改正により都市マスタープランを各市町村が策定することが定められ、本市では、1995年から1998年にかけて、住民参加による都市マスタープランの策定作業を進め、1998年11月2日に「戸田市都市マスタープラン」として決定した。

この都市マスタープランは、おおむね20年後の望ましいまちの姿を描いて、その実現のための基本的な方針を定めたものである。

①-①都市マスタープラン推進の経緯

都市マスタープラン決定後、この都市マスタープランに基づいた関連する事業を体系的に整理し、事業の進行管理を適切に行うことが必要であるとの考えに到達した。

2000年7月には、都市マスタープラン推進のための庁内委員会（戸田市都市マスタープラン推進委員会）を設置し、都市マスタープランにおける全体構想や地域別構想に位置付けられている事業について整理するとともに、それらの事業プログラムや総合振興計画との関連についても整理し、「戸田市都市マスタープラン推進計画（事業進行管理編）」を定め、毎年事業ローリングを実施しながら、適切な事業の進行管理を行っている。

都市マスタープランを定めている自治体の中で、事業の進行管理を行っている自治体は、全国的に見てもまれである。

①-②都市マスタープラン推進計画（事業進行管理）短期事業評価

進行管理は、5年毎の事業の括りとして短期（2001年～2005年）・中期（2006年～2010年）・長期（2011年～2015年）に事業期間を分け、事業について、着手から継続、完了として整理し、当該年度の中で中断されたものや廃止された事業についても明確にしてきた。

そこで、短期の事業期間が終了したことから、2006年度に、短期事業評価を実施し、将来における都市マスタープランの総合的な評価の第一段階として、ホームページを通じ、広く市民に公開を行った。

図表5-1 戸田市都市マスタープラン推進計画と進行管理の経緯

1998年度	戸田市都市マスタープラン策定(1998. 11)
2000年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸田市都市マスタープラン推進委員会設置(2000. 7) ・ 関連事業整理と関係課所室ヒアリング ・ 都市マスタープラン推進計画(事業進行管理編) 総事業数: 150
2001年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回事業ローリングの実施(関係課所室ヒアリング) 総事業数: 150
2002年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回事業ローリングの実施(関係課所室ヒアリング) 総事業数: 160 ※ 市政情報室にて公開開始(2002年度末より実施)
2003年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回事業ローリングの実施(関係課所室ヒアリング) 総事業数: 170
2004年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回事業ローリングの実施(関係課所室ヒアリング) 総事業数: 164
2005年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5回事業ローリングの実施(関係課所室ヒアリング) ※ 短期5ヶ年終了 総事業数: 164
2006年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第6回事業ローリングの実施(関係課所室ヒアリング) ※ 短期事業評価結果をHP上にて公開 総事業数: 170
2007年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第7回事業ローリングの実施(関係課所室ヒアリング) 総事業数: 174
2008年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第8回事業ローリングの実施(関係課所室ヒアリング) 総事業数: 169

出典: 都市計画課

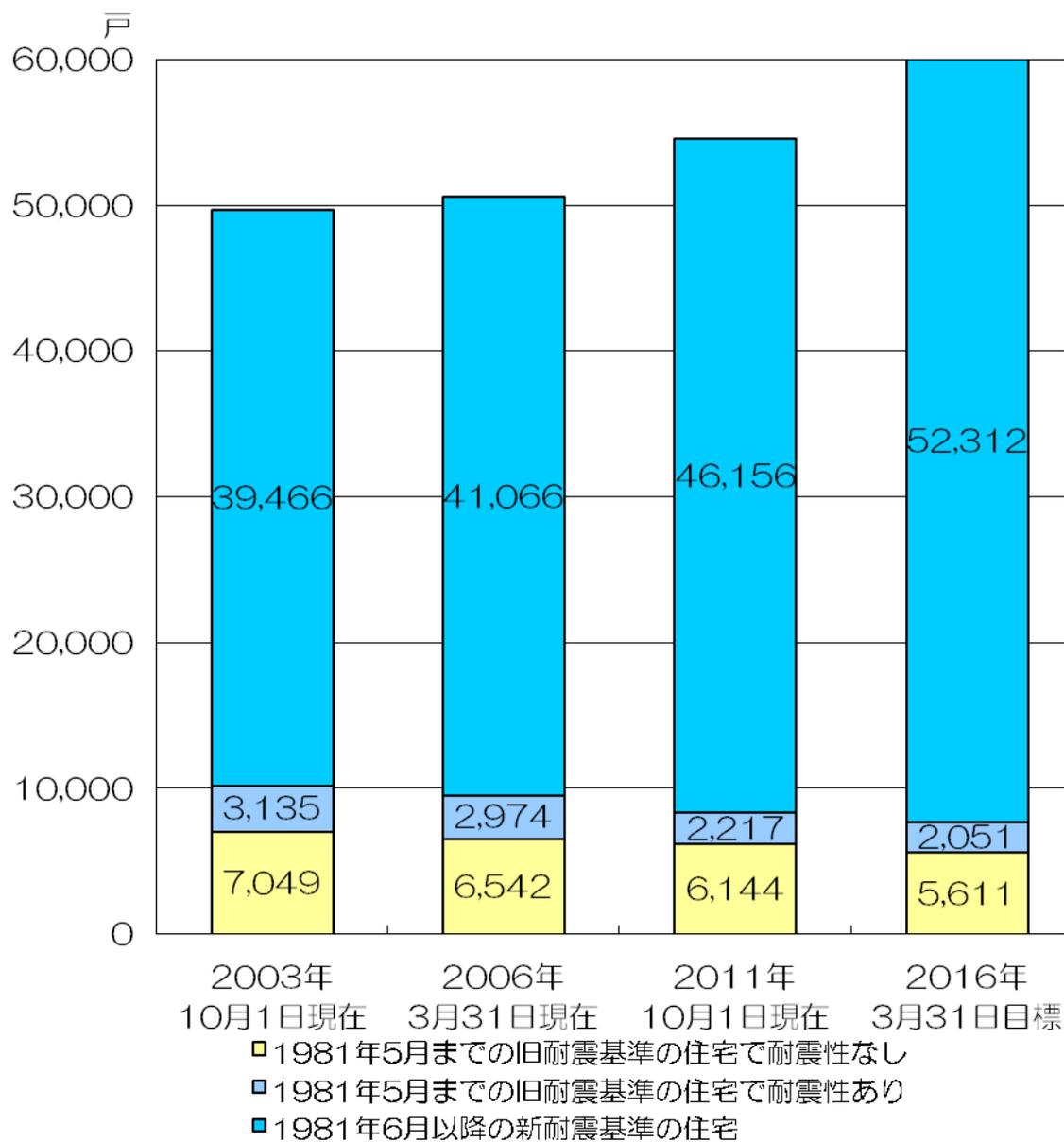
② 住宅の耐震化率

本市の住宅は、2003年に実施された住宅・土地統計調査を基に推計した2006年3月の住宅の耐震化の現状は、住宅総数約5万1千戸のうち耐震性のある住宅が約4万4千戸で、耐震化率は87%となっています。

国土交通大臣が定めた基本方針及び、埼玉県建築物耐震改修促進計画をうけて策定された戸田市建築物耐震改修促進計画において、2016年3月までの耐震化率は90%

(住宅総数の推定は約6万戸)を目標としている。(図表5-2参照)

図表5-2 耐震化の推移



出典：(戸田市建築物耐震改修促進計画 2008年3月)

③ 安価な下水道使用料

本市の公共下水道は1969年度に事業を開始、2008年度の普及率は86%に達している。また、当初から流域下水道関連公共下水道として計画され、その下水処理は埼玉県荒川水循環センターへ委託している。

現行の本市の下水道使用料金(20 m³/月、756円)は、全国で一番安い水準にある。(図表5-3参照) その理由は、流域下水道による安価な汚水処理、平坦な土地で人口密

度が高いため投資効率が良い。加えて、下水整備の時期が早く、その償却も進んでいることにある。

一方、問題点は、新曽地区約 200 haの整備を土地区画整理事業等の進捗に合わせて行っており、まだまだ多額の建設費用が必要となることである。

このため、今後の下水道整備にあたっては、建設工事のコスト縮減、事務の効率化、下水接続率向上により引き続き、可能な限り安価な下水道使用料金を続けていきたい。

図表 5-3 一般家庭用下水道使用料 (20 m³/月) の全国分布

現在処理区域内人口 下水道使用料	都道府県 及び 指定都市	30万 人以上	10万 人以上 30万 人未 満	5万 人以上 10万 人未 満	3万 人以上 5万 人未 満	1万 人以上 3万 人未 満	1万 人未 満	排水 区域 のみ の団 体	合計
600円未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-
600円以上 800円未満	-	-	1	-	-	-	-	-	1
800円以上 1,000円未満	-	-	3	1	-	1	-	-	5
1,000円以上 1,200円未満	-	1	3	6	-	3	7	-	20
1,200円以上 1,400円未満	2	2	9	6	5	5	11	-	40
1,400円以上 1,600円未満	1	1	12	16	10	15	7	-	62
1,600円以上 1,800円未満	2	5	24	12	15	40	12	-	110
1,800円以上 2,000円未満	5	7	14	27	12	27	12	-	104
2,000円以上 2,200円未満	3	5	13	20	11	24	15	-	91
2,200円以上 2,400円未満	-	3	6	18	11	35	35	1	109
2,400円以上 2,600円未満	1	2	6	14	10	35	47	-	115
2,600円以上 2,800円未満	2	1	9	7	15	38	49	-	121
2,800円以上 3,000円未満	-	2	11	6	10	33	52	-	114
3,000円以上 3,200円未満	-	2	3	7	11	36	42	-	101
3,200円以上 3,400円未満	-	-	3	5	3	25	29	-	65
3,400円以上	-	-	1	5	10	31	70	-	117
平均使用料	1,946	2,075	2,033	2,145	2,390	2,530	2,787	2,205	2,481

出典：総務省 2006年度地方公営企業年鑑

※戸田市の下水道使用料は、20 m³/月で 756円である。

※荒川左岸南部流域下水道は、県南中央部の荒川左岸に位置する川口市、さいたま市、上尾市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市の6市を対象とする下水道です。処理区域面積 22,356 ha、処理区域内人口 1,940,300人を対象とし、管渠延長 95,480m、中継ポンプ場 7箇所、水処理 9系列で、計画汚水量は、1,112,390 m³/日最大です。

④ 道路整備

現代社会における道路は、社会情勢の変遷に伴い、基本的な通行機能だけでなく、歩行者等の安全に資するための交通機能や、ライフライン施設を収容する空間機能、災害時の緊急輸送網を形成する防災機能、といった様々な側面がクローズアップされ始めており、その持つ役割は多様性を強めているとすることができる。

埼玉県下において最も高い道路舗装率を誇る本市は、地域住民の理解を得ながら長期的な視点に立ち、安全で快適な歩行空間の確保を図るための道路整備を進めているが、急速な市街化や高齢化社会の進展等に伴って変化する近年の地域の特徴に応じ、交通問題への対応や高齢者及び障害者を考慮したバリアフリー化の推進、景観への配慮等、生活環境を重視した対策についても随所に取り入れている。

図表5-4 埼玉県内道路舗装率について（2007年4月1日現在）

	1級		2級		3級		全線合計	
	路線数	舗装率	路線数	舗装率	路線数	舗装率	路線数	舗装率
県内市道	1965	97.2	2367	95.9	162340	69.2	166672	72.5
戸田市	31	100.0	41	100.0	917	98.8	989	99.0

出典：埼玉県県土整備部道路環境課「道路現況調査」

⑤ 土地区画整理事業等

まちづくりを実施するための面整備の基本的な手法と考えられている土地区画整理事業は、市街化が進む都市が抱えるインフラ整備に関わる多くの行政課題を一挙に解決できる大変有効な手段として、本市においても現在、新曽第一地区、新曽第二地区の2つの事業を推進中である。過去に完了した事業の整備面積と合わせると、市街化区域の約89%を土地区画整理事業で整備することとなる。古くは組合施行により市の南部地区約460haにも及ぶ面積を戦前より開始し、1955年に完了させた実績もあって、これらの先進的な取り組みが現在の本市の発展の礎となった。

一方、都市基盤未整備地区の新曽中央地区は、2000年度に約65haの区域を土地区画整理事業以外の整備手法でまちづくりを行なう方針を決定し、現在、地元住民によるまちづくり協議会において、地区整備に関する方針や、まちの将来像について検討するなどの活動が行なわれており、市と住民の協働によるまちづくりの推進を図っている。

(2) 水辺と花や緑の美しいまちづくり

近年、地球温暖化により環境に対する市民意識が向上してきている。また、大都市圏においては緑豊かな環境空間に癒しを求め、定住地を選ぶということも多くなってきている。

埼玉県は、県土に占める河川が 3.9%と全国一であり、「日本一の川」という資産を活かし、川の浄化や水辺の創造などのより川を再生し、ゆとりと潤いのあるふるさどをつくる「川の国づくり」を進めている。また、2008 年度より自動車税を財源とする「彩の国みどりの基金」を創設し、「森林の保全・活用」「身近な緑の保全・創出」「環境に関する意識の醸成」に活用している。

本市においても、荒川をはじめ河川が多く、水に親しむための条件が整っており、都会のオアシスとしての都市整備に力を入れている。

① 良好な景観づくり

本市の良好な景観づくりの取り組みは、市民・事業者・市のパートナーシップのもと、美しい都市づくりを目指していくための基本的な計画として 1999 年度に策定した美しい都市づくりプラン（戸田市都市景観形成基本計画）の景観形成の目標「四季を彩るおしゃれな風景づくり」を基に、5 つの重点施策（ファイブリーディングプロジェクト）を初め、規制・誘導、普及啓発等の具体的な推進方策を示し、施策を実施してきた。重点施策は以下のとおりである。

ア. シティ・ガーデニング事業（都市の庭づくり）

イ. 小さな顔づくり市民参加事業

ウ. 大きな顔づくり事業

エ. まちの彩り事業（色彩誘導）

オ. 景観条例の制定

また、景観に関する規制・誘導を実施するためには、条例などの制度の整備の他に、市が具体的なデザイン指針を示すことが必要となり、事例を豊富に用いた各種デザインガイドラインを策定した。各種ガイドラインは以下のとおりである。

1) 建築物等デザインガイドライン

2) 公共施設等デザインガイドライン

3) まちの彩りガイドライン（重点施策エ. まちの彩り事業）

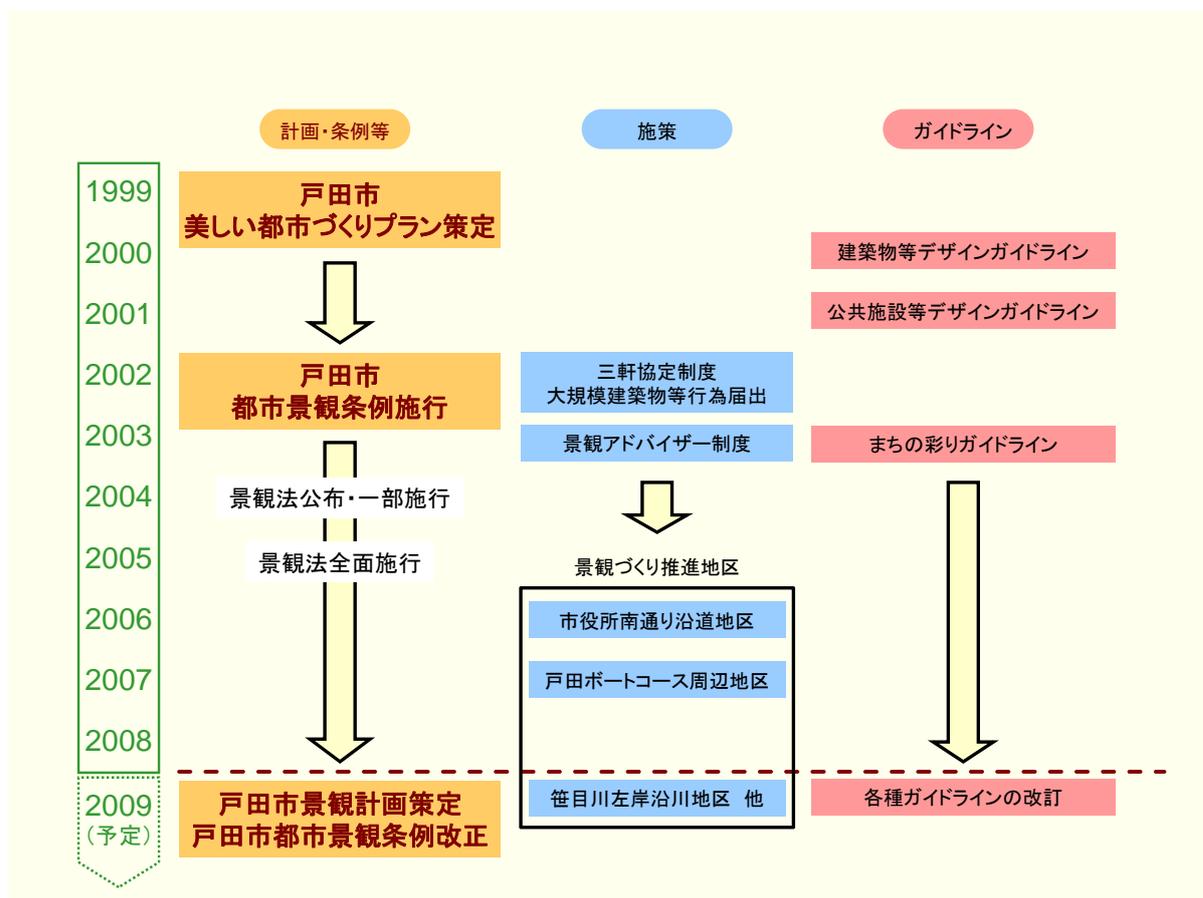
そして、2002 年度に戸田市都市景観条例を制定し、規制・誘導、普及啓発等に必要な制度を位置づけた。

この条例には「三軒協定」、「大規模建築物等行為届出」、「景観アドバイザー制度」、「景観づくり推進地区」などの施策を位置づけ、現在までに三軒協定は 24 地区の認定の実績があり、大規模建築物等行為届出は年 30～50 件の届出があり、景観アドバイザー制度は公共施設等の色彩などについてアドバイスを行っている。また、景観づくり推進地区は、2007 年 1 月に「市役所南通り沿道地区」、2007 年 5 月に「戸田ボートコース周辺地区」を指定、各地区の景観づくり推進計画に基づき景観形成を進めている。

一方、全国的に多くの自治体が本市のように独自に景観への取り組みを進めてきたが、こうした景観の取り組みを法的にバックアップしていく制度として、2004 年に景観法が公布され、一部施行ののち、2005 年に全面施行された。このため、本市でも従来の景観施策の取り組みを継承しながら、景観法を活用していくことで、より実効性

のある景観施策を推進していくために、2009年4月に「戸田市景観計画」の策定を目指すとともに、2009年度に現在の都市景観条例の改正を予定している。

図表5-5 戸田市における景観施策の経緯



出典：都市計画課

② 水と緑のネットワーク形成プロジェクト

本プロジェクトは、国土交通省関東地方整備局が、美しい国づくり政策大綱(2003)などに基づき「環境・共生創造マスタープラン」(2004)のリーディングプロジェクトに位置づけていく事業として、本市を対象に初めてまとめられたものである。

本プロジェクトは「個性ある美しい環境・景観の実現と循環型社会の構築」を基本理念として掲げ、「地域の多様な関係主体の参加によって、地域固有の在来植物にも配慮した植物の育成・植栽等を実施することにより、流域の自然を再生し、多種多様な動植物の生育生息できる場を作り、水と緑のネットワーク形成を図ること」を目的としている。

②-①戸田ヶ原自然再生事業

本市の荒川沿いには、江戸の頃よりサクラソウが有名な、自然豊かな湿地があったが、開発や開墾などにより消滅してしまった。現在、世界的に環境や生物多様性の重要性が再認識され、本市においても、この失われた「戸田ヶ原」の自然を取り戻し、人と自然、人と人の交流を再生する自然再生事業を荒川第一調節地内（彩湖・道満グリーンパーク周辺）で実施することとした。

稀少なサクラソウ、トダスゲ、ホンドキツネ、カワセミなどをシンボルとして、失われた自然を取りもどし、東京に最も近い自然再生地を目指す。

事業の実施にあたっては、ボランティアや市民との協働による植栽や維持管理を行うことで、人と自然、人と人の交流の再生につなげるものである。

図表 5-6 事業スケジュール

事業年度	事業内容
2007年度	現地調査、再生対象種、再生対象エリア、再生後の管理手法の検討などを実施。
2008年度	戸田ヶ原自然再生検討会を設立し、全体構想を策定。
2009年度	全体構想を基に各事業における実施計画を策定。 湿地再生エリアの一部を整備。
2010年度以降	実施計画を基に事業を実施していく。

出典：公園緑地課

③ 菖蒲川・笹目川清流ルネッサンスⅡ

旧建設省（現国土交通省）では、水質汚濁の著しい河川や湖沼の水質改善を目的として、1993年度より2000年度を目標として、「水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス21）」を実施し、水質や河川景観等について効果がみられた。

2001年度以降は、21世紀の我が国にふさわしい健全な水循環系の構築が重要であることに鑑み、水質及び水量の改善を目的として、新たに対象となる河川、都市下水路、湖沼、ダム貯水池等を選定し、「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」を策定することとなった。これに基づき、2000年度を現況年として5年ごとの目標を示した荒川水系菖蒲川・笹目川水環境改善緊急行動計画が、2003年3月に策定された。

③-①水環境及び水質の目標値

本計画では

- ア. 悪臭・スカム・ゴミのない川面
- イ. 多様な生物が生息・生育する環境
- ウ. 散策等を楽しめる河畔

という水環境についての目標を掲げるとともに、特に上戸田川の水質に関する目標

数値を以下のように設定している。

図表 5-7 上戸田川の水質に関する目標数値

	BOD	DO	濁り
中間目標年 (2005年度)	日平均 5mg/L 以下 (上戸田川：日平均 10mg/L 以下)	日平均 5mg/L 以上 最低 3mg/L 以上 (上戸田川：最低 2mg/L 以上)	
計画目標年 (2010年度)	日平均 5mg/L 以下	日平均 5mg/L 以上 最低 3mg/L 以上	濁度 10 度以下 透視度 40cm 以上

※BOD（生物化学的酸素要求量）：微生物の活動量を計る指数。高いほど汚れが多い。

※DO（溶存酸素量）：水の中に溶けている酸素量。高いほど流域の生物が豊富になる。

出典：第二期水環境改善緊急行動計画

③-②行動計画における河川事業の取り組み

ア. 上戸田川における直接浄化施設の設置

上流域が下水道未整備区域である上戸田川に直接浄化施設を設置し、水質改善を行う。

イ. 菖蒲川・笹目川等浄化導水事業

流量の確保と水質の改善を目指し、荒川の水を菖蒲川、笹目川、上戸田川に送る。

ウ. 河川改修事業等

上戸田川、さくら川の河川改修工事において親水性、景観等に配慮した構造を検討する。

エ. 浚渫

菖蒲川、笹目川、上戸田川の川底に溜まったヘドロを浚渫する。

③-③現況

現在は 2010 年度の目標達成に向けて、河川改修事業を進めるとともに、上戸田川浄化施設（2006 年 3 月完成）及び菖蒲川・笹目川等浄化導水（2006 年 7 月完成）の試験運転を行い、効果的運用方法について調査・研究を行っている。

5-2 本市の課題と対策

(1) 戸田市都市まちづくり推進条例

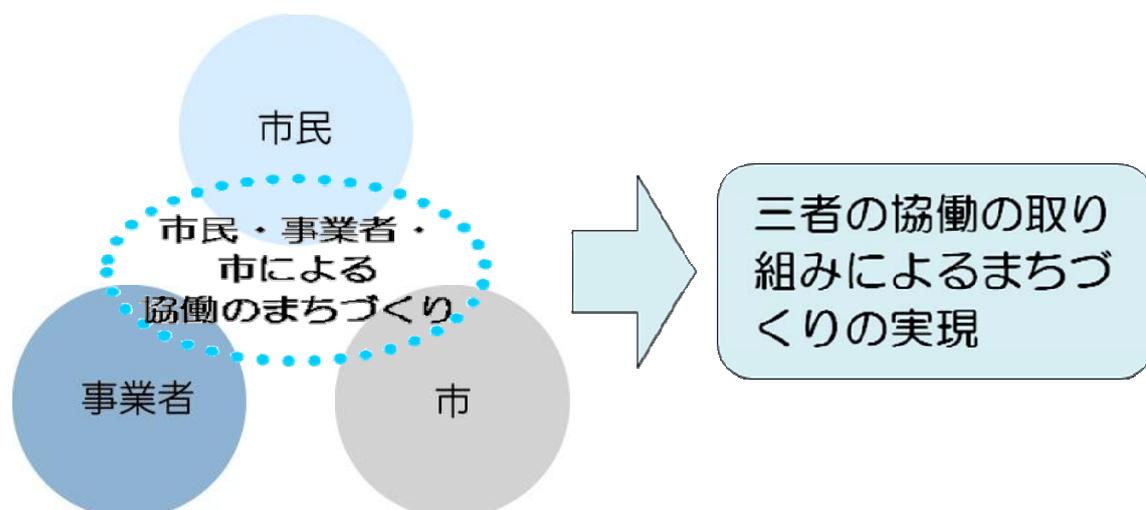
本市では、土地区画整理事業により、市域の約 8 割の区域において、道路や公園、下水道といった都市基盤の整備を進めてきたことにより、成熟した都市環境が形成されている。しかし、市民満足度調査などから、住みよいまちとしての生活環境に根差したまちづくりのルール化の必要性や地域の住環境に関する課題や問題を解決してい

くための具体的な手法が乏しかった。熟成型市街地形成としての潤いや豊さを市民が享受するためには、新たに住民が主体となった地区のまちづくりを進める制度化が必要となっていた。

このような課題に対するツールとして、住民主体のまちづくりを進めるための新たな制度として「戸田市都市まちづくり推進条例」を2007年9月28日に制定し、2008年4月1日に施行した。

住民が主体となってまちづくりに取り組む上で、住民のまちづくり提案や住民発意による活動を受け止める仕組み、市民・事業者および市による協働のまちづくりの推進を図ることを目的とした制度内容となっていることから、この制度の積極的な活用を図りながら、都市マスタープランに基づいたまちづくりの実現を目指していく。

図表5-8 まちづくりの基本イメージ



出典：都市計画課

(2) 新曽中央地区まちづくり

本市のまちづくりは土地区画整理事業により、道路、公園、下水道などが整備され、計画的にまちづくりが行なわれてきた。本市の市街化区域面積の内、約89%が土地区画整理事業等により整備されているが、本地区内の整備水準は、土地区画整理事業により整備された市街地と比較して差が生じている。

具体的には、道路が狭く公園が不足するなどの問題や、下水道が未整備なことが懸念であり、今後、これら地区の抱える諸問題を計画的に改善していくことが重要な課題である。

図表5-9 戸田市のまちづくり整備の状況

戸田市のまちづくり整備の状況

市街化区域面積	整備済み及び施工中	整備率
1,337ha	1,187.2ha	88.8%



出典：都市整備課

これまでまちづくり協議会で検討してきた身近な道路や公園及び建築等に関する事項について、地区の特性や個々の敷地の利用状況、敷地規模の大小など、より多くの要素を加えた公平な負担のありかたについての検討が必要である。これらを踏まえ、まちづくりに係る諸計画を策定し、また、国の補助制度等を導入するなど地区にふさわしい整備手法により都市基盤整備を推進し、良好なまちなみ形成を目指していく。

(3) 市民と協働した公園づくり

現在、市内の公園は5箇所の近隣公園や街区公園を主として155箇所あり、市民一人当たりの公園面積は10.98㎡/人（2008年6月現在）と県内市で第4位である。各町会の公園38箇所には「ちびっ子プール」なども整備されており、本市公園の特徴となっている。

近年、公園を取り巻く環境の変化や公園ユーザーの多様化に伴い、これまでに整備された多くの公園において、現在の公園ユーザーが要求するニーズと必ずしも合わな

い状況となる事例が多く、新しいニーズに対応する早期の改修が求められているところである。

主に、高度経済成長期に整備された公園において、施設の老朽化が進み、公園が犯罪や事故の温床となってしまうのではないかと危惧される状況となっている。

また、人口の増加に伴い公園ユーザーのモラルが低下し、公園周辺の住環境が悪化しつつある場所もあるなど、公園を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、様々な課題があるとともに近隣公園を除く市内の公園は、比較的小規模な公園が多いことから個性ある公園づくりや、ボランティアと協働した管理面なども課題となっている。

このような課題の解決にあたって、公園の新設・改修など具体的な施設づくりの段階では、ワークショップ等を取り入れ様々な団体や市民に参加してもらい、参加者とともにモックアップの作成・修正作業を行いながら公園ユーザーのニーズを的確につかんでいく取り組みを実施しながら個性ある公園づくりを実行している。このように、ワークショップ等を通じ、市民の意見を直接的に反映することにより、従来の行政主導の公園づくりから、その地域のニーズにあった特徴ある公園づくりへと整備方針の転換を図っていく。

また市民が、地域住民による月2回の公園清掃活動や、「花いっぱい運動」などのボランティア活動に積極的に参加することなどを契機としながら、公園との関わりを持ち、本市に愛着を持つきっかけとなる取り組みを継続していく。

公園利用に関するユーザーのモラルアップについては、それを意図した外部からの働きかけが必要である。市民との協働により、多様な人々が互いの意見を伝え合い、考える場面を積極的に提供していく中で互いの気づきを促し、公園等の社会環境を譲り合いながら上手に使いこなすユーザーが育つ環境をつくり、この問題の解決を目指していきたい。

また、前述の水と緑のネットワーク形成プロジェクトの戸田ヶ原自然再生推進事業では、関係機関との役割分担のなか、市民との協働により本市にふさわしい自然の再生と、このことによる人と人との交流再生を同時に目指していきます。

(4) 安全・安心道路づくり

本市は、埼玉県下においてワースト9位（2007年度）という高い交通事故発生率を記録しており、交通管理者との連携の下、交通事故が頻発する地域を抽出し、重点的に交通安全対策を講じていくことが急務となっている。

そのため、「あんしん歩行エリア」を指定した上での整備が効果的になってくるが、これは、社会資本整備重点計画に基づく国の主要施策の一つであり、歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するために緊急に対策を講じる必要があると認められる地区について、都道府県公安委員会及び道路管理者の申請に基づき、国家公安委員会及び国土交通省が指定するものをいう。

本市においても、交通事故発生密度や道路状況等を勘案することにより、交通事故抑止効果の見込まれる地区を当該エリアとして指定し、今後も事業を推進していく予

定としている。主な整備内容としては、道路管理者の対策として交差点改良、歩道部のカラー化、及び路面標示の設置、また、交通管理者の対策として信号機、大型交通標識、及び横断歩道の設置が挙げられ、面的な整備によって交通事故数の削減を図っていく。

(5) 新曽第一・第二土地区画整理事業

本市は首都圏から約 20 k m の範囲に位置し、その地理的特性として東京への流通の起点として利用されることが多く、いわゆる『倉庫のまち・戸田』的なイメージが定着している面がある。それと同時に、土地区画整理事業による基盤整備を進める中で、次々と既存の倉庫用地、及び農地等が宅地へと土地利用転換され始めているという面もある。

しかし首都圏への近さ故、通勤のための集合住宅の需要が高く、それに呼応して多くの賃貸住宅が土地区画整理事業区域内に建てられてきているため、永住志向の住民より一過性志向の住民が多く、自らの地域のまちに対しての愛着を育むのに障害となっているという課題もある。

それらの課題の解決にあたっては、土地区画整理事業によりトータルな形での面整備を行い、公共施設の整備についても遊歩道や広い公園等、より特色のある付加価値の高い整備を進めることにより、首都圏への近さという強みを最大限利用した、住む人が住み続けたいと思えるような環境を整えるとともに、市のイメージをまずハードの面を変えていくことが、土地区画整理事業の大きな役割となっている。

(6) 安全で良質な水の提供と環境への配慮

本市の水道は、地下水（10 井）で約 2 割、県水で約 8 割の計 63, 125 m³ の水源を確保している。市内には 3 箇所の浄水場があり、これまで増加する水需要に対応して安定的な給水を行ってきた。2007 年度は、給水人口 119, 269 人に対し、1 日平均給水量 44, 396 m³、1 日最大給水量 49, 810 m³ 給水している。

水道の水質は、水質検査計画を毎年策定した上で定期的に検査を実施しており、これまで水質基準を満たす良質な水を提供し続けている。また、水道料金も埼玉県平均（2, 445 円/1 ヶ月 20 m³あたり）よりも安価な 1, 669 円となっている。

さらに、全国に先駆けて管路の耐震化を推進しており、管路耐震化率 41. 9%（2007 年度）は全国トップの比率となっている。

しかし近年、全国的に人口が減少に転じており、本市では人口の増加傾向が続いているものの、お客様の節水意識も高まってきたこと等を背景に水使用量は過去ほどの増加傾向は見られなくなってきた。

水需要予測の結果、将来の水需要は本市の現在の水源及び施設能力で賄える見込みであり、水道料金で経営している水道事業の収益の伸びは期待されない状況である。

現在、戸田市水道部では、「戸田市水道ビジョン」を基に、将来を見据えた計画的な事業実施とそのための財源確保の必要性を踏まえ、今後 15 年間を見据えて、老朽化す

る施設の更新、地震・水害等に強い施設づくりの推進、更なる水質向上等を目指していく。

また、本市ではお客様の節水意識が高く、施設のエネルギー消費量が低いことから、今後もこのような環境にやさしい水道事業を持続させ、さらにお客様の意見を採り入れながら再生可能エネルギーの利用検討等、環境に配慮した施策を推進していく。

6 参加と交流

6-1 本市の現状

(1) 市民との情報の共有化、市民参加の市政運営

地方分権一括法により、地方自治体は地域の発展や市民生活の向上に重点を置いた行政運営が求められ、国に頼らず自らの責任において政策決定することとなりつつある。そのため、政策の策定に当たり市民の行政参加を促進し、市民に対する説明責任を果たすとともに、行政の透明性を高めることが求められている。また、行政情報について市民にわかりやすく提供することも市民参加を促進させる上で重要である。

① 情報公開制度・個人情報保護制度

本市では、国に先立つ形で1999年8月1日から「戸田市情報公開条例」及び「戸田市個人情報保護条例」を施行し、条例に基づく両制度がスタートした。

情報公開制度は、「市民の知る権利」と「市の説明する義務」を明らかにしたものであり、個人情報保護制度は、市民に対して「自己情報のコントロール権」を保障するものである。

2007年度の運用状況は、情報公開請求が38件、自己情報の開示請求が8件あり、結果は、公開決定が24件、部分公開決定が16件、不存在が5件、取り下げが1件と約90%が公開若しくは部分公開で何らかの情報が市民に公開されている。

情報は、市と市民の共有財産であり、市は保有する情報を管理し、特に個人情報については適正に取扱う義務がある。情報の電子化・ネットワーク化が著しく進展し、行政を取り巻く環境も日々変化し続けている中で、両制度の理念実現に向けて、適正な運用に努めている。

② パブリック・コメント制度

2003年4月1日よりスタートしたこの制度の意義は、多くの人の意見が寄せられることにより、市が意思決定を行うに当たっての公平性を確保するとともに、説明責任を全うするためのものであり、市民と行政とをつなぐ手段の一つとして注目されている。

2007年度は、9件の案件が市から提示され、8人から延べ33件の意見が寄せられており、福祉関連の案件に対し、市民の関心が高い様子が伺える。

このような状況を踏まえ、市民からより多くの意見が提出されるよう、制度の工夫を図るなど積極的な運用を続けている。

③ 広報活動

市政情報を市民にわかりやすく正確に伝えるために、広報紙やホームページなどを通じ積極的に情報を提供している。広報紙については年21回（1日号12回、15日号9回）、毎回47,000部発行し、町会を通じて配布している。毎月1日号では、市が重点的に取り組んでいる事業内容の周知、新制度の説明、制度改正の内容、市民に対し

て注意喚起や啓発を行うもの、各種の調査結果などを特集として掲載し、大きく取り上げている。

また、テレビ広報も活用し、市民にとって関心の高い話題や市政に関するものを中心に、テレビ埼玉（年 52 回）ケーブルネット埼玉（168 回）で放映している。

（２）市民活動の活性化

1998 年 3 月の特定非営利活動促進法（NPO 法）の成立を契機にして、それまで法的資格をもたなかった市民活動団体が、活動しやすく、活動の幅を広げることができるようになり、市民活動の重要性が多くの人に認識されるに至ったところである。

市民活動には、多様性・個別性・柔軟性などの特性があり、それらの特性を生かし、行政や企業とは異なる価値観に立って、縦割り社会を横糸で結ぶ組織づくりや提案活動を行うなど、重要な役割を担うセクターとして期待されている。

また、市民活動はその効果を高めるために企業や行政に働きかけながら、様々な社会的課題を自発的に解決していくことが期待され、社会を変革していく可能性を持っている。その活動を担う市民活動団体は、公益的サービスの提供者として、新たな事業を展開し、市民の活動の場や新しい雇用の場を広げる可能性がある。

本市では、任意の市民活動団体やボランティア団体、NPO 法人を対象とし、市民・企業・行政で役割を分担しながら市民活動の基盤整備を進めていく。

① 戸田市市民活動推進基本方針

前述した経緯を踏まえ本市では、市民の自主的、主体的な活動への支援を行うため、2003 年 3 月に『戸田市市民活動推進基本方針』を策定した。この方針は、市民活動推進の考え方や支援方策についてまとめたものである。

同方針は、パートナーシップを基本として、市民・企業・行政が、多様な市民ニーズへ柔軟に対応し、市民が希望する公益的サービスを選択できるような社会を目指すことをその趣旨としている。同方針の構成としては、「市民活動に関する基本認識」「活動の促進に関する基本的な考え方」「活動の促進に関する施策」「市民・市民活動団体・市が協働で促進する重点施策」で成り立っている。

①－① 戸田市市民活動推進基本方針策定の背景

2001 年 11 月に庁内職員からの選抜による「戸田市市民活動推進検討委員会」において、市民活動推進の考え方や支援方策についての基本的な枠組みが検討され素案が作成された。その後、公募による市民や各種団体の代表などで構成された「市民活動推進懇話会」において、その素案を基にして練り上げ、2003 年 3 月に市長へ『戸田市市民活動推進基本方針』を答申した。

①－② 戸田市市民活動推進基本方針策定以後

『戸田市市民活動推進基本方針』に掲げる 4 つの重点施策（図表 6－1 参照）の

具現化に向けて、2003年8月に公募による市民や各種団体の代表等から構成された「戸田市市民活動推進委員会」を設置するとともに、2004年5月には「戸田市市民活動支援・統合サイト専門部会」を、同年9月には「戸田市市民活動拠点施設専門部会」を同推進委員会の専門部会として設置し、それぞれの組織において議論を交わし検討を重ねた。

その結果、2005年4月に「戸田市民活動支援サイト」を開設し、2006年7月には「戸田市ボランティア・市民活動支援センター」を開所した。

これまで2期4年にわたり活動してきた「戸田市市民活動推進委員会」は、2007年12月に『戸田市市民活動推進基本方針の具現化に向けた提言書』を市長に提出し、その役割を「戸田市ボランティア・市民活動支援センター運営委員会」に委ね解散した。現在、本市がパートナーシップ型の行政を推進していくために、同運営委員会を根幹にして、重点施策の具現化に向けて活動しているところである。

図表6-1 戸田市市民活動推進基本方針に掲げる重点施策

	基本方針の重点施策	重点施策の具現化策	実施年月
①	活動拠点の整備	ボランティア・市民活動支援センターの開所	2006年7月
②	情報ネットワークづくり	戸田市民活動支援サイトの開設	2005年4月
③	市民活動の活発化	基金の創設・税の減免措置など	検討中
		地域通貨（オール）による市民活動の促進など	2003年10月
④	協働をすすめる体制の確立	庁内啓発・庁内外連携など	随時

出典：コミュニティ推進課

② 市民活動支援サイト

「戸田市民活動支援サイト」構築事業は、2003年3月に策定された『戸田市市民活動推進基本方針』に掲げる“情報ネットワークづくり”の大きな柱として、市民と行政が協働しながら取り組んできた。市民活動に特化したサイトであり、県内初の取り組みであったため、現在も全国から多くの視察要望がある。

②-①市民活動支援サイト構築の背景

2004年5月から2005年3月にかけては、公募による委員等で構成された「戸田市市民活動支援・統合サイト専門部会」において、サイト構築に向けた調査研究が行われた。

2005年4月に運用を開始した「戸田市民活動支援サイト（サイト）」の管理・運営については、2005年8月から2007年6月にかけて、同専門部会の後を受けて新たに設置された「戸田市民活動支援サイト部会」において、課題等の審議を行った。

これら2つの部会には、ITに関する知識と経験を有する市民が無償で参加し、市との協働で進められたものである。

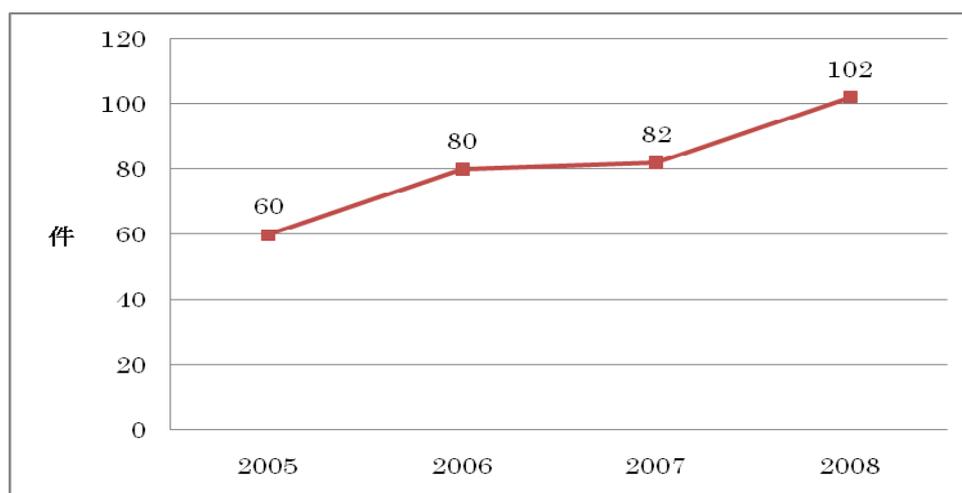
そして、2006年7月には、ボランティア・市民活動の拠点施設である「戸田市ボランティア・市民活動支援センター（センター）」を開所したことに伴い、このサイトはセンターのホームページに移行した。

②-②市民活動支援サイトの現状と利用状況

センター開所後、センターの利用登録団体がサイトを利用することで、その相乗効果により、登録利用団体数やアクセス数も増加した。特にアクセス数は1日約100件を超えるまでに増加している。（図表6-2参照）

サイトは、NPOとの協働の観点からも市内のNPO法人に管理・運營業務を委託しており、ほぼ毎日情報を更新し活発な情報受発信を行っている。NPO法人に委託することで、サイト上でのイベントやパソコン講習会等の様々な企画を実施し、本市における市民活動の活発化に大いに寄与していると自負している。

図表6-2 戸田市民活動支援サイト一日平均アクセス数



出典：コミュニティ推進課

(3) 男女共同参画の社会づくり

国連による国際婦人年（1975年）以降、国・県において男女共同参画に対する取り組みが行われており、本市では、1989年に「男女平等社会確立のための戸田市計画」を策定し、1994年の「第二次男女平等社会確立のための戸田市計画」を経て現在は「第三次戸田市男女共同参画計画～とだ あんさんぶるプラン～（2001年～2008年）（第三次計画）」に基づき各種施策を推進している。本市における男女共同参画の拠点となる『戸田市男女共同参画センター（ビリーブ）』では、男女共同参画情報紙「つばさ」の発行（1990年創刊）、DV（ドメスティック・バイオレンス）を含む悩みごと相談や各種講座を開催している。

①第四次戸田市男女共同参画計画策定

本市では、市民・民間団体・企業・行政のパートナーシップで進めていく第三次計画を策定以来、この計画に基づき男女共同参画事業を推進してきたが、同計画が2008年度をもって計画期間を終えることから、2009年度以降の男女共同参画行政推進の指針となる「第四次戸田市男女共同参画計画～とだ あんさんぶるプラン～(2009年～2018年)(第四次計画)」を現在策定中である。

この計画は、第三次計画を引き継ぎ、「戸田市第3次総合振興計画」や各種個別計画との整合性を図っている。また、「戸田市男女共同参画推進会議」及び「戸田市男女共同参画庁内検討会議」において審議を重ねるとともに2007年度には「戸田市男女共同参画に関する市民意識調査(市民意識調査)」(無作為抽出法)を実施するなど、広く市民の意見を聞き、その反映に努めている。第四次計画の重点課題として以下の3点を掲げている。

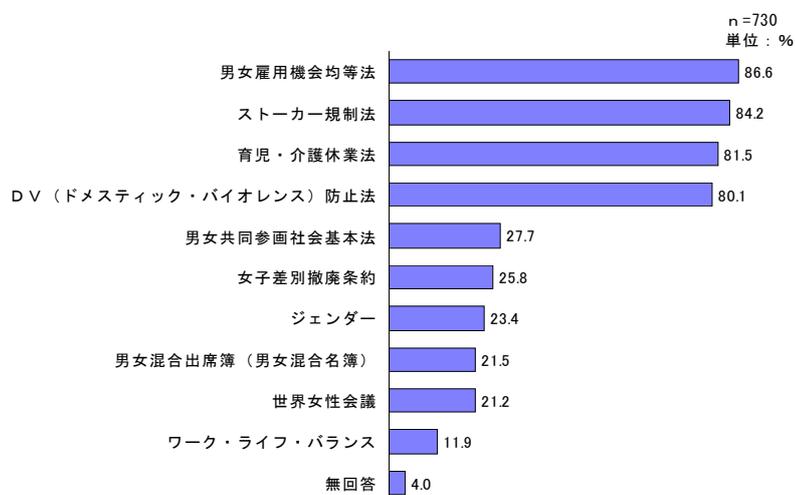
- ア. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
- イ. 暴力の防止と被害者の自立支援
- ウ. 男女共同参画センターの機能の充実

② 男女共同参画に関する市民意識調査

2007年8月上旬から同年9月7日まで、本市に居住する満18歳以上の市民を対象に市民意識調査を実施した。

男女共同参画等に関する用語の認知度は、図表6-3のとおりである。認知度の高い用語と低い用語に差がある結果となった。「ワーク・ライフ・バランス」については、2008年12月号の本市男女共同参画情報紙「つばさ」にて特集を行っており認知度の向上を期待するとともに、その他認知度の低かった項目の周知と用語のより深い理解を進める必要がある。

図表6-3 男女共同参画に関する用語の認知度



パートナー(配偶者や恋人など)間の暴力の経験については、図表6-4のとおりである。暴力をふるわれた経験については、全体では9.3%になっているが、男女別に見ると女性13.9%、男性1.9%となっている。暴力をふるわれた人の中には、どこにも相談していない人がおり、相談先が不明と回答した人もいた。2008年度からビリーブでは、「DV防止カード」を公共施設のトイレに設置し相談窓口の周知を行っている。今後は、各相談窓口との連携強化と暴力防止に向けての啓発がより一層必要である。

図表6-4 男女別パートナー間暴力経験

	全体	暴力をふるわれたことがある	暴力をふるったことがある	自分自身は経験はないが、身近で見聞きしたことがある	1～3のような経験はない	無回答
合計	730 100.0	68 9.3	27 3.7	149 20.4	421 57.7	69 9.5
女性	440 100.0	61 13.9	8 1.8	85 19.3	251 57.0	39 8.9
男性	265 100.0	5 1.9	18 6.8	61 23.0	159 60.0	22 8.3

市が実施している事業の認知度については、無回答が4割と最も多かったが、周知されているものの中では、「戸田市男女共同参画センター『ビリーブ』」が最も多く回答された。(図表6-5参照)ビリーブで力を入れてほしい事業に「相談事業」「講座・フォーラムの開催」「啓発活動」(図表6-6参照)をあげており、現在ビリーブで実施している事業の更なる周知と多くの市民に利用してもらえる事業が必要になってくる。

図表6-5 本市における男女共同参画に関する事業の認知度

	全体	『とだあんさんぶるプラン』	戸田市男女共同参画センター『ビリーブ』	戸田市悩みごと相談	戸田市男女共同参画情報紙『つばさ』	とだファミリー・サポート・センター	戸田市起業支援センター『オレンジキューブ』	無回答
合計	730 100.0	34 4.7	240 32.9	162 22.2	123 16.8	177 24.2	110 15.1	313 42.9
女性	440 100.0	15 3.4	162 36.8	112 25.5	87 19.8	132 30.0	68 15.5	165 37.5
男性	265 100.0	17 6.4	73 27.5	43 16.2	34 12.8	38 14.3	38 14.3	134 50.6

図表 6-6 「ビリーブ」で力を入れる必要があると思う取り組み



市民意識調査においては、前述の調査項目の他に、「職場を含むいろいろな場合での男女のあり方をめぐるさまざまな問題について」「結婚や家族、生活などのことについて」「地域活動などについて」等についても問いかけており、これらの調査結果等を踏まえて、第四次計画を策定している。

(4) 地域情報化と行政情報化

戸田市第3次総合振興計画で示す将来都市象である「パートナーシップでつくる人・水・緑 輝くまち とだ」を実現するために、市民の意思を的確に把握し、市民と行政が一体となり、まちづくりを進めている。

具体的には、「戸田市情報化推進計画」を策定し、市民や企業の情報化を支援し、市民生活の充実や地域産業の活性化を目指す「地域情報化」と市自ら、市民サービスの向上やその利便性を享受できる環境づくりを目指す「行政情報化」を進め、ICTを活用した場所・時間にとらわれない情報交流の実現や市民サービスの充実を図り、魅力的なまちづくりを促進している。

① 戸田市情報化推進計画 e-Todaプラン

「戸田市情報化推進計画」では、「ネットワークで結ぶ新たなパートナーシップ 快適で やさしいまち e-Toda」を基本理念に、積極的にICTを活用し、新たなパートナーシップを育むことで地域の方々同士が快適に豊かに安心して過ごせるやさしいまちづくりを目指している。

効率的な計画推進を図るため、アクションプランを3期に分け段階的な取り組みを進めており、第1ステップでは「e-Todaへ向けての環境づくり」として情報基盤を整備し、第2ステップでは「e-Todaに向けての仕組みづくり」としてICTの普及・浸透を行い、現在、第3ステップとして「e-Todaでの豊かな暮らしの実現」の実施を通し、生活にゆとりと安心をもたらし、地域全体が楽しく質の高い

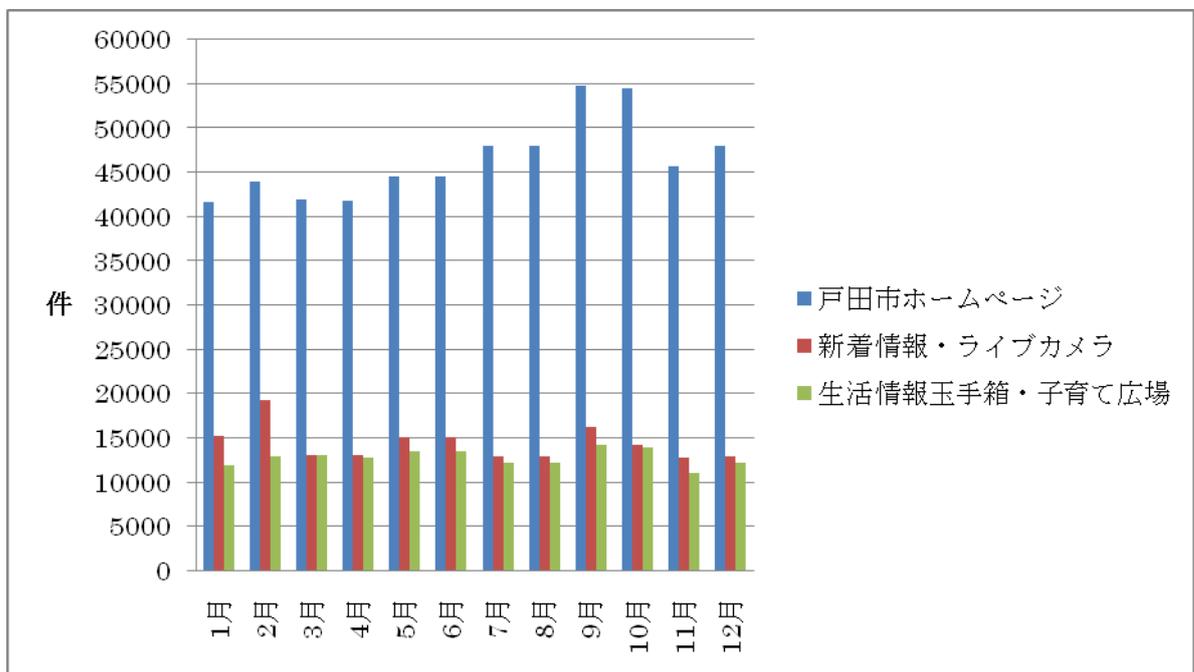
ものになるよう努めている。

② 戸田市ホームページアクセス状況

インターネットは、情報の提供や収集の手段として、欠かすことができない手段となっている。

戸田市のホームページを訪れる利用者は年々増加しており、中でも市民に最新情報を伝える「新着情報・ライブカメラ」のページや、生活に密着した情報を提供する「生活情報玉手箱・子育て広場」のページにアクセスが集中している。

図表6-7 戸田市ホームページアクセス数（2008年実績）



出典：情報統計課

より効果的な情報提供を行うため、戸田市情報化推進計画「e-Todaプラン第3ステップ」において、電子市役所の入口である「戸田市情報ポータル」を、利用者の立場から検討し、満足度の高い情報提供を図るとともに、人にやさしい情報環境の提供に努めている。

(5) 国内外の姉妹都市との交流

本市では、国内においては、「埼玉県美里町」と姉妹都市の提携（1992年12月）を、「福島県白河市」とは友好都市の提携（2007年1月）を行っている。

国内における交流事業は、美里町での農業体験や白河市で開催されるイベントへの参加などを積極的に行っており、また、両市の市民にも本市を身近に感じてもらうため、戸田橋花火大会に招待するなど、市民が直接、他地域の空気を感じられる事業を

実施している。また、市民間における自主的な交流も活発に行われており、2007年度には11団体がスポーツ交流及び文化的交流を実施した。

また、国外においては、「オーストラリア・リバプール市」と姉妹都市の提携（1992年10月）を、「中華人民共和国・開封市」とは友好都市の締結（1984年8月）を行っている。

国外における交流事業は、両市共に青少年の交換留学を中心に実施しているが、近年は市民間による合唱祭等の文化的交流も行われている。今後は、行政主導でなく市民間での交流促進を図るため（財）戸田市国際交流協会と連携し、積極的にPR活動を実施していく。

6-2 本市の課題と対策

（1）地域コミュニティの希薄化

一人ひとりの価値観やニーズが多様化したことにより、自分たちの生活だけに関心を示す人が多くなり、人と人との連帯意識が薄れ、地域活動に無関心な人が増えている。昨今では、大きな災害や凶悪な犯罪等により、地域コミュニティの重要性が再認識されつつあるが、全国的にも町会加入率は年々減少しており、現在でも市民の地域離れは進行している。

また、本市は、人口構成が比較的若く人口の流出入が激しいということもあり、「市民意識調査」の結果を見ると、地域への帰属意識の希薄化も顕著となっている。

このような現状を踏まえて、市では公募及び各種コミュニティ団体の代表者で組織する「コミュニティ推進委員会」を設置し、これからの本市の地域コミュニティづくりに向けて、種々検討している。

① 地域コミュニティ推進計画

現在の分権社会においては、これまでの行政主導による地域づくりではなくなり、行政は市民とのパートナーシップの確立により、ワークショップなどの手段で市民の声を直接施策に反映させ、市民は行政や企業と協働し、自発的に地域課題を解決していくことが求められている。

このような市民参加による地域づくりを積極的に推進していくためには、市の特性を生かし、良好な生活環境と豊かな人々の交流を目標に、市民・行政・企業が一体となったパートナーシップ型の新たな地域コミュニティを形成していくことが必要となるため、その指針として、2002年3月に『地域コミュニティ推進計画』を策定した。

しかしながら、この計画も時間の経過とともに現状にそぐわない点も生じてきたことから、現在「コミュニティ推進委員会」において、この基本計画を根幹とした実施計画の策定に着手し取り組んでいる。

（2）情報化社会への対応と市民サービス

情報社会の変化や進展には、目覚ましいものがある。電子市役所を推進するために

は、市民サービスに対応した情報通信基盤の拡充が必要となるが、個人情報など重要度が高い情報資産を扱うことから、機密性・完全性及び可用性の維持が大切となる。

市民の暮らしをより豊かに便利にするために情報化を進め、多様化するニーズやライフスタイルなどに配慮し、情報資産等の適正な利用方法や、セキュリティ意識の向上を図りながら、電子市役所づくりを進めている。

戸田市情報化推進計画「e-Todaプラン第3ステップ」では、「高度情報化に対応した市民サービスの拡充」を掲げており、市民の視点に立った満足度の高い市民サービスを提供し、利用の拡充に努めていく。

7 行財政運営

7-1 本市の現状

(1) マネジメントシステム

2006年度にスタートした『第3次総合振興計画 後期基本計画』において、組織の使命、施策等の整理を行い、計画の進行管理を行政評価が担う仕組みを構築した。

これにより、行政活動を「計画(P)－実施(D)－評価(C)－改善(A)」のマネジメントサイクルにより管理することが本格的に開始された。また、経営改革プラン（第4次行政改革）や環境ISOによる取り組みについても、この流れにあわせ、同様のマネジメントシステムにおいて進行管理を行っている。

これらのマネジメントシステムによって、本市の総合振興計画に基づく施策の実現及び事務事業の推進について、一体的・総合的な取り組みを行っている。

① 戸田市第3次総合振興計画

戸田市では、「パートナーシップでつくる 人・水・緑 輝くまち とだ」を将来都市像として、2001年から2010年までの10年間におけるまちづくりの基本方針である「戸田市第3次総合振興計画」を策定した。

「戸田市第3次総合振興計画」の推進にあたっては、まちづくりの基本理念を「パートナーシップのまちづくり」、「市民生活の尊重」、「将来世代への責任」、「自立する都市の創造」と定め、戸田らしさの創出と魅力あるまちづくりを進めるうえで、市民とのパートナーシップを重要なテーマと位置づけ、これまでに各施策における様々な事業に取り組んできた。

事業推進にあたっては、市政情報の積極的な公開に努めるとともに、ワークショップをはじめ、情報化時代に対応したインターネットによる意見募集など、多様な市民参加の機会の創出に努め、現在、後期5カ年計画の中間年を迎えている。

今後、将来都市像の実現に向け、各施策及び事業の積極的な推進を図っていく。

② 行政改革の実施

行政改革の取り組みとして、2006年度から2010年度まで5年計画の『戸田市経営改革プラン』を策定し、質の高い行政サービスの提供を目指している。

基本理念として、重点的に取り組む必要がある課題を選別し、限りある財源の効果的な配分に努める「選択と集中による戦略的な経営」と、行政活動の経過や成果を積極的に公表することで、市民と問題意識を共有する「透明性の確保と説明責任」を掲げている。

8つの視点を市政全体の改革の指針と位置づけ、積極的に取り組み、現在は着実に財政効果をあげ、より質の高い行政サービスを効率的かつ永続的に提供することを目指している。

③ 行政評価の実施

行政評価は、行政自らが市民の視点に立ち、客観的に評価・検証を行うもので、その結果を継続的に行政活動に反映させる仕組みである。

本市においては、2002年度から行政評価の導入を進め、2005年度までの試行期間を経て、事務事業評価・施策評価を導入し、評価結果を市民に公表した。さらに財務システムとの連動によるデータベース化、総合振興計画、枠配分予算制度との連携を図った。

評価にあたって、「事務事業評価シート」は担当が作成し、課長が評価する。また、「施策評価シート」及び「課のマネジメントシート」は課長が作成し、部長、参事、次長と協議し、施策の展開戦略を確定する。

また、2008年度からは、より評価の客観性及び信頼性を確保するために、第三者からの視点で点検・検証する外部評価を試行的に実施している。

こうして総合振興計画の推進及び部のマネジメントツールとして運用している。

(2) 市民サービスの向上

日本経済新聞社は隔年で行政サービス水準調査を実施している。地方分権一括法施行前までは、国からの機関委任事務を行うことで、横並び状態だった地方自治体が、いまや市民サービスの向上に向けて各取り組みを実施している。同調査によると、サービス水準と財政力に相関があるとしているが、人口規模にも比例するとしている。結果をみると、上位6位までが東京都内の自治体、第7位に千葉県内の自治体、そして第8位に戸田市がランクインしている。

大都市圏にある戸田市が、より市民に満足度を高めてもらうために、高い財政力を武器に今後も各取り組みを実施していく必要がある。

① 市民満足度調査（市民意識調査）

2007年度に初めて行った本調査は、市の施策を子育て支援、交通安全、健康づくりなど40程度の「施策分野」として取りまとめ、その分野ごとに現在の市民の満足度、また、今後市が取り組むうえでの重要度を調査するものである。

行政活動において、市民ニーズに合致したサービスが提供されているか否かは、その受益者である市民が「満足」しているかどうかを的確に把握することである。

マネジメントの観点から、PDCAのC（チェック）の部分において市民の意見を反映するとともに、翌年度以降の施策や事業の展開（A：アクション）につなげていくことが重要である。

そこで、限られた範囲内の経営資源（ヒト・モノ・カネ）を効果的かつ効率的に配分する基礎資料とするために、この市民満足度調査の結果を活用している。

② 行政文書目録検索システム

本市では、行政文書の情報公開請求を行う際の有効な手段の一つとして、市のホー

ムページ上で2006年度より行政文書目録検索システムを提供している。

このサービスは、キーワード検索により、知りたい情報が記載されている行政文書を迅速に特定するのに役立つとともに、庁舎の開庁時間にとらわれず24時間365日利用できるなどの利点が挙げられている。

今後は、電子自治体化の進行に伴い電子媒体を利用しての利便性の高いサービスが求められることから、検索の対象となる行政文書の件名をより明確かつ具体的に設定するなど、利便性の高いサービスを提供していく。

(3) 財政状況

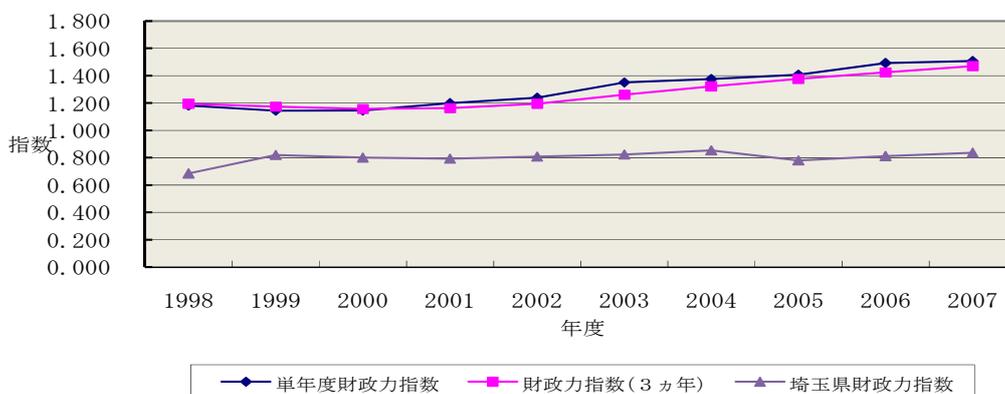
本市の財政状況は、歳入については、2007年度普通会計歳入決算総額は433億309万2千円であるが、昨今の原材料価格の高騰等による企業業績や設備投資の低迷が税収に与える影響が懸念される中で、地方分権の流れを受けた国庫補助負担金の削減や競艇事業の売上額の減少など、財源の伸びを期待することができない状況が続いている。これに対し歳出については、2007年度普通会計歳出決算総額が413億2,372万6千円となっており、翌年度に繰り越すべき財源の1億9,444万5千円を除いた約18億円が実質収支となったが、扶助費や公債費などの義務的経費に加え、各種施設の老朽化に伴う大規模修繕や建替えに伴う経費の大幅な増加が見込まれることから、財源の確保がより厳しい状況となっている。

《財政力指数》

次に、財政指標から本市の財政状況をみると、図表1の財政力指数とは、地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表しており、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額(※)を基準財政需要額(※)で除して得た数値の過去3ヵ年の平均値であり、財政力指数が大きいほど財政力が強いとみることができ、この値が『1』を超えると自前の収入で標準的な行政を行うことができるとみなされ、普通交付税は交付されず、本市では1983年以降、市税の増加により普通交付税が不交付となっている。なお、本市の2007年度の財政力指数は1.470となっている。

$$\text{財政力指数} = \left(\frac{\text{3年前の 基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \right) + \left(\frac{\text{2年前の 基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \right) + \left(\frac{\text{1年前の 基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \right) \times 1 / 3$$

図表 7-1 財政力指数



	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
単年度財政力指数	1.183	1.145	1.147	1.199	1.239	1.352	1.375	1.408	1.493	1.509
財政力指数(3ヵ年)	1.195	1.175	1.158	1.164	1.195	1.263	1.322	1.378	1.425	1.470
県内市町村平均(3ヵ年)	0.685	0.821	0.801	0.794	0.809	0.824	0.854	0.780	0.812	0.838

出典：財政課

【用語解説】

基準財政収入額…普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額の合計額である。

基準財政需要額…普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額である。

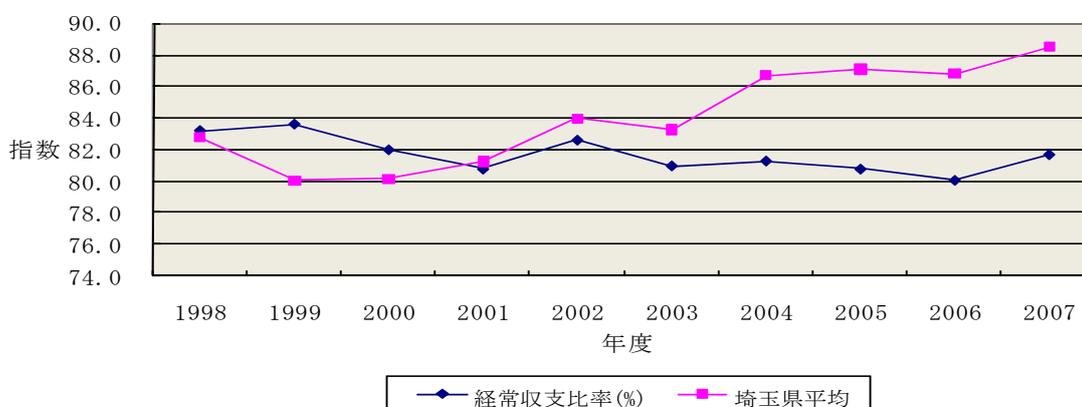
《経常収支比率》

図表 2 の経常収支比率とは、財政構造の弾力性を判断するための指標で、税など毎年度経常的に収入される一般財源を、人件費、扶助費、公債費などの毎年度経常的に支出する経費にどの程度充当しているかを表す比率である。この比率が高いほど、公共施設の整備などの投資的（臨時的）な経費に充てる財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなり、80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあるとされており、70%～80%の範囲に分布するのが望ましいとされている。

本市では、2004年度以降徐々に下がってきておりました比率が、2007年度には81.7%となり、依然として80%を超える状況が続いている。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費に充当した一般財源等}}{\text{（経常一般財源等総額+減税補てん債及び臨時財政対策債）}} \times 100$$

図表7-2 経常収支比率



(単位：%)

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
経常収支比率	83.2	83.6	82.0	80.8	82.6	81.0	81.3	80.8	80.1	81.7
県内市町村平均	82.8	80.1	80.2	81.3	84.0	83.3	86.7	87.1	86.8	88.5

出典：財政課

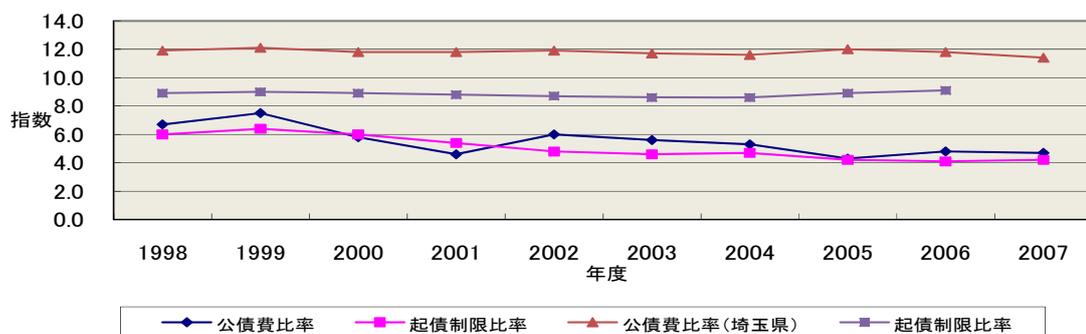
《公債費比率・起債制限比率》

図表3の公債費比率とは、地方債発行の妥当性を判断するための指標で、地方債の元利償還金の標準財政規模(※)に対する割合である。一般的には15%を超えると財政の弾力性が阻害されると言われている。

起債制限比率とは、市債が過大とならないよう一定の制限を設ける時の指標で、比率が20%を越えると一般単独事業債などの起債が制限され、通常過去3ヵ年の平均値となっている。

本市の場合、公債費比率も起債制限比率も低い水準で推移しているため、健全財政を維持している。

図表 7-3 公債費比率・起債制限比率



(単位：%)

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
公債費比率	6.7	7.5	5.8	4.6	6.0	5.6	5.3	4.3	4.8	4.7
起債制限比率	6.0	6.4	6.0	5.4	4.8	4.6	4.7	4.2	4.1	4.2
公債費比率 (県内市町村平均)	11.9	12.1	11.8	11.8	11.9	11.7	11.6	12.0	11.8	11.4
起債制限比率 (県内市町村平均)	8.9	9.0	8.9	8.8	8.7	8.6	8.6	8.9	9.1	9.3

出典：財政課

【用語解説】

標準財政規模…地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の計算式により算出される。

$$\frac{(\text{基準財政収入額} - \text{各種譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times 100 \div 75}{\text{各種譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税}}$$

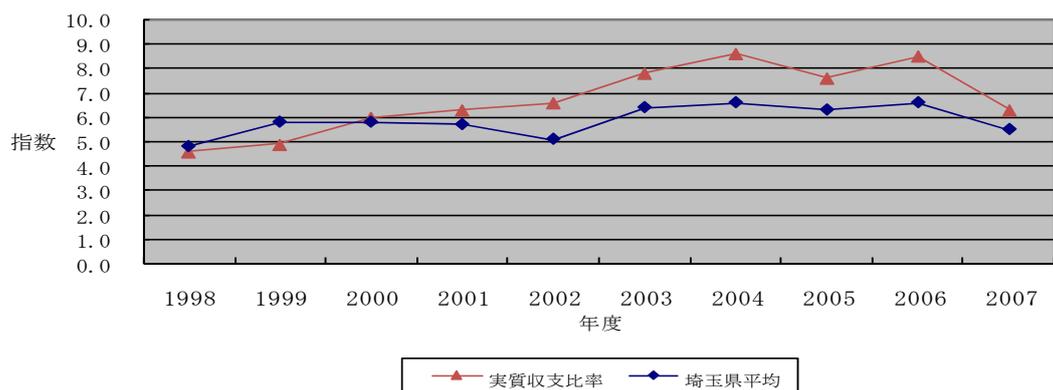
《実質収支比率》

図表4の実質収支比率とは、標準財政規模に対する実質収支の割合を言い、一般的に3%から5%程度が望ましいと考えられている。

実質収支は、歳入歳出の差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額をいい、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントですが、地方公共団体は営利を目的として存在するものではないので、実質収支において黒字の額が多いほど良いというものではない。

$$\text{実質収支比率} = (\text{実質収支} \div \text{標準財政規模}) \times 100$$

図表7-4 実質収支比率



(単位：%)

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
実質収支比率	4.6	4.9	6.0	6.3	6.6	7.8	8.6	7.6	8.5	6.3
県内市町村平均	4.8	5.8	5.8	5.7	5.1	6.4	6.6	6.3	6.6	5.5

出典：財政課

《健全化判断比率》

2007年6月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、財政再生法制が52年ぶりに改正され、自治体財政健全化法では、4つの財政指標「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」が設けられ、その指標うち

1つでも一定基準以上に悪くなった場合には「早期健全化段階」、またそれ以上に悪くなった場合には「財政再生段階」として位置づけられ、2009年度中に財政健全化計画や財政再生計画の策定が必要となっている。

本市の4つの財政指標について2007年度決算にて算定を行った結果、下記のとおりとなっている。2007年度については、4指標ともに財政健全化基準を下回り、「健全段階」であるとの結果となったが、将来負担比率については、市だけでなく、地方公社や第三セクターなどの将来負担も含まれ、本市においては土地開発公社の債務保証の解消が課題であり、今後についても財政指標を判断基準の一つとし、健全な財政運営を行っていききたい。

図表7-5 戸田市の財政指標（2007年度決算）

	戸田市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 ※	— (黒字)	財政規模に応じて 11.25～15% 戸田市は11.90%	市町村20%
連結実質赤字比率 ※	— (黒字)	財政規模に応じて 16.25～20% 戸田市は16.90%	市町村30% (3年間は経過措置で 40%)
実質公債費比率 ※	4.0%	25%	35%
将来負担比率 ※	83.1%	市町村350%	該当無し

【用語解説】

①実質赤字比率

福祉・教育・まちづくり等の施策を行う市の一般会計等の赤字の程度を指標化し、一般会計等の財政運営の深刻度を示している。

②連結実質赤字比率

一般会計等や公営事業会計の市のすべての会計の赤字の程度を指標化し、市全体の財政運営の深刻度を示している。

③実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示している。

④将来負担比率

市債の借入金残高や、将来負担する可能性のある負債の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示している。

① 2007 年度決算状況

一般会計の2007年度決算は、歳入（収入済額）が415億7,033万2,207円（前年度比3.7%増）で、収入率（収入済額÷予算額）は101.5%、歳出（支出済額）は398億9,555万344円（前年度比5.2%増）で、執行率（支出済額÷予算額）は97.4%であった。

下記の図表は歳入の項目別及び歳出の性質別の内訳で、歳入の内訳を見ると、安定した固定資産税収入を背景に、市税の割合が高くなっている。また性質別の歳出については、構成比率の高い費目の内、人件費は人員の削減等により減少しており、扶助費は、高齢者福祉費や児童福祉費の増加などの影響により増加傾向にある。

② 2008 年度予算状況

2008年度の一般会計当初予算はグラフの示すとおりであり、391億4,000万円は2007年度の380億8,000万円と比較して約2.8%の増となっている。主な新規事業としては、2009年4月に開設予定の民間保育所や戸田東小学校単独校給食調理場の整備、障害者のための小規模作業所及び就労支援センターの開設、環境に配慮したフラワーセンターの運営といった施設の整備・運営や、各公共施設の耐震補強工事等があげられる。

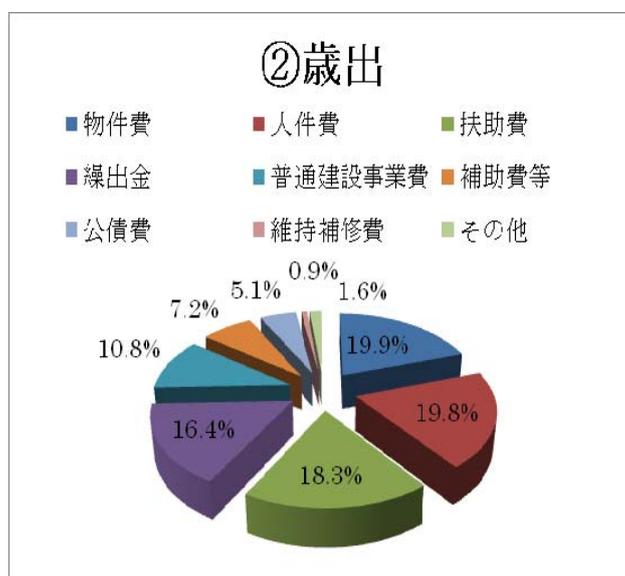
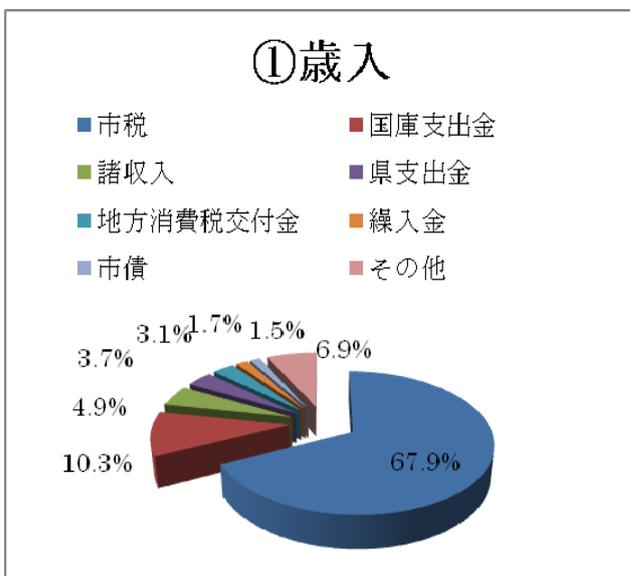
また、後期高齢者医療制度の開始、市民大学事業や総合型地域スポーツクラブの創設、地域防犯活動の強化や戸田ヶ原自然再生事業など、文化や環境のバランスを考えた予算配分となっている。使いみちで見ると、物件費、人件費、扶助費がほぼ同じ割合となり、特徴としては一般会計から他会計への繰出金（土地区画整理事業等）の割合が大きくなっている。

市民一人当たりの支出額を見ても、民生費、土木費、教育費への支出が全体の約69%を占めている。借金の返済に当たる公債費の割合は全体の約5%であり、健全な数値を維持している。

図表 7-6 2008 年度予算状況

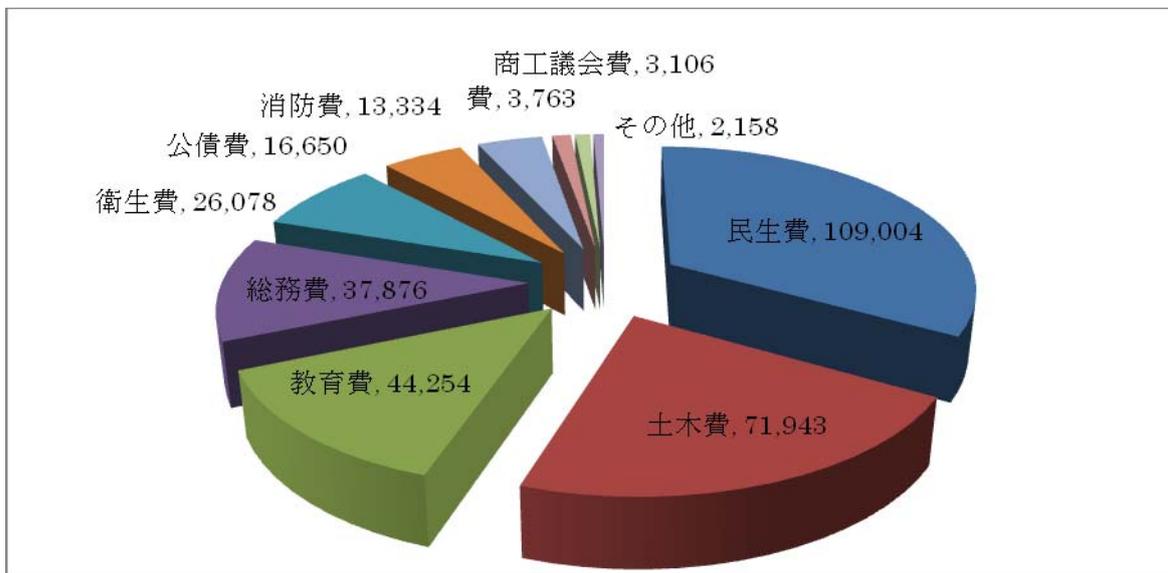
【歳入】 39,140,000 千円

【歳出】 39,140,000 千円



【市民一人当たり】328,166 円 (2008 年 4 月 1 日現在 119,269 人)

【単位:円】



出典：財政課

③ 予算制度構築

本市においては、2005 年度予算より枠配分方式と一件査定方式の併用による予算編

成を実施している。

枠配分方式は経常的経費について実施している。これは、より市民に近い「部局」に予算を配分することにより、市民ニーズを反映した行政サービスの更なる向上を目指すとともに、併せて、枠配分額を示すことで、事業のスクラップ・アンド・ビルドを「部局」に促すシステムとして期待されているところである。

一方、一件査定方式は政策的・臨時的経費について実施している。これらの経費については、その決定について、中長期にわたる実施計画や財政運営の中で判断する性質のものであることから、従来どおりの一件査定とし、査定権を財政当局に留保しているものである。

現行の予算制度においては、枠配分方式について、枠配分額の抑止が課題となっている。枠配分方式をより効果的な予算制度とするためには、今後更なる「部局」における明確な目標設定とその実現のための計画策定、事業の見直しが行われることが必要である。予算制度については、今後ますます増大するであろう多様な行政需要に対応するため、限られた財源を効果的に配分し、中長期的な視点にたったより良い制度として確立していく必要がある。

7-2 本市の課題と対策

(1) マネジメントシステムの運用

総合振興計画に掲げた施策を実現するためには、各事業が市民ニーズや事業目的にかなった推進が行われているか、また、財源や人員といった限られた経営資源が効果的に配分されているかなどが重要なポイントとなる。

このため、事業の効果的・効率的な推進に資することを目的に、適切な資源配分、各事務事業の実施方法及び成果について評価を行うため、各マネジメントシステムが確立されている。

現在、これらの複数のマネジメントシステムが、それぞれの目的に応じて個別的に運用されているので、これらのシステムの特性を生かしつつ、有機的な連携がとれ、より効率的に管理がなされるよう調整することが課題となっている。

(2) 財源の確保

本市は、乳幼児のこどもから高齢者に至るまでの福祉分野、児童・生徒の増加に伴う教育環境の整備など教育分野、市民の安全安心や道路・上下水道・土地地区画整理事業などの都市基盤整備事業など、さまざまな行政分野において、質の高い行政サービスを提供しており、これらの行政経費に充てる財源の確保については、大変重要な行政課題となっている。

また、財務指標における健全性を堅持し、さらに、財政規律の維持の観点から、「負担を次の世代に残さない、将来にやさしいまちづくり」という将来を見据えた市政運営の基本方針に基づいた財政運営を行う責務がある。

① 歳入の確保

とりわけ、歳入の枢要な部分を占める市税は、市民生活・社会全般の共通の費用を賄うため、市民に応分の負担を頂くいわば「会費」であって、本市財政の根幹をなすものである。

地方分権時代を迎えた現在、その重要性はますます増加しており、財政的にも厳しい状況下にある現在の本市において、自主財源である市税収入の確保は極めて重要な課題である。

また、税務行政の執行にあたっては、市税に対する納税者の理解・協力を得ることが重要であり、職員は、職務の使命を十分理解し、納税者に対する説明責任を果たすことが必要である。

このような観点を踏まえ、あわせて現下の厳しい経済・雇用状況の中で市税の徴収環境への適切な対応を行い、市税収入の確保に一層努力するとともに、公平・適正な賦課・徴収を行い、かつ納税者から信頼される税務行政を確立し推進していかねばならない。

② 歳出の削減

財源確保については、歳入面のみならず、歳出面における適正な予算編成と執行によって推進するものである。

2005年度予算から実施している枠配分予算については、ここ数年間、枠配分額が増加傾向にあった。このため、各予算費目の執行状況を考慮して、配分額を決定するとともに、事業担当課においては、事務事業評価により役割の低下した事業を洗い出し、限られた財源の中で新規事業への新陳代謝を図ることが必要である。

また、経営改革プランで示されている定員適正化計画の推進、補助金の整理合理化等により経常的経費の削減を図るとともに、公会計改革に向けて市の資産を的確に把握し、既存施設の有効活用を図ることにより歳出額を抑制し、新たな財源を創出するものである。

さらに、必要に応じて基金積立てを実施し、一定以上の基金残高を確保することも、中・長期的な視野から財源確保の対応として重要な財政運営であると考えている。

③ 滞納整理への取り組み

行政サービスの原資はその大半を市税で賄っており、将来に向かって市民の視点に立った質の高い行政サービスを提供していくためには、市税の収入確保が不可欠である。

納税者が、納期限までに市税を納付しないときは、ア．督促状、催告書等による納税の催告、イ．差押、交付要求等の滞納処分、ウ．徴収猶予等の納税の緩和措置などを行い滞納金を徴収して完結する必要がある。

国から地方への税源移譲など税制改正による市民の負担感は強く、収納率はわずかながら下落しており、市税収入の確保と納期内納税者との公平性を確保するため積極的な滞納整理を実施する必要がある。

このことから、滞納者の財産調査等により、債権差押を中心とした財産処分を強化するとともに、不動産及び動産の公売を一層推進していく必要がある。

また、納税者の納付機会を拡大し、納付しやすい環境づくりに努め、納期内納付の向上を目指す。

(3) 窓口サービスの充実

本市は、年間を通じて住民の転出入が多く、特に3月から4月にかけては、極端に届出が増加する傾向にある。巨大マンションの建設などによる人口増加や住民構成においては、若い世代が多く、市民のライフスタイル及びニーズが変化するとともに、行政に対する意識も多様化している。

また、外国人の戸籍届出件数も増えており、世帯構成も複雑化しているため窓口相談も増えている状況にある。加えて、法令等の改正による事務量の増加や個人情報保護に対する市民意識の高まりにより、市民に対し個人情報保護に関する啓発と各種届出時の本人確認の協力をお願いするなど、柔軟に対応できる人材の育成及び人材の確保が窓口サービスの課題となっている。

こうした状況下において、証明書等の交付については、自動交付機の活用強化として稼働時間の延長や郵便局を利用した申請窓口の開設による分散化の促進、広報やホームページを利用した申請手続きのPRの実施を図ってきたところである。情報技術の進展を踏まえると、公的個人認証によるマルチペイメントシステムを利用した電子申請への推進を働きかけることも有効な手段となる。

市民課は、本市に転入される市民が最初に訪れる窓口であるが、事務処理の一極集中型の傾向が顕著であり、これを解消するためには、市民の利便性を考慮した出張所等を設置し、受付窓口の分散化を推進することで、待ち時間の短縮を図ることが出来ると思われる。また、住基システム等の処理能力の向上と併せて窓口における事務処理のスピードアップの確立や自動交付機のシステム改善を図るとともに、市民課専用のホール係員の配置、日曜窓口の充実、大型マンション竣工時に合わせた窓口開設及び申請書のスリム化など、市民のニーズに合ったきめ細やかな取り組みをすることが、窓口サービスの充実に向けた重要な方策となる。

